

鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン

～かまくらっ子をみんなて育てよう！～



平成27年3月

鎌倉市

はじめに



鎌倉市では、「子どもが健やかに育つまち、子育ての喜びが実感できるまち、子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」の実現を目指し、平成17年に「鎌倉市次世代育成きらきらプラン」を策定し、子育て支援施策を推進してまいりました。

平成27年4月から、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が始まります。鎌倉市では、新しい制度の下で、時代に即した子育て支援施策を総合的かつ計画的に行っていく必要があることから、平成27年度からの5年間を計画期間とする「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～」を策定いたしました。

鎌倉市子ども・子育てきらきらプランでは、鎌倉市次世代育成きらきらプランの理念を継承するとともに、「鎌倉の特性に合わせた子育ての推進」と「親子の居場所の整備」を「重点取組」として位置づけ、子育て施策を推進してまいります。

次代を担う子どもたちの健やかな育ちと、すべての家庭が安心して子育てができる環境を実現するためには、保護者、地域の方、子育て支援に関わる方、行政が一体となり、子育て支援を社会全体で推し進めていくことが大切です。市といたしましても、厳しい財政状況の中ではありますが、子育て支援に積極的に取り組み、海と山に囲まれた美しい鎌倉を、どこよりも子どもを生みやすく育てやすいまちにしていきたいと思います。

最後に、この計画を策定するにあたり、鎌倉市子ども・子育て会議、市民懇談会、団体別懇談会におきまして、また、ニーズ調査等をおしまして、多くの市民の皆さまや関係者の方から様々な立場で貴重なご意見、ご要望、ご提言を賜りましたことに心から感謝申し上げます。

平成27年3月

鎌倉市長

松尾 崇

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 法令等の根拠.....	2
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の策定体制.....	3
5 計画期間.....	3
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	4
1 少子化の進行.....	4
2 少子化の要因.....	9
3 子育ての孤立感や負担感.....	12
4 就労状況と子育て.....	13
5 子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題.....	14
第3章 計画の基本的な考え方	15
1 基本理念.....	15
2 基本目標.....	16
3 重点取組.....	18
4 計画の体系.....	20
第4章 施策の展開	21
1 基本目標1 子育て家庭支援の充実	
主要施策(1) 子育て不安解消体制の整備.....	21
主要施策(2) 多様な保育・預かりサービスの充実.....	24
主要施策(3) 放課後児童対策の充実.....	28
主要施策(4) 経済的支援の充実.....	30
主要施策(5) 母子保健医療体制の充実.....	33
主要施策(6) 食育*の推進.....	37
2 基本目標2 特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援	
主要施策(1) ひとり親家庭への支援.....	39
主要施策(2) 障害のある子どもとその家庭への支援.....	41
主要施策(3) 児童虐待防止体制の充実.....	45
3 基本目標3 子どもの権利や安全の確保	
主要施策(1) 子どもの権利と主体性の尊重.....	47
主要施策(2) 子どもの安全性の確保.....	49
主要施策(3) 子どもの生活環境の整備.....	52

4 基本目標4 子どもの社会的成長の促進	
主要施策（1）家庭教育の充実	54
主要施策（2）幼児教育・学校教育の充実	55
主要施策（3）子どもの健全な成長への支援	59
主要施策（4）子どもの交流機会の確保	61
主要施策（5）子どもの遊びや学びの場の整備	63
主要施策（6）多様な体験機会の確保	65
5 基本目標5 仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス社会*）の実現	
主要施策（1）男女がともに支えあう仕組みづくり	68
主要施策（2）子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり	70
主要施策（3）多様な保育・預かりサービスの充実	71
主要施策（4）放課後児童対策の充実	71
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業	
量の見込み*（事業の二ーズ量）と確保方策*（事業の提供体制）	72
1 記載事項	72
2 提供区域	72
3 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み*の考え方	74
4 幼児期の教育・保育事業の量の見込み*と確保方策*	75
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み*と確保方策*	82
第6章 計画の推進に向けて	91
1 計画の推進体制、進行管理	91
2 個別事業の点検・評価	91
3 情報公開	91
第7章 資料	92
1 鎌倉市子ども・子育て会議条例	92
2 鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則	93
3 鎌倉市子ども・子育て会議委員名簿	94
4 計画策定の経過	95
5 用語説明	99

※文中に*印のついている用語については、巻末に用語の解説を記載しています。

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景

鎌倉市は、次代を担う子どもたちが夢を持って健やかに育ち、親が安心して子育てができる鎌倉の実現をめざし、平成 22(2010)年3月に『鎌倉市次世代育成きらきらプラン〈後期計画〉』を策定しました。

この計画は、平成 15(2003)年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体で、次世代育成支援対策の実施に関する総合的な行動計画策定が義務付けられたことを受けて策定したものです。本市では、この計画に基づき、「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念として、子育て支援を推進してきたところです。

しかし、家庭及び地域を取り巻く環境の変化が進む中で、子ども・子育てをめぐる「急速な少子化の進行」、「核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などによる子育ての孤立感や負担感の増加」、「都市部を中心とした保育所に入れない深刻な待機児童問題」といった現状と課題があります。

こうした課題を解決するため、国は、平成 24(2012)年8月に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、認定こども園*法という）の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園*法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」という子ども・子育て関連 3 法を定め、子ども・子育て支援新制度を平成 27(2015)年度から開始することになりました。

「子ども・子育て支援法」では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という）を地方公共団体が定めることとしています。

また、「次世代育成支援対策推進法」は 10 年間の時限立法として定められていましたが、平成 26(2014)年4月に成立した「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」により、10 年間延長されました。

そこで、本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定した『鎌倉市次世代育成きらきらプラン』の理念を継承し、平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までを計画期間とする『鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～』を定め、子どもの健やかな成長、子育ての支援のための施策を推進していくこととしました。

2 法令等の根拠

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき策定しました。

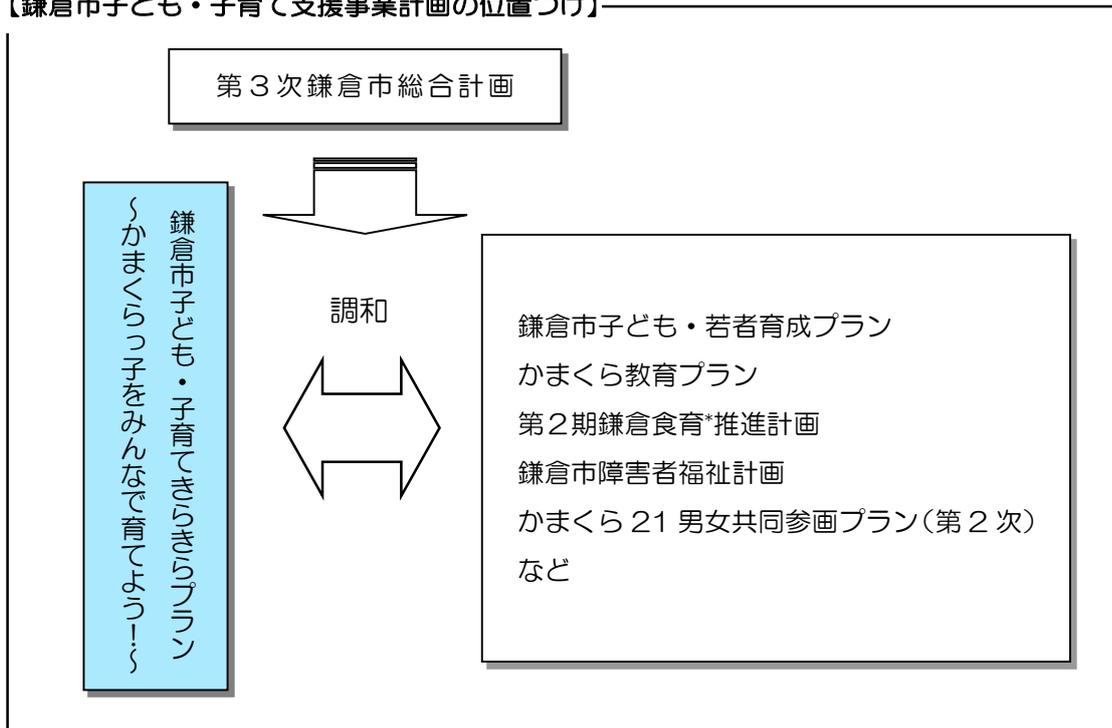
3 計画の位置づけ

この計画は、本市における子どもと子育て家庭を支援するため、行政、地域、企業など、地域社会全体で協力・協働し、取り組むものとして策定しました。

策定に当たっては、平成22(2010)年度からの5年間の計画期間として、これまで取り組みを進めてきた『鎌倉市次世代育成きらきらプラン<後期計画>』の考え方を継承しました。

また、『第3次鎌倉市総合計画』を基本とし、『鎌倉市子ども・若者育成プラン』『かまくら教育プラン』『第2期鎌倉食育*推進計画』『鎌倉市障害者福祉計画』『かまくら21男女共同参画プラン(第2次)』などと調和を図りながら策定しました。

【鎌倉市子ども・子育て支援事業計画の位置づけ】



4 計画の策定体制

(1) 計画策定体制の整備

「鎌倉市子ども・子育て会議」において、計画の策定に関し必要な事項の協議・検討を行いました。「鎌倉市子ども・子育て会議」は、幅広い意見を集約するため、子育て中の保護者、保育・教育・福祉関係団体の関係者や、学識経験者・公募市民などで構成されています。

(2) 実態調査の実施

平成 25(2013)年 10 月～11 月に、0 歳児から 5 歳児までを子育て中の家庭を対象として、「市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

調査	調査対象	調査方法	配布数	回収数 (回収率)
市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査	0 歳児から 5 歳児までを子育て中の家庭	郵送配布 郵送回収	4,200	2,558 (60.9%)

(3) 市民・団体別懇談会の実施

平成 26(2014)年 8 月～9 月に、子ども・子育て支援新制度の内容を周知するとともに、市民等の意見を反映し本市の特性に応じた計画を策定するため、「子ども・子育てかまくら市民懇談会」及び「子ども・子育てかまくら団体別懇談会」を開催しました。

(4) パブリックコメントの実施

平成 26(2014)年 11 月～12 月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

5 計画期間

平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの 5 年間を計画期間とします。

なお、国の制度改革、社会経済状況の変化、市民ニーズ、子育て支援事業者の意向の変化などが生じた場合、必要に応じて柔軟に見直しを行います。

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画期間	←		計画期間	→	

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

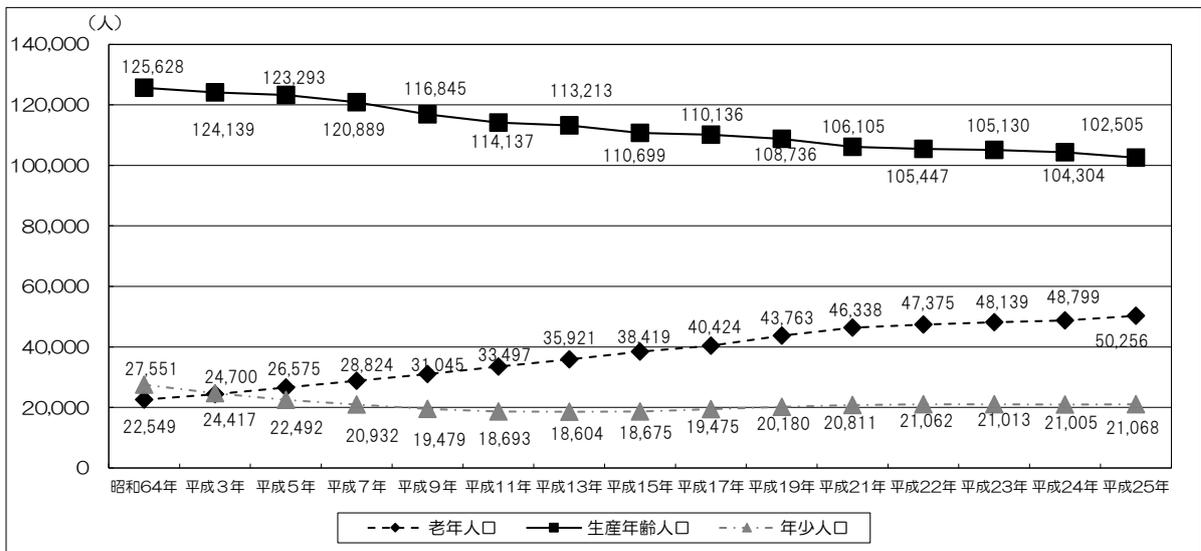
1 少子化の進行

(1) 年齢別（3区分）人口の推移（鎌倉市）

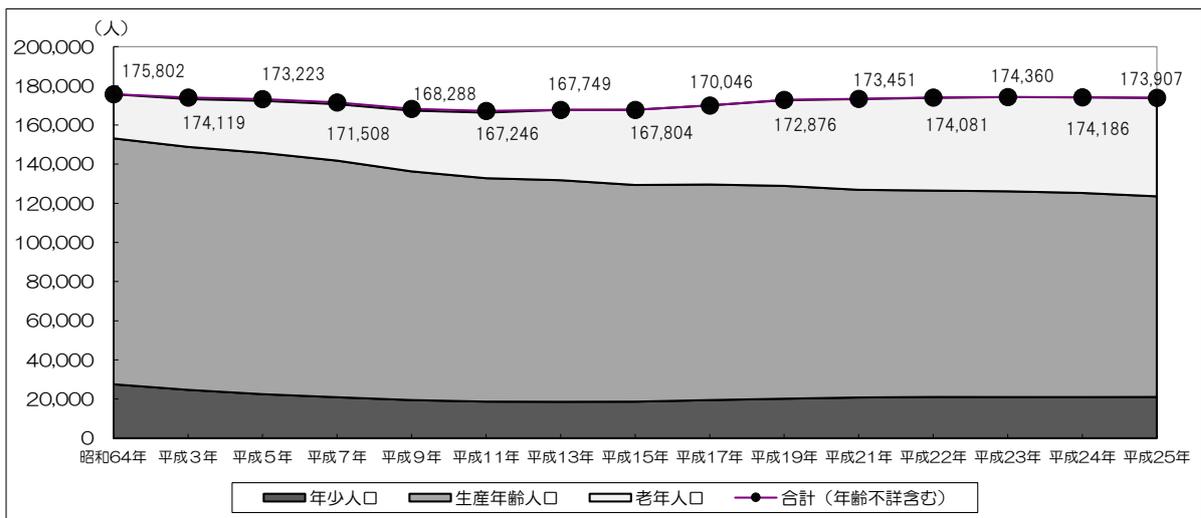
本市では、最も多い生産年齢人口（15歳～64歳）は減少傾向にあり、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

0歳から14歳までの年少人口は、平成4年に老年人口を下回りました。近年は、21,000人前後で推移し、平成25年度には21,068人となっています。

■ 図 年齢別（3区分）の人口推移（折れ線グラフ） ■



■ 図 年齢別（3区分）の人口推移（面グラフ） ■



(2) 人口推計

将来の人口を推計するため、平成21年～25年の住民基本台帳をもとにコーホート変化率法*を用いて推計を行いました。

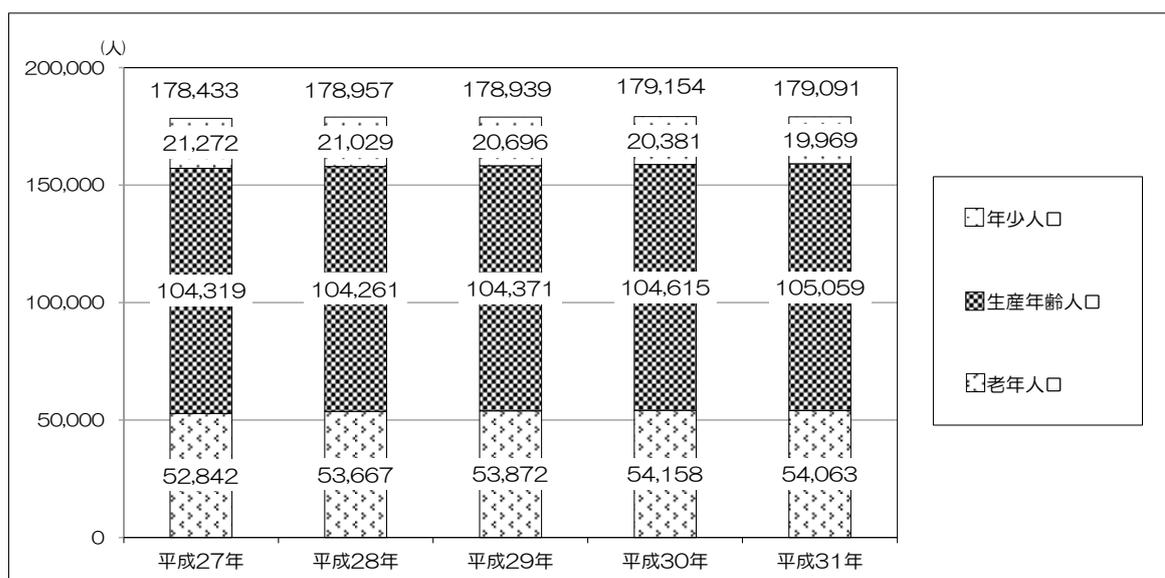
本市の今後5年間の人口構造をみると、生産年齢人口及び老年人口は増加傾向であるのに対し、年少人口は平成27年度以降減少していく傾向がみられ、特に0歳児から5歳児の児童数が減少する見込みです。

■ 表 平成27年～平成31年人口推計（全年齢） ■

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	178,433人	178,957人	178,939人	179,154人	179,091人
年少人口 0歳～14歳	21,272人	21,029人	20,696人	20,381人	19,969人
	11.9%	11.7%	11.6%	11.4%	11.1%
生産年齢人口 15歳～64歳	104,319人	104,261人	104,371人	104,615人	105,059人
	58.5%	58.3%	58.3%	58.4%	58.7%
老年人口 65歳以上	52,842人	53,667人	53,872人	54,158人	54,063人
	29.6%	30.0%	30.1%	30.2%	30.2%

※ 推計の実施時期等が異なるため、平成24年3月に本市政策創造担当が発表した鎌倉市将来人口推計調査報告書とは推計値が異なります。

■ 図 平成27年～平成31年人口推計（全年齢） ■



■ 表 平成27年～平成31年人口推計（0歳から5歳）

年齢	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳児	1,091 人	1,053 人	1,015 人	979 人	943 人
1 歳児	1,185 人	1,144 人	1,104 人	1,065 人	1,029 人
2 歳児	1,325 人	1,209 人	1,167 人	1,126 人	1,087 人
3 歳児	1,264 人	1,352 人	1,231 人	1,189 人	1,147 人
4 歳児	1,407 人	1,300 人	1,388 人	1,265 人	1,223 人
5 歳児	1,435 人	1,432 人	1,326 人	1,416 人	1,290 人
計	7,707 人	7,490 人	7,231 人	7,040 人	6,719 人

■ 表 平成27年～平成31年人口推計（6歳から11歳）

年齢	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
6 歳児	1,463 人	1,456 人	1,455 人	1,351 人	1,444 人
7 歳児	1,513 人	1,481 人	1,474 人	1,472 人	1,369 人
8 歳児	1,455 人	1,513 人	1,481 人	1,473 人	1,472 人
9 歳児	1,489 人	1,460 人	1,518 人	1,486 人	1,478 人
10 歳児	1,431 人	1,497 人	1,468 人	1,526 人	1,494 人
11 歳児	1,575 人	1,442 人	1,508 人	1,480 人	1,539 人
計	8,926 人	8,849 人	8,904 人	8,788 人	8,796 人

■ 表 地域別 平成27年～平成31年人口推計（0歳から5歳）

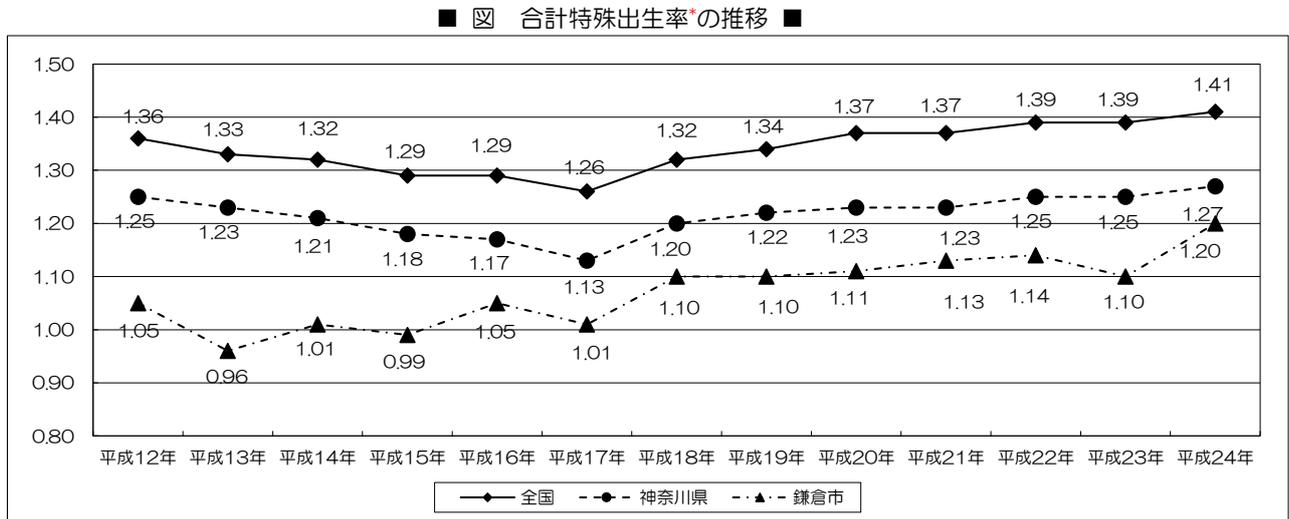
鎌倉	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳児	272 人	258 人	246 人	234 人	220 人
1 歳児	298 人	285 人	270 人	257 人	245 人
2 歳児	370 人	310 人	297 人	281 人	268 人
3 歳児	331 人	382 人	319 人	306 人	289 人
4 歳児	365 人	338 人	390 人	326 人	313 人
5 歳児	390 人	370 人	343 人	396 人	331 人
計	2,026 人	1,943 人	1,865 人	1,800 人	1,666 人
腰越	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳児	114 人	109 人	105 人	101 人	99 人
1 歳児	128 人	122 人	116 人	112 人	108 人
2 歳児	174 人	147 人	140 人	134 人	130 人
3 歳児	156 人	186 人	157 人	150 人	144 人
4 歳児	177 人	164 人	195 人	165 人	158 人
5 歳児	169 人	189 人	175 人	208 人	176 人
計	918 人	917 人	888 人	870 人	815 人
深沢	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳児	232 人	224 人	215 人	206 人	197 人
1 歳児	253 人	243 人	235 人	226 人	217 人
2 歳児	251 人	247 人	237 人	229 人	220 人
3 歳児	265 人	254 人	250 人	240 人	232 人
4 歳児	308 人	275 人	263 人	259 人	249 人
5 歳児	289 人	309 人	276 人	264 人	260 人
計	1,598 人	1,552 人	1,476 人	1,424 人	1,375 人
大船	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳児	307 人	305 人	299 人	295 人	291 人
1 歳児	335 人	329 人	327 人	321 人	317 人
2 歳児	337 人	334 人	328 人	326 人	320 人
3 歳児	338 人	338 人	335 人	329 人	327 人
4 歳児	362 人	353 人	352 人	349 人	343 人
5 歳児	360 人	367 人	360 人	358 人	355 人
計	2,039 人	2,026 人	2,001 人	1,978 人	1,953 人
玉縄	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳児	166 人	157 人	150 人	143 人	136 人
1 歳児	171 人	165 人	156 人	149 人	142 人
2 歳児	193 人	171 人	165 人	156 人	149 人
3 歳児	174 人	192 人	170 人	164 人	155 人
4 歳児	195 人	170 人	188 人	166 人	160 人
5 歳児	227 人	197 人	172 人	190 人	168 人
計	1,126 人	1,052 人	1,001 人	968 人	910 人

■ 表 学校区別 平成27年～平成31年人口推計（6歳から11歳）

鎌倉	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第一小学校区	923 人	915 人	921 人	909 人	910 人
第二小学校区	573 人	568 人	571 人	564 人	564 人
御成小学校区	573 人	568 人	571 人	564 人	564 人
稲村ガ崎小学校区	246 人	244 人	246 人	243 人	243 人
積み上げ	2,315 人	2,295 人	2,309 人	2,279 人	2,281 人
腰越	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
七里ヶ浜小学校区	410 人	407 人	409 人	404 人	404 人
腰越小学校区	474 人	470 人	473 人	467 人	467 人
西鎌倉小学校区	785 人	779 人	783 人	773 人	774 人
積み上げ	1,669 人	1,655 人	1,665 人	1,644 人	1,645 人
深沢	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
深沢小学校区	891 人	883 人	889 人	877 人	878 人
富士塚小学校区	249 人	247 人	249 人	246 人	246 人
山崎小学校区	768 人	762 人	766 人	756 人	757 人
積み上げ	1,909 人	1,892 人	1,904 人	1,879 人	1,881 人
大船	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
大船小学校区	499 人	495 人	498 人	491 人	492 人
小坂小学校区	659 人	653 人	657 人	648 人	649 人
今泉小学校区	452 人	448 人	451 人	445 人	445 人
積み上げ	1,610 人	1,596 人	1,606 人	1,585 人	1,586 人
玉縄	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
玉縄小学校区	627 人	621 人	625 人	617 人	618 人
植木小学校区	363 人	360 人	362 人	358 人	358 人
関谷小学校区	433 人	429 人	432 人	426 人	427 人
積み上げ	1,423 人	1,411 人	1,419 人	1,401 人	1,402 人

(3) 合計特殊出生率*の推移（全国・県・鎌倉市）

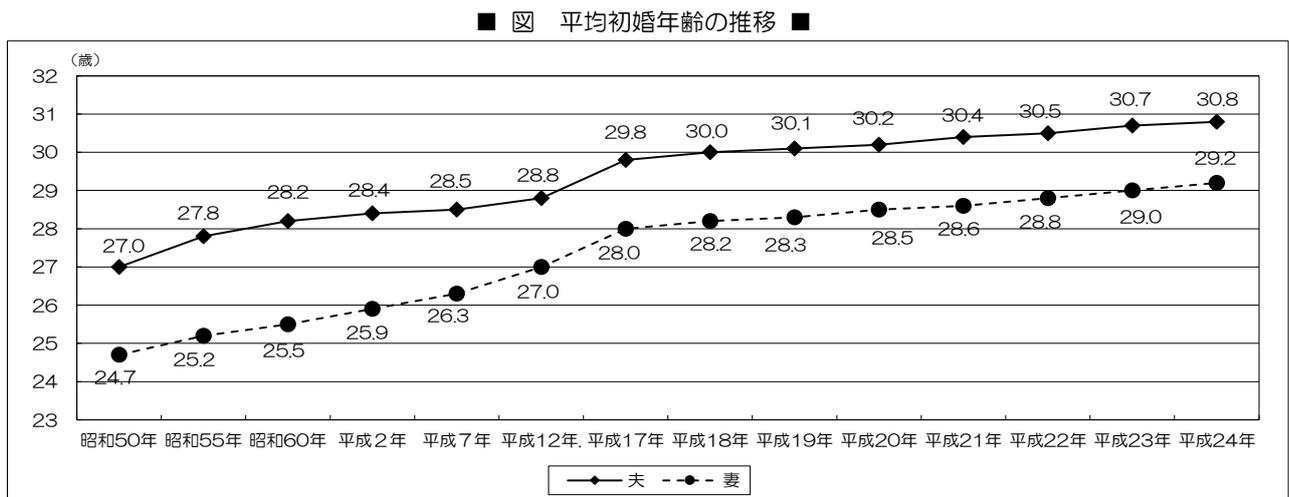
鎌倉市の合計特殊出生率*は、全国や県を下回って推移していますが、平成 18 年以降は上昇傾向にあり、平成 23 年は 1.10 に下がったものの、平成 24 年は 1.20 に上昇しました。（人口を長期的に保つことが可能となる合計特殊出生率*は 2.08 と考えられています。）



2 少子化の要因

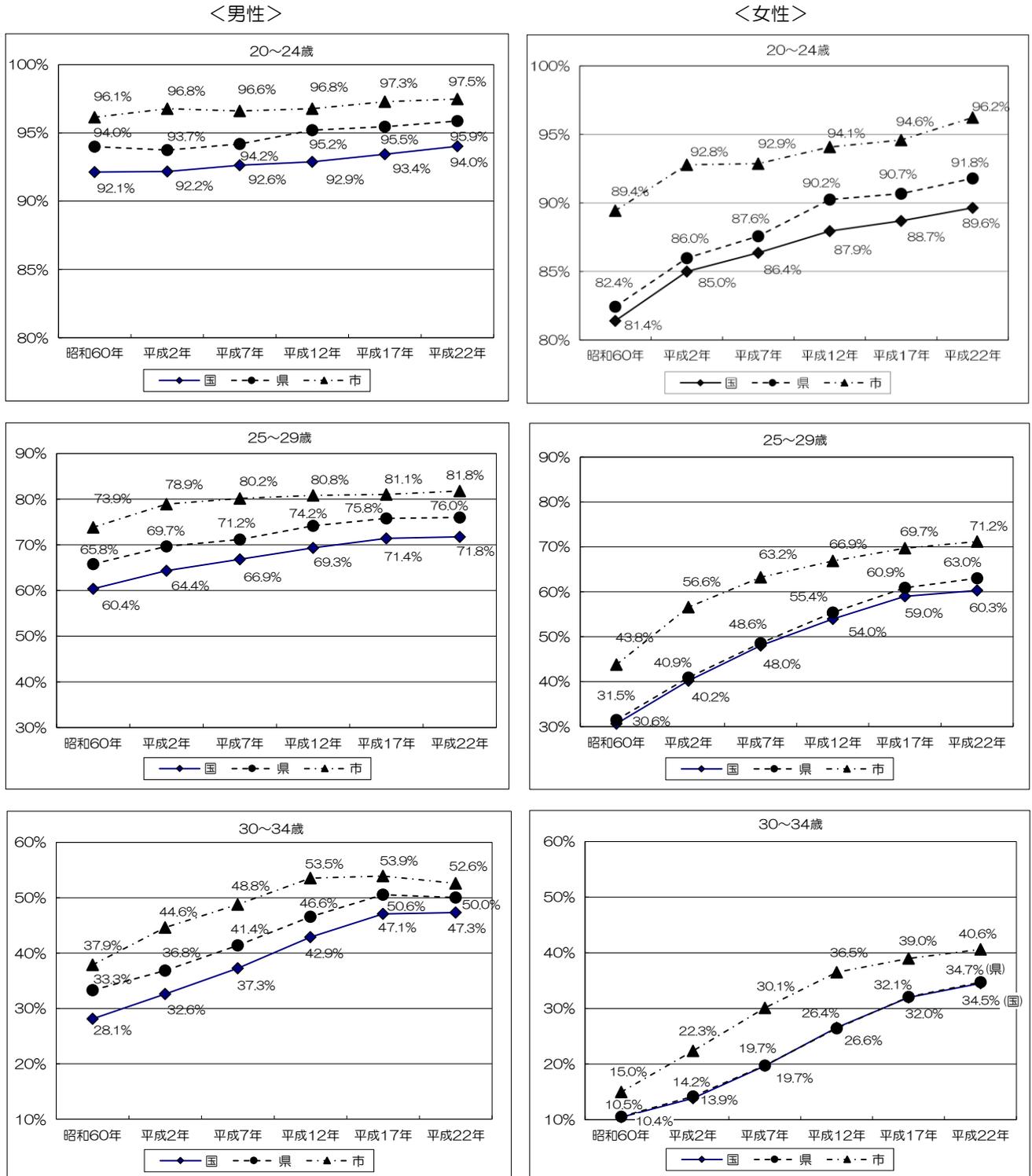
(1) 晩婚化（平均初婚年齢の推移）（全国）

平均初婚年齢は、平成 24 年で、夫が 30.8 歳（対前年比 0.1 歳上昇）、妻が 29.2 歳（対前年比 0.2 歳上昇）と上昇傾向を続けており、結婚年齢が高くなる晩婚化が一層進んでいます。



年齢別の未婚率をみると、男女とも上昇傾向にあり、晩婚化が進行しています。特に女性の25～29歳及び30～34歳で、顕著に未婚率の上昇がみられます。また、鎌倉市の未婚率は全国、県を大きく上回っています。

■ 図 未婚率の推移 ■

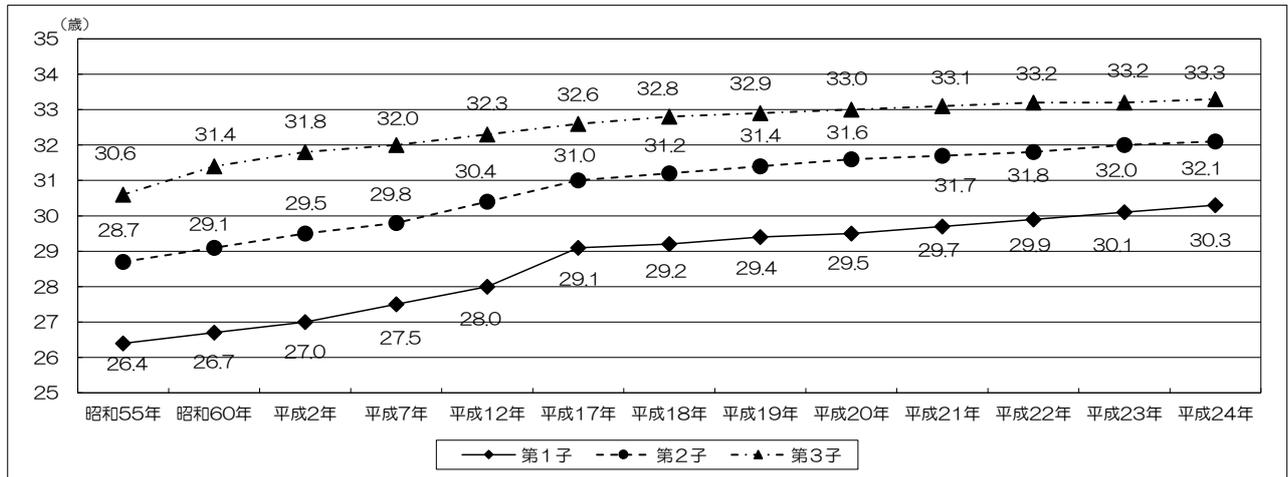


※資料：国勢調査

(2) 晩産化（母親の平均出生時年齢の推移）（全国）

晩婚化の傾向に伴い、出生したときの母親の年齢も遅くなる晩産化が同時に進んでいます。昭和55年には、第1子出生時の母親の平均年齢は26.4歳でしたが、平成24年には30.3歳と3.9歳上昇し、その結果、第2子、第3子出生時の平均年齢も上昇しています。高年齢になると出産を控える傾向にあるため、晩産化は少子化の一因とされています。

■ 図 母親の平均出生時年齢の推移 ■



※資料：厚生労働省「人口動態統計」

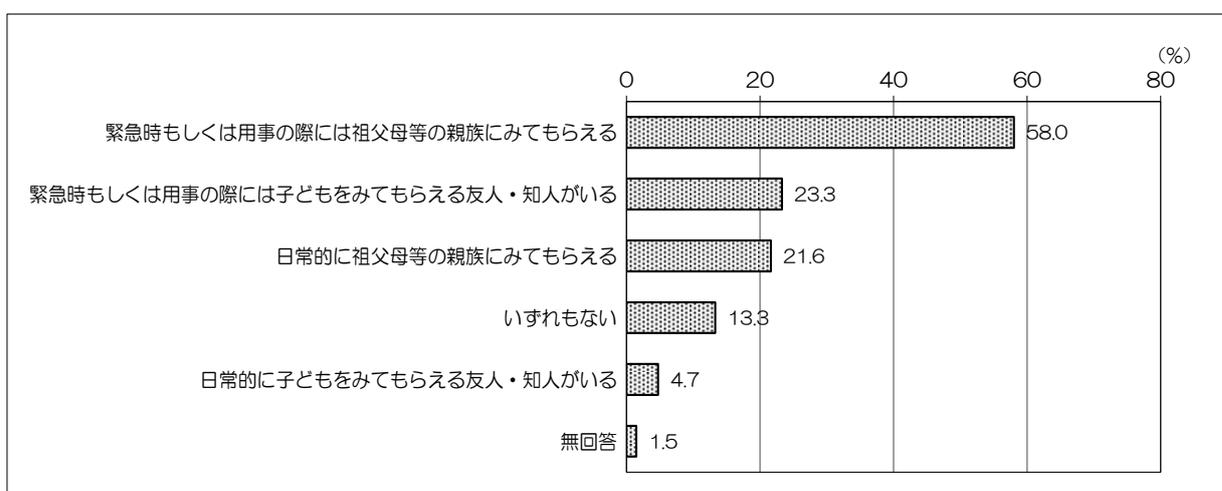


3 子育ての孤立感や負担感

(1) 親族・知人からの支援、子育てを気軽に相談できる人の有無（鎌倉市）

ニーズ調査では、13%を超える人が、「子どもをみてもらえる親族・知人がいずれもない」と回答しています。また、平成25年度第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画に関する市民意識調査でも、親と子（5歳以下）の世帯のうち44.1%の人が、「困ったことがあるとき、相談したり助け合ったりすることのできる人が隣近所にいない」と回答しています。日々の子育てに対する助言や協力を得ることが難しく、孤立した状況で子育てをしている家庭が存在していることが伺えます。

■ 図 親族・知人からの支援 ■



※資料：平成25年度実施 ニーズ調査

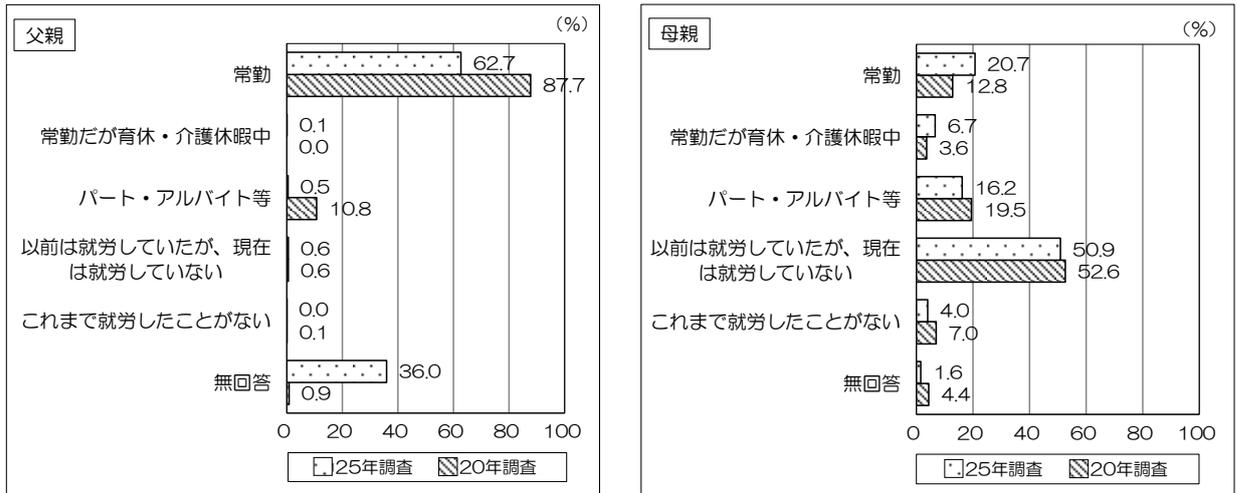


4 就労状況と子育て

(1) 父親、母親の就労状況（鎌倉市）

父親の就労状況をみると、ほとんどが「常勤」となっていますが、母親の就労状況をみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が最も高く、結婚や出産を機に離職したことが伺えます。また、平成20年度に実施したニーズ調査の結果と比較すると、母親の常勤率が上昇しています。

■ 図 父親、母親の就労状況 ■

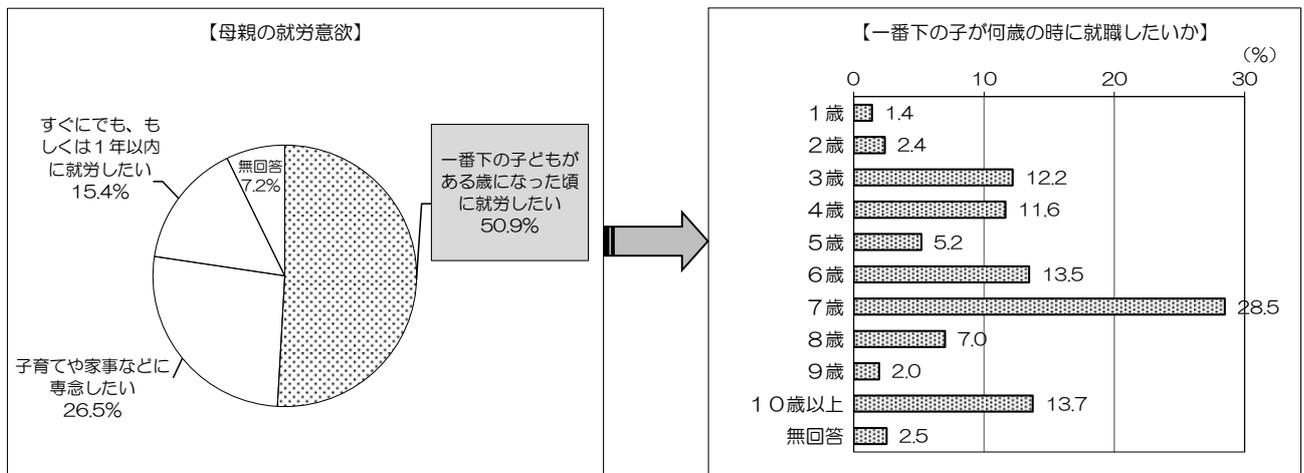


※資料：平成25年度実施 ニーズ調査

(2) 母親の就労希望（鎌倉市）

現在就労していない母親のうち、15.4%が「すぐにでも、もしくは1年以内に」、50.9%が「一番下の子どもがある歳になった頃に」就労したいと回答しており、共働き世帯は今後も増加する見通しです。

■ 図 母親の就労希望 ■



※資料：平成25年度実施 ニーズ調査

5 子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

平成 25 年度に実施した 0 歳児から 5 歳児を持つ世帯へのニーズ調査、次世代育成きらきらプラン後期計画の評価、「鎌倉市子ども・子育て会議」でのご意見などから次の現状や課題が見えてきました。

(1) 子育ての不安感や負担を解消する取組

- ・ 核家族化の進行や地域の人々との交流の機会が少なくなる中で、子育て情報を求める声が強まり、身近で気軽に相談できる場が求められています。
- ・ 多くの保護者が子育てに関する経済的な負担を感じています。
- ・ 妊娠・出産・育児における、母子の心身の健康に対する不安を解消することが必要です。

(2) 社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭への支援

- ・ 障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども、虐待を受けている子ども等、特別な配慮や支援が必要な子どもを含め、すべての子どもが健やかに成長できるよう、各々が抱える課題や状況に応じた支援が求められています。

(3) 子どもの権利が尊重され、安全・安心に暮らせるための環境整備

- ・ 子どもを個人として尊重し、子どもがいきいきと日常生活を送ることができる環境が必要です。
- ・ 子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくりが求められています。

(4) 子どもが学びや体験を通じ豊かな人間性を形成するための支援

- ・ 子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、家庭は子どもにとって最初の集団で成長の基盤であることから、本来果たす役割を見つめ直す必要があります。
- ・ 子ども同士や親子が地域の人や自然と触れ合う機会が減少しており、地域での交流の機会や場所の提供、遊びのきっかけを求める声が多数寄せられています。
- ・ 有害な情報が子どもでも簡単に入手できる環境があります。子ども一人ひとりが、自分と「相手」を大切にできるよう環境整備を行っていく必要があります。
- ・ 子どもの豊かな人間性を育成するため、質の高い幼児期の教育が求められています。

(5) ワーク・ライフ・バランス*の実現

- ・ 女性の就労率の上昇や勤務形態の多様化などに伴い、保育ニーズが増加・多様化しています。
- ・ 共働き世帯の増加などの背景から、放課後児童クラブの拡充への要望が高まっています。
- ・ 男女がともに子育てと仕事を両立できるよう、多様な働き方の選択が可能になる労働環境の整備や男女がともに支え合う環境などが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもが健やかに育つまち

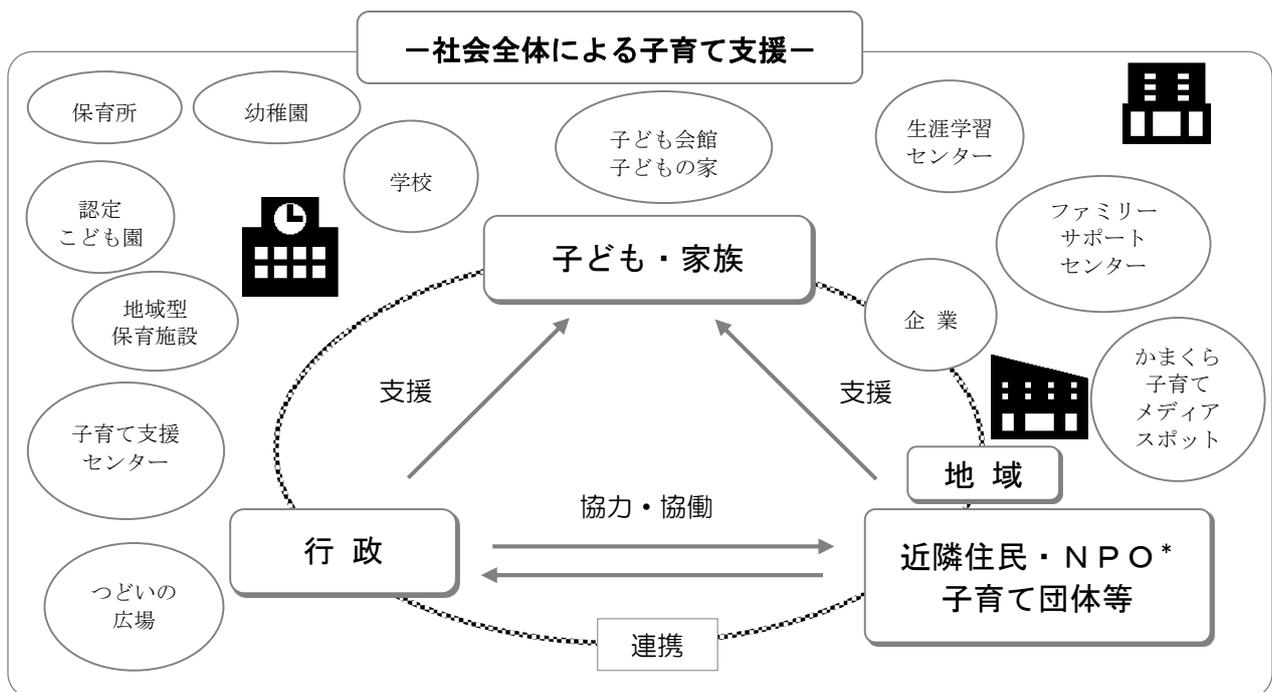
子育ての喜びが実感できるまち

子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉

核家族化が進み、多くの家族に見守られながら子どもが育っていくといった家庭環境が失われてきています。保護者の孤立感や負担感の増大も懸念されており、また、女性の社会進出など、社会構造が変化し、結婚・出産、子育ての悩みや不安を多くの市民や家庭が抱えています。

そこで、本市では、社会全体で子育てを支えるため、地域や関係団体などとともに、海と山の美しい自然環境やゆたかな歴史的遺産など鎌倉の特性を生かしながら「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」の実現に向けて本計画を推進します。

子どもの元気な声がまちにこだまし、これから子どもの生まれてくる家庭や、子育てをしている家庭に笑い声が絶えず、まちのみんなが子どもたちを温かく包み込む、そのようなまちを本市はめざします。



2 基本目標

基本理念の実現のために、本市では基本目標を以下のように設定しました。

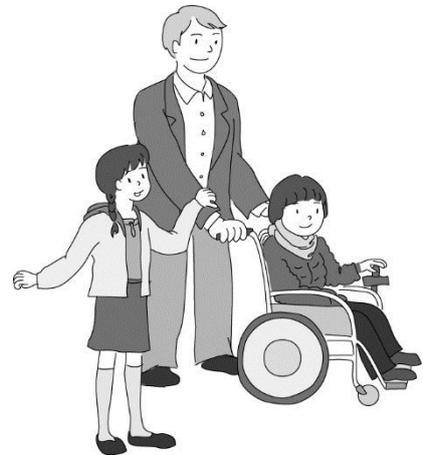
(1) 子育て家庭支援の充実 (21 号～)

子育ての不安や悩みを解消するための体制の整備や、子育て家庭に対する経済的支援、医療体制の充実等により、子育てに関する悩みや不安の解消に努めます。



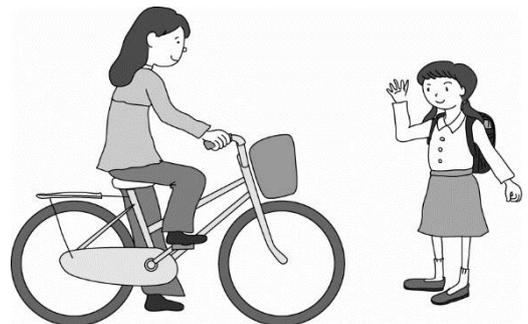
(2) 特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援 (39 号～)

障害のある子どもと家庭、ひとり親家庭など、特別な配慮や支援が必要な子どもの状況に応じた支援の充実に努めます。



(3) 子どもの権利や安全の確保 (47 号～)

子どもが安心して生活ができる環境を整え、子どもと子育て家庭にとって安全で住みやすいまちを創り上げることを通じて、子どもが権利の主体として尊重され、健やかに育つことができるまちをめざします。



(4) 子どもの社会的成長の促進 (54 号～)

子どもが健全に育つ環境を整え、子どもに交流の機会や遊び・学びの場を提供するとともに、多様な体験の機会を提供することを通じて社会性を育てていきます。

また、生活の基本となる家庭教育の充実を促進し、就学前の教育及び学校教育の充実と相互の連携を図ることにより、子どもがその可能性を伸ばしていくことのできる環境を整えます。



(5) 仕事と生活が調和した社会 (ワーク・ライフ・バランス*社会) の実現 (68 号～)

多様なニーズに応じた保育サービスの提供や拡充などを行い、子育てと仕事を両立できる仕組みづくりを進めます。



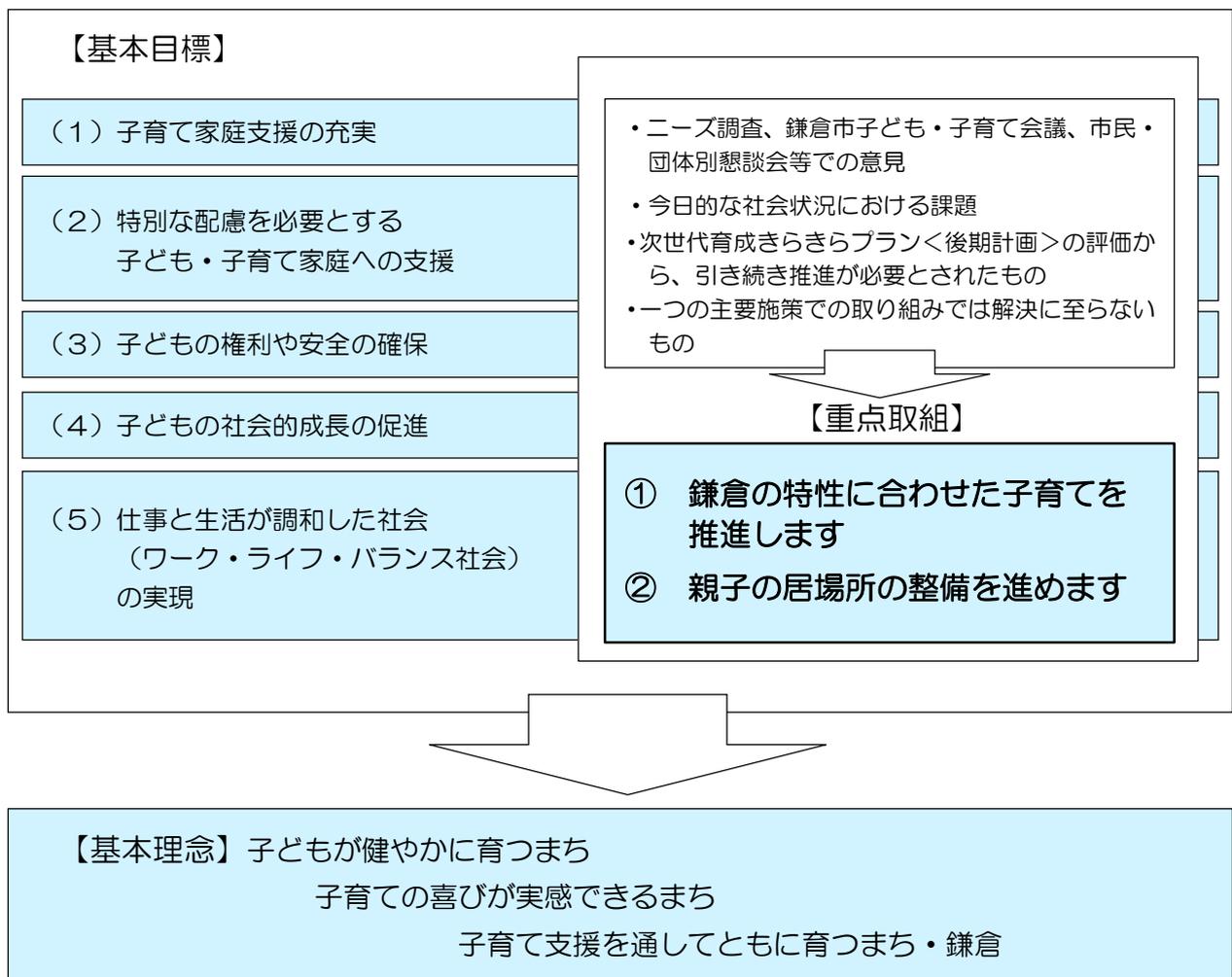
3 重点取組

基本理念を実現するため、基本目標及び主要施策（4 計画の体系参照）を設定し、取組を進めていきますが、多岐にわたる施策のなかで以下4点を考慮し、今後5年間に重点的に取り組むべきことを「重点取組」として位置づけました。

- ① ニーズ調査、鎌倉市子ども・子育て会議、市民・団体別懇談会等での意見
- ② 今日的な社会状況における課題
- ③ 次世代育成きらきらプラン〈後期計画〉の評価から、引き続き推進が必要とされたもの
- ④ 一つの主要施策での取組では解決に至らないもの

検討の結果、本計画では、「鎌倉の特性に合わせた子育てを推進します」「親子の居場所の整備を進めます」の2点を重点取組として、設定しました。

市では、この2つの重点取組を推進するため、各種関連事業を充実するための取組を進めるとともに、関係団体が行う事業のサポートなどを行っていきます。



(1) 鎌倉の特性に合わせた子育てを推進します

本市は貴重な歴史遺産とそれを取り巻く歴史的風土を持ち、海と山の美しい自然に囲まれています。この恵まれた環境を生かした子育てができることは何物にも代えがたい本市の特性です。この特性を子育ての場で生かすことが必要であるとの意見が、「鎌倉市子ども・子育て会議」や「市民懇談会・団体別懇談会」でも出されました。

本市では、学校教育における総合的学習や環境保全・景観形成に関する体験学習などでその特性を生かしてきました。また、自然・歴史・文化等の様々な体験機会を子どもたちに提供するとともに、親子で共有することを通じて家庭教育にも資することを図ってきました。

今後も、各種関連事業を整備するとともに、鎌倉らしさを生かした学校教育・社会教育・家庭教育を行うことに努め、鎌倉の特性に合わせた子育てを促進していきます。

推進主要施策	基本目標4 主要施策(2)	幼児教育・学校教育の充実 (55 ㊦参照)
	基本目標4 主要施策(6)	多様な体験機会の確保 (65 ㊦参照)

(2) 親子の居場所の整備を進めます

少子化・核家族化・都市化の進展とともに、子どもは家庭や地域で遊び相手が見つからず、親は子育ての悩みを打ち明け、相談する相手が見つげづらくなってきています。

「ニーズ調査」「鎌倉市子ども・子育て会議」「市民懇談会・団体別懇談会」では、多くの方が子どもや親の集う場所を求めているとのご意見がありました。

本市では、子育て支援センター・つどいの広場・子ども会館・各種公園など、様々な居場所づくりに努めてきたところですが、施設が使いづらいなど有効に活用されていない現状があるため、今後より積極的に親子の居場所づくりを進めていきます。

推進主要施策	基本目標1 主要施策(1)	子育て不安解消体制の整備 (21 ㊦参照)
	基本目標1 主要施策(3)	放課後児童対策の充実 (28 ㊦参照)
	基本目標4 主要施策(4)	子どもの交流機会の確保 (61 ㊦参照)
	基本目標4 主要施策(5)	子どもの遊びや学びの場の整備 (63 ㊦参照)

4 計画の体系

基本理念	基本目標	主要施策
<p>子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち</p> <p>子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉</p>	<p>基本目標1 (21 号～)</p> <p>子育て家庭支援の充実</p>	<p>(1) <u>子育て不安解消体制の整備</u></p> <p>(2) 多様な保育・預かりサービスの充実</p> <p>(3) <u>放課後児童対策の充実</u></p> <p>(4) 経済的支援の充実</p> <p>(5) 母子保健医療体制の充実</p> <p>(6) 食育*の推進</p>
	<p>基本目標2 (39 号～)</p> <p>特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援</p>	<p>(1) ひとり親家庭への支援</p> <p>(2) 障害のある子どもとその家庭への支援</p> <p>(3) 児童虐待防止体制の充実</p>
	<p>基本目標3 (47 号～)</p> <p>子どもの権利や安全の確保</p>	<p>(1) 子どもの権利と主体性の尊重</p> <p>(2) 子どもの安全性の確保</p> <p>(3) 子どもの生活環境の整備</p>
	<p>基本目標4 (54 号～)</p> <p>子どもの社会的成長の促進</p>	<p>(1) 家庭教育の充実</p> <p>(2) <u>幼児教育・学校教育の充実</u></p> <p>(3) 子どもの健全な成長への支援</p> <p>(4) <u>子どもの交流機会の確保</u></p> <p>(5) <u>子どもの遊びや学びの場の整備</u></p> <p>(6) <u>多様な体験機会の確保</u></p>
	<p>基本目標5 (68 号～)</p> <p>仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス*社会）の実現</p>	<p>(1) 男女がともに支え合う仕組みづくり</p> <p>(2) 子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり</p> <p>(3) 多様な保育・預かりサービスの充実</p> <p>(4) 放課後児童対策の充実</p>

主要施策のうち下線があるものについては、重点取組を推進するための施策です（推進主要施策）。

第4章 施策の展開

1 基本目標1 子育て家庭支援の充実

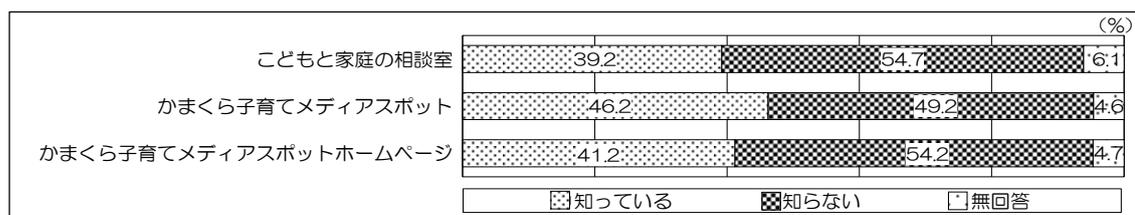
主要施策(1) 子育て不安解消体制の整備

少子化・核家族化の進行につれて、子育てについての知識と経験を持ち合わせている家庭が少なくなり、また、都市化が進行するなかで、地域で子育てについて気軽に相談できる人がいなくなった結果、家庭の養育力や地域の子育て支援力が低下してきています。

また、情報化社会の進展は、子育てに関する情報の入手を容易にする一方で、過剰な情報の氾濫が保護者の混乱をもたらす事例が増えています。

保護者の子育てに関する不安を解消するためには、子育て相談事業や保護者同士の交流事業を引き続き進めるとともに、子育てに役立つ情報を提供できるような体制を充実することが必要です。

■ 図 相談・情報提供事業の認知状況 ■



※資料：平成25年度実施 ニーズ調査

【寄せられた意見】

- ・子どもの年齢に合った市のガイドブックがほしい。
- ・子育て相談支援を行っている場所や機会をお知らせする手段を増やしてほしい。
- ・母親同士がつながりを持てる機会が少ない。
- ・ママや赤ちゃんにとって、気軽に息抜きできる場所があるといい。
- ・自分から子育てサークルのようなどころに出向くことはなかなか勇気がいる。市の積極的な呼びかけで集まることで、親子が交流できる機会があれば、子育ての悩みやストレス、孤独感も少なくなると思う。

課題

- 市が行っている相談・情報提供事業の認知度を高めるため、事業の周知が必要です。
- 子育て支援センターなど公共の施設に限らず、キッズスペースがある飲食店など、身近な場所で集え、交流できる場が求められています。
- 子育ての悩みや喜びを共有しやすい、家族ぐるみで付き合える相手や、自分の子どもと同学年の子の親と出会えるきっかけづくりが求められています。

施策の方向性

- ① 相談体制の充実
- ② 情報提供体制の充実
- ③ 保護者交流機会の提供
- ④ ネットワーク体制の充実

① 相談体制の充実

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
1-1-1-1	地域子育て相談体制 【こども相談課】 【保育課】	親たちが子育ての悩みなどを気軽に相談できるよう、子育て支援センター・保育所を活用し、相談体制の充実に努めます。 保育所では、地域子育て支援の一環として電話等での育児相談を受付けています。	子育て支援センター：事業の継続 認可*保育所：全施設で実施
1-1-1-2	「こどもと家庭の相談室」の実施 【こども相談課】 (重複掲載 2-3-1-3)	子どもと家庭の福祉及び児童虐待に関する一義的相談窓口として幅広い相談の受付を行います。 相談・通告への対応に当たっては、児童相談所を始めとする関係機関との連携のもとに取り組みます。 また、相談員が子育て支援センター等に出向いて、保護者から直接育児などの相談が受けられるような出張相談に取り組みます。	事業の継続
1-1-1-3	各種相談体制の充実及び連携 【関係各課】	各種相談事業を充実し、各相談窓口と関係機関との連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・親子健康相談 1-5-5-2 参照 ・ひとり親家庭相談 2-1-1-1 参照 ・障害のある子どもとその家庭に対する相談体制 2-2-1-1～6 参照 ・教育相談の充実 4-2-5-1 参照 ・思春期相談体制の充実 4-3-2-2 参照
1-1-1-4	育児相談及び講演会 【私立幼稚園】	幼稚園において、幼児教育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言、その他必要な援助を行います。	事業の継続
1-1-1-5	地域の民生委員児童委員*、主任児童委員*の活動 【鎌倉市民生委員児童委員協議会】 【主任児童委員連絡会】	厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員児童委員*が、市民の立場で子育ての相談、情報提供などの支援を行っています。 主任児童委員*は、親子で遊べる場、子育ての仲間づくりの場を設けたり、虐待の早期発見・早期対応に取り組むなど、地域の中の身近な相談相手として活動しています。	事業の継続
1-1-1-6	子育て支援センターの充実 【こども相談課】 (重複掲載 1-1-3-1)	子育て家庭に対してアドバイザーが子育ての情報提供や、育児相談に応じます。フリースペースの子育てひろばも設置します。	事業の継続 ※詳細は第5章(82頁)参照
1-1-1-7	つどいの広場 【こどもみらい課】 (重複掲載 1-1-3-2)	子育て支援センターのない地域に、乳幼児(特に0～3歳)を持つ子育て中の親子の交流、つどいの場を提供します。	1 地域2 か所(支援センター開設のため) ※詳細は第5章(82頁)参照

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
1-1-1-8	保育所における地域育児センター活動 【保育課】	多様化する子育てニーズに対応するため、子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供など、子育て家庭を総合的に支援する地域育児センター活動を行います。	事業の継続
1-1-1-9	子育てサロン 【地区社会福祉協議会】 【地区民生委員児童委員協議会】	児童の健全育成のために、主任児童委員*が中心となり、未就学児を対象に小地域でサロン活動を行っています。	事業の継続

② 情報提供体制の充実

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
1-1-2-1	かまくら子育てメディアスポットの運営 【こどもみらい課】	市役所内のかまくら子育てメディアスポットやホームページ、ネットワークサービスなどを活用し「子育て支援コンシェルジュ」による子育て支援情報の収集・提供を行います。 また、子育て支援団体や地域活動の情報発信に協力するなど、社会全体で子育てを支える取組みを支援します。	事業の継続
1-1-2-2	「かまくら子育てナビきらきら」の発行 【こどもみらい課】	妊娠中から小学校低学年までの子どもの子育てに役立つ子育て支援情報誌を発行します。	利用者が身近な場所で受け取ることのできる環境を作ります。

③ 保護者交流機会の提供

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
1-1-3-1	子育て支援センターの充実 【こども相談課】 (重複掲載 1-1-1-6)	子育て家庭に対してアドバイザーが子育ての情報提供や、育児相談に応じます。フリースペースの子育てひろばも設置します。	事業の継続 ※詳細は第5章(82頁)参照
1-1-3-2	つどいの広場 【こどもみらい課】 (重複掲載 1-1-1-7)	子育て支援センターのない地域に、乳幼児(特に0～3歳)を持つ子育て中の親子の交流、つどいの場を提供します。	1地域2か所(支援センター開設のため) ※詳細は第5章(82頁)参照
1-1-3-3	多世代交流地域共同拠点の創設 【福祉総務課】 【こどもみらい課】	地域の資源等(住宅や店舗等も含む)を活用した多世代が交流できる拠点づくりを支援します。	地域の活動状況にあわせた支援のあり方の検討、実施

④ ネットワーク体制の充実

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
1-1-4-1	ネットワークの推進 【こどもみらい課】	子ども関連のすべての機関・団体が、子どもの健全育成に向けて、より一層連携を強化して行動できるよう協働関係を促進します。	事業の継続
1-1-4-2	地域福祉活動 【市民健康課】 【保育課】	地域の会館等を活用し、身近な小グループでの子育てを推進するため、保育所、社会福祉協議会、主任児童委員*や育児ボランティア等との連携を図ります。	事業の継続

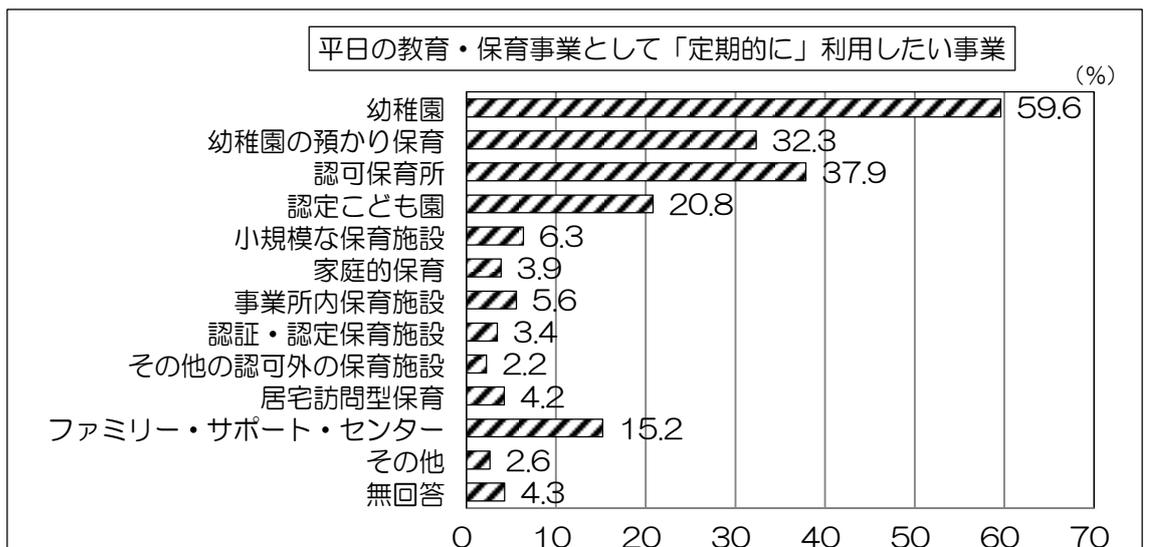
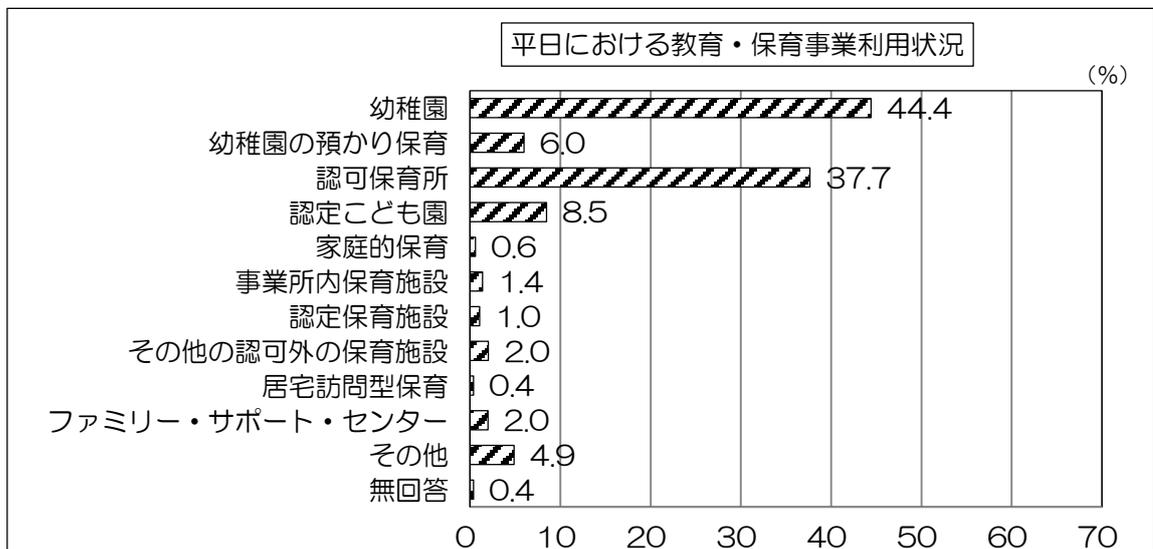
主要施策（2）多様な保育・預かりサービスの充実

女性の就労率の上昇にともなう夫婦共働き家庭の増加などにより、保育に対する需要が高まってきています。

また、パートタイム就労やフレックスタイムでの勤務等により、就労形態や勤務時間が多様化しており、それに応じて保育ニーズも多様化していることから、これらに対応した環境を整備することが課題となっています。

さらに、一時的な就労やリフレッシュ等での一時預かりサービスのニーズも増えており、共働き家庭のみならず、全ての子育て家庭を対象とする支援の充実が求められています。

■ 図 平日における教育・保育事業利用状況・利用意向 ■



※資料：平成25年度実施 ニーズ調査

【寄せられた意見】

- 仕事をしたいが、入所できる保育所がない。
- 保育所整備はたしかに進んでいるが、入所を希望しているものの祖父母にみてもらっているため待機児童数にカウントされていない人もいるため、今後も施設整備の必要がある。
- 保育所の競争率が高いため、育休を早めに切り上げる親もいる。
- 施設整備の計画を立てる際は、保育所が不足する地域に配慮するなど、地域性に合わせた計画をたててほしい。
- 保育所の受入数が増えてきているが、今後は数だけではなく保育の質も確保してほしい。
- 一時預かりを利用したかったが、人数が一杯で利用できなかった。
- 保育所の一時的預かりを全ての保育所でもやってほしい。利用したくても家から離れた保育所でしか一時預かりをしていない。
- 幼稚園でも長期休み中の預かり保育をしてけるとよい。
- 病気の子どもをみてくれる、預かってくれる場所を充実させないと、子どもを持つ母親は働けない。
- 在宅で子育てをしている家庭への支援も充実させてほしい。
- 育休中に、気軽に子どもを預けられる場所がなく、精神的にきつかった。仕事に復帰し、保育所に預けてから、肉体的にはきついが、精神的には楽になった。
- ファミリーサポートセンターは、相手の都合が合わない時に困るが地域とのつながりが取れて良い制度だと思う。
- 施設面だけでなく、地域で子どもを育てようという雰囲気づくりが重要。

課題

- 保育所や一時預かりなどでは、利用希望に対して、提供量が下回っているため、利用したい人が利用できる環境を整えることが必要です。
- 時間の延長、土日の開設、保育士の質の改善、備品や行事の充実等、保育ニーズが多様化しており、きめ細かいサービスの提供が必要です。
- 地域の人が育児支援を行うファミリーサポートセンターについては、ニーズが高いため、今後支援を行う会員を増やす必要があります。
- 身近な場所での、子どもの一時的預かりを求める声があります。
- 地域のバランスに考慮した施設整備が求められます。

施策の方向性

- ① 保育体制の整備・充実
- ② 保育内容の充実
- ③ 保育サービスの質の確保
- ④ 地域での預かり等事業の充実

① 保育体制の整備・充実

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
1-2-1-1	通常保育事業 【保育課】	教育・保育施設及び地域型保育事業において、保護者が就労をしているなど、子ども・子育て支援法に定められている「保育を必要とする児童」に対して保育を実施します。 また、地域型保育事業と教育・保育施設の連携を図るなど、通常保育事業の充実を図ります。	待機児童の解消 ※詳細は第5章（79頁）参照
1-2-1-2	公立保育所の拠点化 【こどもみらい課】 【保育課】	市内5地域に1園ずつの公立保育所を整備し、子育て支援の拠点としての機能を充実させていきます。	鎌倉地域の拠点として、材木座保育園と稲瀬川保育園の統合保育園を建設します。
1-2-1-3	保育施設の整備・活用 【こどもみらい課】 【保育課】	保育の安全確保、産後の休業及び育児休業後における保育所入所希望者の増など多様化する市民ニーズへの対応及び待機児童の解消を目指し、保育施設の新築・改築等の整備を図ります。	事業の継続 待機児童の解消へ向けた整備

② 保育内容の充実

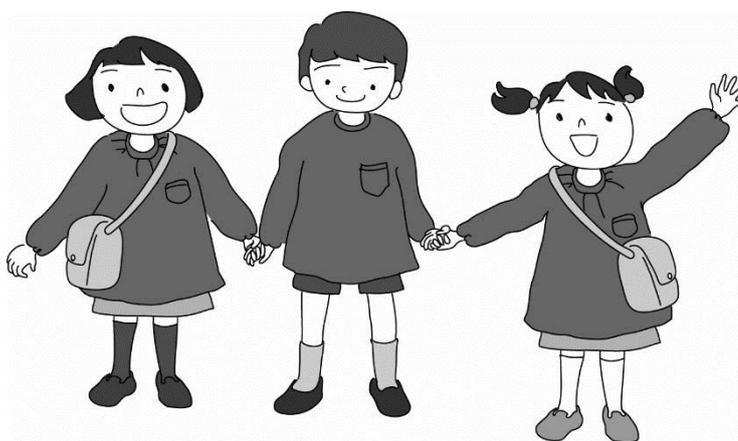
事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
1-2-2-1	延長保育事業 【保育課】	就労形態の多様化や、勤務時間の長時間化に対応できるよう、保育時間の延長及び延長保育実施保育所の拡大を図ります。	事業の継続 ※詳細は第5章（85頁）参照
1-2-2-2	夜間保育事業 【保育課】	就労形態の多様化や、勤務時間の長時間化に対応できるよう、夜間保育の検討をします。	事業の検討。
1-2-2-3	休日保育事業 【保育課】	就労形態の多様化による様々な保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。 また、需要の状況を把握しながら、実施保育所の拡大等を検討します。	事業の継続
1-2-2-4	病後児保育事業 【保育課】	病気回復期の乳幼児を一時的に預かる事業を推進します。（施設型）	事業の継続 ※詳細は第5章（84頁）参照
1-2-2-5	低年齢児保育 【保育課】	産後休暇明け・育児休業明けでの乳児保育の需要に応えるため、低年齢児保育を実施します。	事業の継続 平成27年7月（予定）に岡本保育園が新園舎に移転後新たに実施予定

③ 保育サービスの質の確保

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
1-2-3-1	保育サービス評価 【保育課】	保育所の提供するサービスについて、自己評価に加えて、利用者の認識・把握と第三者機関による評価の実施を検討しています。 私立保育所についても取組を要請していきます。	順次全園での実施

④ 地域での預かり等事業の充実

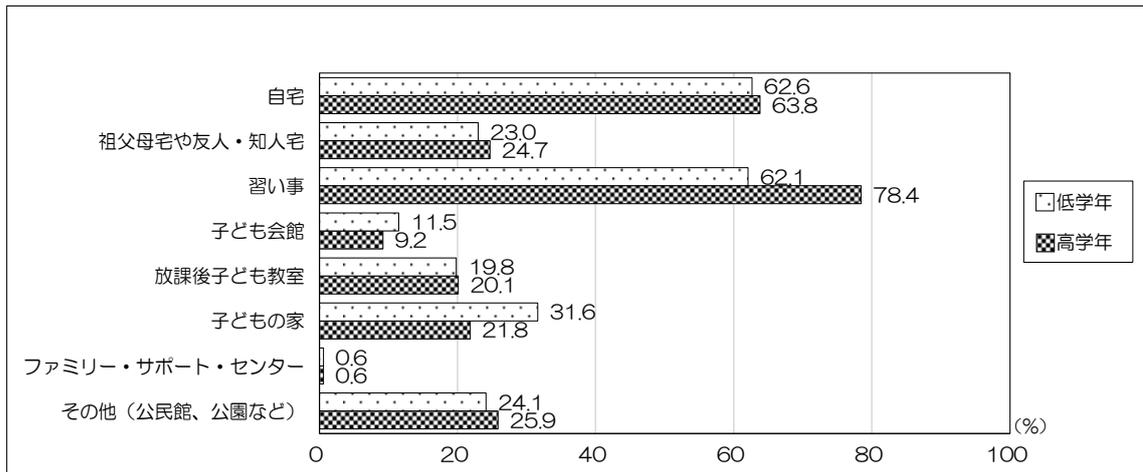
事業名、【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-2-4-1 一時預かり事業 【保育課】 【関係課】	家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において、一時的に預かり保育を行います。また、保育所以外での実施も検討します。	事業の継続 ※詳細は第5章(83頁)参照
1-2-4-2 短期入所生活援助(ショートステイ)事業 【こども相談課】	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合などに、児童養護施設等で一時的に養育・保護します。	事業の継続 ※詳細は第5章(88頁)参照
1-2-4-3 トワイライトステイ事業 【こども相談課】	保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭で児童を養育することが困難になった場合などに、児童を児童養護施設等で保護し、生活指導、食事の提供等を行います。	事業の検討
1-2-4-4 送迎保育ステーション 【保育課】	駅前等利便性の高い場所にステーションを整備し、一時預かりと保育所への送迎サービスを実施するとともに、送迎先保育所の閉所後の延長保育の実施を検討します。	事業の検討
1-2-4-5 預かり保育 【私立幼稚園】	幼稚園に就園している幼児につき、当該幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後に教育活動を行います。	事業の継続
1-2-4-6 ファミリーサポートセンター事業 【こども相談課】	仕事と育児の両立等のため、育児支援や家事支援を必要とする市民が、育児支援・家事支援を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリーサポートセンター事業を推進します。	事業の継続 ※詳細は第5章(84頁)参照(就学児分のみ)
1-2-4-7 市主催事業における託児サービス 【各課】	乳幼児のいる親が、市の主催する事業へ参加できるように託児サービスを推進します。	事業の継続



主要施策（3）放課後児童対策の充実

就労希望者の潜在的なニーズに対応し、小学校に通う子どもに対する保育ニーズも高まっています。また、就学期の子どもが放課後等に安心して過ごせる場所で、さまざまな年齢の子ども同士で遊んだり、交流したりする機会が求められています。国では『放課後子ども総合プラン』を平成26（2014）年7月に策定し、取組を進めていくこととしており、本市でも放課後児童対策をさらに進めていく必要があります。

■ 図 希望する放課後の過ごし方 ■



※資料：平成25年度実施 ニーズ調査

【寄せられた意見】

- ・ 小学校卒業まで希望者全員が学童に通えることを希望する。高学年とはいえ、東京まで働きに行っていると、何か起きた時にすぐに帰宅することが出来ず、子ども一人で待たせることは不安。
- ・ 学校と学童保育施設がかなり離れており、施設への子どもの移動を考えると利用をためらう。他市では学校の空き教室を学童保育にあてて活動しているところが増えている。
- ・ 長期休暇中だけ学童に預けられるなど様々な利用形態を検討してほしい。
- ・ 子ども会館・子どもの家の質を向上させてほしい。
- ・ 他市では、放課後の空き教室を子どもの居場所にする事業があり、学童保育の必要がない子どもも利用できる。鎌倉市でもこういった事業を進めてほしい。
- ・ 小学校の放課後の開放についてもっと推進してほしい。

課題

- 学童保育は、利用希望に対して、提供量が下回っており、待機児童の解消が求められています。
- 学童保育施設（子どもの家）は、学校から施設までの距離が離れているところがあるため、設置場所を検討する必要があります。
- 学童保育の必要がない子どもも利用できる居場所が求められています。

施策の方向性

① 放課後児童対策の量と質の確保

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
1-3-1-1	放課後子ども総合プラン 【青少年課】 【教育総務課】 (重複掲載 4-5-1-4)	放課後の安全で健やかな居場所づくりを行う事業で、放課後児童クラブ(子どもの家)(1-3-1-2 参照)、放課後子ども教室(1-3-1-3 参照)、子どもの家の利用時間延長(1-3-1-4 参照)を推進します。 また、市長部局と教育委員会が連携し、同一の小学校内等で一体型※1 又は連携型※2 による「放課後児童クラブ(子どもの家)」と「放課後子ども教室」の実施を検討します。 ※1 一体型とは、活動場所が同一の小学校内等にあり、共通のプログラムに参加するもの ※2 連携型とは、活動場所が同一の小学校内等にはないが、共通のプログラムに参加するもの	一体型の放課児童クラブ(子どもの家)と放課後子ども教室を1箇所以上整備することを目指す
1-3-1-2	子どもの家 【青少年課】	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後等、子どもの家を利用して、適切な遊び場及び生活の場を提供し、基準条例の遵守に努めつつ健全な育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 待機児童の解消 詳細は第5章(85頁)参照 放課後子ども教室との一体的または連携実施 1-3-1-1 参照
1-3-1-3	放課後子ども教室 【教育総務課】	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を利用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともにスポーツ活動・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 事業の拡充 放課後児童クラブ(子どもの家)との一体的または連携実施 1-3-1-1 参照
1-3-1-4	子どもの家の利用時間延長 【青少年課】	就労形態の多様化や、勤務時間の長時間化等に対応できるよう、子どもの家の利用時間の延長を実施します。	事業の継続
1-3-1-5	幼稚園における学童保育 【私立幼稚園】	放課後児童の健全育成に関して、幼稚園を地域の社会資源として考え、積極的な活用を検討しつつ、対策が必要な児童のすべてを受け入れる体制の整備を目指した事業に取り組んでいきます。	事業の継続
1-3-1-6	子ども会館 【青少年課】 (重複掲載 4-5-1-1)	地域の子どもの健全な遊び場を提供し、心身の健やかな育成を図ります。	事業の継続

主要施策（４）経済的支援の充実

子育て家庭では、養育費・教育費等の子育てに係る経済的負担の家計に占める割合が多く、経済的支援が求められています。

安心して子育てができるよう、子育て家庭の負担を軽減するための支援の充実が必要です。

【寄せられた意見】

- ・ 小児医療費助成は非常に助かっている。中学生でも特定の疾患がある場合は、薬が欠かせないので出来れば補助してもらえると更に助かる。
- ・ 子育ての際にかかる費用についてもう少し助成があれば良い。
- ・ 出産するまでにもお金がかかりすぎる。
- ・ 少子化対策としてはもっと経済的な面で助成が必要。助成対象の収入の上限が、決して富裕層とは言えない世帯があてはまっていると感じる。

課題

- 教育費、医療費、出産費の助成など、経済的支援の充実が求められています。
- 少子化対策として、経済的負担の軽減を引き続き進めていく必要があります。

施策の方向性

- ① 養育費等の助成
- ② ひとり親家庭への助成
- ③ 障害のある子どもとその家庭への助成
- ④ 医療費の助成
- ⑤ 教育費の助成

① 養育費等の助成

事業名、【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-4-1-1 児童手当 【こども相談課】	児童手当法に基づき、中学修了前(15歳になった後の最初の3月31日)までの児童を養育する父母等に支給します。	事業の継続
1-4-1-2 在宅子育て家庭支援 【こども相談課】	妊娠中の者、在宅で就学前の子どもを養育している保護者、又は小学生までの子育てをしている家庭で同一世帯の家族が病気になる等育児又は家事の援助が必要な保護者が、ファミリーサポートセンター又は子育て支援事業者を利用した場合、利用料の一部を助成します。	事業の継続

② ひとり親家庭への助成

事業名、【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-4-2-1 ひとり親家庭の医療費の助成 【保険年金課】 (重複掲載 1-4-4-2) (重複掲載 1-5-4-2) (重複掲載 2-1-3-4)	18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と、その養育者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	事業の継続
1-4-2-2 児童扶養手当 【こども相談課】 (重複掲載 2-1-3-1)	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等に手当を支給します。	事業の継続
1-4-2-3 ひとり親家庭への貸付制度 【こども相談課】 (重複掲載 2-1-3-2)	ひとり親家庭の自立した生活に向けて必要なときに生活資金等の貸付けを実施し、経済面での支援を進めます。	事業の継続
1-4-2-4 ひとり親家庭の家賃の助成 【こども相談課】 (重複掲載 2-1-3-3)	ひとり親家庭に家賃の一部を助成することにより、その生活の安定と自立の支援を行います。	事業の継続
1-4-2-5 ひとり親家庭等児童の大学進学支度金 【こども相談課】 (重複掲載 2-1-3-5)	ひとり親家庭等の子どもが大学等に進学するに当たり、支度金を交付します。	事業の継続
1-4-2-6 遺児卒業祝金贈呈 【こども相談課】 (重複掲載 2-1-3-6)	遺児が中学校を卒業するに当たり、その保護者に卒業祝金を交付します。	事業の継続

③ 障害のある子どもとその家庭への助成

事業名、【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-4-3-1 障害者医療費助成 【保険年金課】 (重複掲載 1-4-4-3) (重複掲載 1-5-4-3) (重複掲載 2-2-5-1)	一定程度以上の障害がある障害者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	事業の継続
1-4-3-2 特別児童扶養手当 【こども相談課】 (重複掲載 2-2-5-2)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、一定の障害のある児童(20歳未満)の父又は母若しくは養育者に手当を支給します。	事業の継続
1-4-3-3 障害児福祉手当 【障害者福祉課】 (重複掲載 2-2-5-3)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、在宅の重度障害児(20歳未満)に手当を支給します。	事業の継続
1-4-3-4 障害者福祉手当 【障害者福祉課】 (重複掲載 2-2-5-4)	在宅の重度障害児者と一部の中重度障害児者に対し手当を支給します。	事業の継続
1-4-3-5 地域生活支援給付費、介護給付費、障害児通所給付費 【障害者福祉課】 (重複掲載 2-2-5-5)	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、福祉サービス(居宅介護、短期入所、移動支援、児童発達支援、放課後等デイサービス等)を必要とする障害のある子ども(18歳未満)がサービスを利用した場合に、その費用を給付します。(利用者負担あり。ただし上限額あり。)	事業の継続

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
1-4-3-6	障害児者へのタクシー利用料、福祉有償運送料金、自動車燃料費助成 【障害者福祉課】 (重複掲載 2-2-5-6)	在宅の重度障害児者に対し、タクシー利用券又は福祉有償運送料金助成券、自動車燃料費助成券を交付します。	事業の継続
1-4-3-7	補装具・日常生活用具の交付 【障害者福祉課】 (重複掲載 2-2-5-7)	障害児者の身体の機能を補い、日常生活を容易にするため、補装具・日常生活用具を交付します。	事業の継続

④ 医療費の助成

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
1-4-4-1	小児医療費助成 【保険年金課】 (重複掲載 1-5-4-1)	0歳～小学6年生の入・通院と、中学生の入院にかかる健康保険自己負担分医療費（入院時食事代を除く）の全額を助成します。（ただし、小中学生については所得制限あり）	事業の継続
1-4-4-2	ひとり親家庭の医療費の助成 【保険年金課】 (重複掲載 1-4-2-1) (重複掲載 1-5-4-2) (重複掲載 2-1-3-4)	18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と、その養育者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費（入院時食事代を除く）の全額を助成します。	事業の継続
1-4-4-3	障害者医療費助成 【保険年金課】 (重複掲載 1-4-3-1) (重複掲載 1-5-4-3) (重複掲載 2-2-5-1)	一定程度以上の障害がある障害者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費（入院時食事代を除く）の全額を助成します。	事業の継続
1-4-4-4	未熟児養育医療事業 【保険年金課】 (重複掲載 1-5-4-4)	医師が指定医療機関において養育が必要と認めた未熟児の入院医療費（入院時食事代を含む）を助成します。	事業の継続

⑤ 教育費の助成

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
1-4-5-1	私立幼稚園等就園奨励費補助金の交付 【こどもみらい課】 (重複掲載 4-2-4-1)	私学助成の私立幼稚園等へお子さんを通園させている保護者に対して、補助金を交付します。	国の方向性を考慮しながら交付を継続
1-4-5-2	就学援助 【学務課】 (重複掲載 4-2-4-2)	経済的な理由により就学困難な市立小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品、学校給食費等の一部を援助します。 また、市立小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者に対して学用品、学校給食費等を援助します。	事業の継続 基準の維持
1-4-5-3	実費徴収に係る補足給付事業 【保育課】 (重複掲載 4-2-4-3)	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が日用品、文具等の購入に要する費用の実費徴収を行った場合、低所得世帯を対象に費用の一部を補助します。	適切な支援の実施

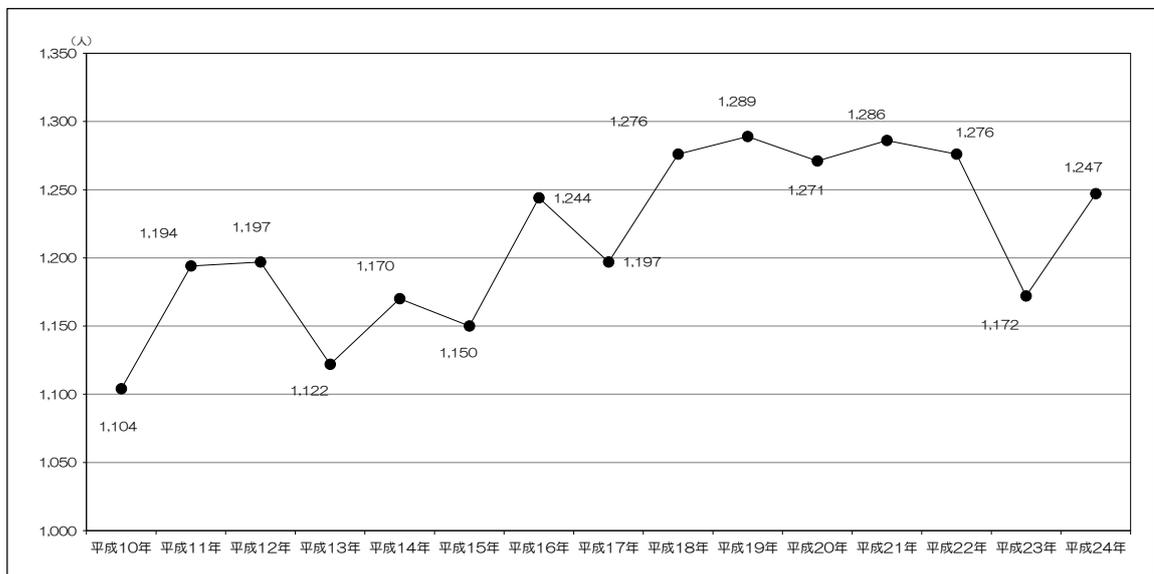
主要施策（5）母子保健医療体制の充実

妊娠・出産に関し心身に不安を持つ妊婦に対して、出産前後の母体及び胎児・新生児に一貫した健康管理を行うことはきわめて大切です。また、体力的に不安定な乳幼児に対しては、疾病予防・救急医療体制を確保し、健康な生活を保障することも重要な課題であり、妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策が求められています。

少子化・核家族化が進行し、子育て経験や相談相手が不足している家庭が増えており、子育て家庭にとって、健康管理、相談・情報提供体制の整備の有する意義はますます大きくなってきています。

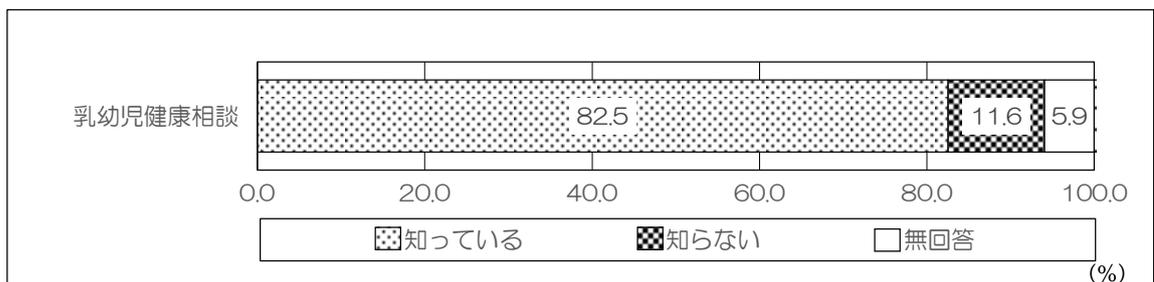
平成27（2015）年度から始まる『健やか親子21（第2次）』の計画に合わせ、市でも母子保健医療体制をさらに充実していく必要があります。

■ 図 鎌倉市の子どもの出生数の推移 ■



※資料：神奈川県衛生統計年報

■ 図 乳幼児健康相談の認知度 ■



※資料：平成25年度実施 ニーズ調査

【寄せられた意見】

- 鎌倉市は産院が少ない。
- 産後の訪問や医療費の補助は非常に助かっている。新制度になっても維持してほしい。
- 子どもの健康診断や歯科検診について、働いている親なども行きやすいよう、時間や曜日の柔軟な対応を検討してほしい。また、会場も遠かったり不便だったりするので、検討してほしい。
- 乳幼児健康相談は具体的な相談事がないと参加しづらい。身長、体重の計測のほかにも月ごとにテーマを掲げて専門の方の話を聞ける機会があれば良いと思う。
- 赤ちゃんを緊急や夜間に受付けてくれる病院が少なく心配。

課題

- 健康診断や健康相談の場におけるきめ細かい対応が求められています。
- 健康診断については、開催日時の調整を図るなどして、いろいろな状況の人が参加しやすいような時間設定や会場を検討する必要があります。
- 小児医療機関の24時間休日診療対応体制の確保策の検討が必要です。

施策の方向性

- ① 妊婦等に対する支援の充実
- ② 乳幼児の健康の確保
- ③ 子どもに対する医療体制の整備
- ④ 医療に対する経済的支援
- ⑤ 相談・情報提供

① 妊婦等に対する支援の充実

事業名、【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-5-1-1 妊産婦及び乳幼児健康診査 【市民健康課】 (重複掲載 1-5-2-1)	定期健康診査により、妊婦や乳幼児の健康の保持・増進を図るとともに発達課題等の早期発見と予防に努めます。 また、子育て情報の提供により、育児中の親の孤立化を防ぎます。	事業の継続 健診未受診者のフォローの徹底と居所不明児を見据えたフォローシステムの構築 ※妊婦健康診査については第5章参照
1-5-1-2 両親学級 【市民健康課】 (重複掲載5-1-1-3)	妊娠及び出産後の母体の保護・日常生活での注意点・育児の楽しさを一緒に学習します。	事業の継続
1-5-1-3 産科診療所運営への支援 【市民健康課】	鎌倉市医師会立の産科診療所「ティアラかまくら」の運営を支援し、市内で安心して子どもを出産し、育てられる環境を整備します。	事業の継続
1-5-1-4 不妊相談の周知 【市民健康課】	県で実施している特定不妊治療費助成事業や不妊専門相談センターについて、市民健康課窓口及び健康相談の場等において周知しています。	事業の継続

② 乳幼児の健康の確保

事業名、【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-5-2-1 妊産婦及び乳幼児健康診査 【市民健康課】 (重複掲載 1-5-1-1)	定期健康診査により、妊婦や乳幼児の健康の保持・増進を図るとともに発達課題等の早期発見と予防に努めます。また、子育て情報の提供により、育児中の親の孤立化を防ぎます。	事業の継続 健診未受診者のフォローの徹底と居所不明児を見据えたフォローシステムの構築 ※妊婦健康診査については第5章参照
1-5-2-2 上級・普通救命講習 【鎌倉消防署】 【大船消防署】	毎月第2日曜日(9:00~12:00)に普通救命講習会(心肺蘇生法、AED、止血法など)、また定期的に上級救命講習会(9:00~17:00 内容は普通救命講習会に傷病者管理法、搬送法等を加えたもの)を開催しています。乳幼児の突然の事故に対する指導も要望にあわせ実施します。	若年層に対し、更に応急手当の普及啓発を行う
1-5-2-3 保育園児の健康管理 【保育課】	保育園児の健全な身体の育成のために、定期的に身体測定・健康診断等を行い、発育・発達の状況を把握し、健康増進に努めます。また、保健衛生担当嘱託員を配置し、各保育所を巡回します。	事業の継続
1-5-2-4 幼稚園児の健康管理 【私立幼稚園】	幼稚園児の健全な身体の育成のために、定期健康診断及び尿・ぎょう虫検査等を実施します。	事業の継続

③ 子どもに対する医療体制の整備

事業名、【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-5-3-1 予防接種 【市民健康課】	感染性疾病を未然に予防し、子ども一人ひとりの健やかな成長を図るため、予防接種の適切な実施に努めます。	事業の継続
1-5-3-2 小児救急医療体制の推進 【市民健康課】	関係機関との協議による小児救急医療体制を充実します。また、広域的に小児救急に取り組むとともに、環境整備を図り、小児救急医療水準の維持向上を目指します。	事業の継続
1-5-3-3 小児緊急医療支援 【市民健康課】	休日夜間急患診療所の土・日・休日の夜間には、小児科に対応できる医師を配置します。	事業の継続
1-5-3-4 かかりつけ医の確立 【市民健康課】	「予防接種のお知らせ」・「すくすく手帳」の配付や、家庭訪問を行い、早期から包括的な対応をかかりつけ医で受けられるよう、啓発に努めます。	事業の継続

④ 医療に対する経済的支援

事業名、【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-5-4-1 小児医療費助成 【保険年金課】 (重複掲載 1-4-4-1)	0歳~小学6年生の入・通院と、中学生の入院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。(ただし、小中学生については所得制限あり)	事業の継続
1-5-4-2 ひとり親家庭の医療費の助成 【保険年金課】 (重複掲載 1-4-2-1) (重複掲載 1-4-4-2) (重複掲載 2-1-3-4)	18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と、その養育者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	事業の継続

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
1-5-4-3	障害者医療費助成 【保険年金課】 (重複掲載 1-4-3-1) (重複掲載 1-4-4-3) (重複掲載 2-2-5-1)	一定程度以上の障害がある障害者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	事業の継続
1-5-4-4	未熟児養育医療事業 【保険年金課】 (重複掲載 1-4-4-4)	医師が指定医療機関において養育が必要と認めた未熟児の入院医療費(入院時食事代を含む)を助成します。	事業の継続

⑤ 相談・情報提供

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
1-5-5-1	親子健康教育 【市民健康課】	妊産婦、乳幼児の健康を保持増進できるように支援を行います。	事業の継続 学校保健と連携した「いのちの教室」の拡充
1-5-5-2	親子健康相談 【市民健康課】	育児、栄養、運動、歯など、健康なライフスタイルの確立と親子への支援を図るため、いつでも気軽に相談できるよう各地域で実施します。	事業の継続
1-5-5-3	家庭訪問 【市民健康課】	家庭訪問によって、妊娠、出産、育児の不安の解消を図り、健康の保持・増進に努めます。	事業の継続 ※乳児家庭全戸訪問事業については第5章参照
1-5-5-4	健診後のフォロー体制づくり 【市民健康課】 【発達支援室】 (重複掲載 2-2-1-1)	健診後のフォロー教室の実施により、発達等、心配のある乳幼児への専門的アドバイス及び適切な対応を図ります。	事業の継続
1-5-5-5	感染症予防の啓発 【市民健康課】	感染症予防のため、流行が予測される感染症について、ホームページ、広報、パンフレット等で予防啓発に努めます。	事業の継続



主要施策（6）食育*の推進

近年、身体の発育・発達期にある子どもにとっての食が問題となっています。栄養摂取の偏り、朝食の欠食、小児期における肥満の増加、思春期におけるやせの増加などは、生涯にわたり健康への悪影響を及ぼす深刻な問題です。また、食事づくりに関する必要な知識や技術を十分有していない保護者が増加する傾向にあり、コミュニケーションの場となる食卓において家族そろって食事をする機会も減少しています。

これらの問題に対応するため、食を通じて、親子や家族とのつながり、仲間や地域との関わりを強め、子どもの健やかな心と身体の発達を促すことを目的として、家庭や社会のなかで、子ども一人ひとりの「食べる力」を豊かに育むための支援づくりを進める必要があります。

平成 23（2011）年3月に、国が『第2次食育*推進基本計画』を策定したことを受け、本市でも平成 25（2013）年度から5年間を計画期間とした、『第2期鎌倉食育*推進計画』を策定し、食育*についての取組を進めています。

【寄せられた意見】

- ・食に向き合う時間が少なくなっている。
- ・給食の地産地消を進めるなど質の充実を希望する。
- ・保育園の給食は栄養バランスもとれていて、子どももよく食べているようだ。
- ・義務教育である中学までは食育*の面でも給食にしてほしい。

課題

- 共働き家庭が増えている中で、食事に割くことのできる時間が限られていますが、家庭での食育*・共食*の大切さの周知に努めることが必要です。
- 発育期の子どもや妊産婦に対して食に関する正しい情報を提供することが必要です。
- 保育所や学校等の給食において、食育*を推進していくことが必要です。
- 鎌倉でとれた野菜や魚など地場産物の使用の推進を図ることが必要です。

施策の方向性

- ① 食育*を通じての働きかけ

① 食育*を通じての働きかけ

事業名、【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-6-1-1 親と子の食生活体験学習の開催 【市民健康課】	親子で「食育*」を実習体験する講座「やってみよう！わくわくクッキング」を開催します。	事業の継続
1-6-1-2 栄養相談・栄養指導の実施 【市民健康課】	乳幼児だけではなく、家族全体を対象に、状況に合わせた栄養相談・指導を実施します。	事業の継続
1-6-1-3 離乳食教室の開催 【市民健康課】	乳児を持つ親に対する離乳食の進め方の指導や実習等を開催します。	事業の継続
1-6-1-4 乳幼児健診の場を通じた情報提供 【市民健康課】	乳幼児健診や育児教室等において、保護者を対象に基礎的な食生活に関する資料・情報の提供を行います。	事業の継続
1-6-1-5 保育所における食育*の推進 【保育課】	保育所の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良い食習慣を形成します。 また、保育士と栄養士が連携し、乳幼児の現状を把握した上で「保育園年（月）齢別食育*計画」に沿った食育*を推進します。	事業の継続
1-6-1-6 成長・発達にあわせてはたらきかけ 【保育課】	「保育園年（月）齢別食育*計画」に沿って、子どもの成長、年齢にふさわしい食事指導を保育の活動と連携しながら行います。	事業の継続
1-6-1-7 学校における食育*の推進 【教育指導課】 【学務課】	学校の教育活動全体を通して行う健康教育の一環として、児童生徒に食に関する知識を教えるだけでなく、望ましい食習慣の形成に結びつく実践力を育成します。 児童生徒に対する食育*の推進については、全ての小・中学校を栄養教諭を中核としたネットワークに組み込み、栄養教諭による食育*指導が行える体制を整備しました。 また、家庭や地域と連携し、食生活・栄養に関する正しい知識の普及や、給食だよりなどの発行により、食生活に関する情報発信に努めます。	事業の継続
1-6-1-8 食育*ボランティアの活動支援 【市民健康課】	市の食育*を推進するための食育*ボランティアの活動を支援します。	事業の継続
1-6-1-9 食育*の啓発 【市民健康課】	食への関心を高めることを目的に、食に関する情報と学習の場を提供するため、広報紙等において、周知を図ります。	事業の継続

2 基本目標2 特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

主要施策（1）ひとり親家庭への支援

全国的に見ると、離婚件数は減少の傾向にあり、離婚率も低下傾向にはあるものの、それでも年間で20万組を超えています。

離婚等により子育てをひとりですることになった場合、母子家庭は経済的な問題、父子家庭は家事や子育てに不慣れなことから生じる問題を抱えることが多くあります。ひとり親家庭の自立や、安定した生活のために各種支援を適切に行うことが求められています。

【寄せられた意見】

- ・ 祖父母と同居の母子家庭への援助。
- ・ 父子家庭に対するサポートを教えてほしい。
- ・ 母子家庭で全てが母親 1 人にかかっているため、経済的理由により仕事を休むことができず、子どもとの時間が持てていない。
- ・ ひとり親家庭への助成拡大等、経済的な面でのサポートも充実していただきたい。

課題

- 父子家庭も含むひとり親家庭への相談体制や経済的支援の充実を進めていく必要があります。
- ひとり親家庭の自立に向けた就労支援を進めていく必要があります。

施策の方向性

- ① 相談体制の充実
- ② 子育てへの支援
- ③ 経済的支援
- ④ 自立支援

① 相談体制の充実

事業名、【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
2-1-1-1 ひとり親家庭相談 【こども相談課】	ひとり親家庭の自立や求職等の悩みを解決するため、ひとり親家庭自立支援員等による相談を実施します。またひとり親家庭自立支援員等の資質の向上により相談内容の充実を図ります。	事業の継続

② 子育てへの支援

事業名、【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
2-1-2-1 家事支援の実施 【こども相談課】	何らかの理由で、一時的に日常生活に支障が生じているひとり親家庭に対して、家庭生活支援員を派遣します。	事業の継続

③ 経済的支援

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
2-1-3-1	児童扶養手当 【こども相談課】 (重複掲載 1-4-2-2)	児童扶養手当に基づき、ひとり親家庭等に手当を支給します。	事業の継続
2-1-3-2	ひとり親家庭への貸付制度 【こども相談課】 (重複掲載 1-4-2-3)	ひとり親家庭の自立した生活に向けて必要なときに生活資金等の貸付けを実施し、経済面での支援を進めます。	事業の継続
2-1-3-3	ひとり親家庭の家賃の助成 【こども相談課】 (重複掲載 1-4-2-4)	ひとり親家庭に家賃の一部を助成することにより、その生活の安定と自立の支援を行います。	事業の継続
2-1-3-4	ひとり親家庭の医療費の助成 【保険年金課】 (重複掲載 1-4-2-1) (重複掲載 1-4-4-2) (重複掲載 1-5-4-2)	18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と、その養育者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	事業の継続
2-1-3-5	ひとり親家庭等児童の大学進学支度金 【こども相談課】 (重複掲載 1-4-2-5)	ひとり親家庭等の子どもが大学等に進学するに当たり、支度金を交付します。	事業の継続
2-1-3-6	遺児卒業祝金贈呈 【こども相談課】 (重複掲載 1-4-2-6)	遺児が中学校を卒業するに当たり、その保護者に卒業祝金を交付します。	事業の継続

④ 自立支援

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
2-1-4-1	ひとり親家庭の団体活動の支援 【こども相談課】	ひとり親家庭が精神的に孤立せず、自立に向けてお互いを支え合う団体活動を積極的に支援します。	事業の継続
2-1-4-2	緊急保護体制の確保 【こども相談課】	保護の必要な母子を、関係機関との連携により、母子生活支援施設等に一時的に保護し、自立支援を行います。また、児童養護施設において、緊急に一時的な保護が必要な母子に対し、ショートステイ事業を実施します。	事業の継続
2-1-4-3	自立支援教育訓練給付金 【こども相談課】	指定された教育訓練講座を受講・修了したひとり親家庭の父または母に対し、給付金を支給します。	事業の継続
2-1-4-4	高等職業訓練促進給付金 【こども相談課】	ひとり親家庭の父または母の就職に有利な資格の取得を促進し、生活の負担の軽減を図るため、受講期間の一定期間について、高等職業訓練促進給付金等を支給します。	事業の継続

主要施策（２）障害のある子どもとその家庭への支援

障害のある子どもが、自らの可能性を引き出し、社会的に自立していくためには、地域において障害のある子どもとその家族を支えていく体制を整備する必要があります。

障害の早期発見と早期からの発達支援を保障し、さらに、乳幼児期、学齢期、青年期などライフステージに応じて、保健・医療・福祉・教育・労働などの連携した支援を行うことが求められています。

【寄せられた意見】

- ・ 障害のある子や落ち着きのない子にも手厚い支援ができる様、園や小学校にもっと人員を確保してほしい。
- ・ 障害児の就学について、様々なレベルの子に適応できるよう、支援学級の内容（質）の改善を望む。
- ・ 生涯を通じて相談できる、恒常的な支援や助言体制をつくってほしい。
- ・ 障害児もできるだけ普通の子どもたちと一緒に過ごせるようにしてほしい。
- ・ 障害者への理解を深めるためには、子どもたちから障害者との生活を経験していることが効果的だと思う。
- ・ 障害児がいると働くことは非常に難しいため、障害児も学童保育を使えるような制度を作してほしい。

課題

- 障害の早期発見、早期からの発達支援の推進に努め、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援体制を充実させる必要があります。
- 地域でのつながりや統合保育の推進、ライフステージに応じた一貫した支援を進めることが求められています。
- 発達障害*など障害について市民に知ってもらい、理解を深めて行くことが必要です。

施策の方向性

- ① 相談体制の充実
- ② 早期発見・発達支援体制の充実
- ③ 療育支援体制の整備
- ④ 障害のある子どもと家族に対する取組等
- ⑤ 経済的支援

① 相談体制の充実

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
2-2-1-1	健診後のフォロー体制づくり 【市民健康課】 【発達支援室】 (重複掲載 1-5-5-4)	健診後のフォロー教室の実施により、発達等、心配のある乳幼児への専門的アドバイス及び適切な対応を図ります。	事業の継続
2-2-1-2	相談体制の推進 【発達支援室】	特別な支援を必要とする子どもとその家族を対象に理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士・小児神経科医師・児童指導員・保育士などが関係機関と連携を図りながら相談・支援を行います。	事業の継続
2-2-1-3	障害児者への相談支援体制の推進 【障害者福祉課】	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、社会福祉法人及びNPO法人等の相談支援事業者と連携し、身近な地域で、障害のある子どもの保護者などのそれぞれの状況に合わせた相談に応じます。	基幹相談支援センター等拠点の整備
2-2-1-4	就学相談 【教育指導課】	特別な支援を必要とする児童一人ひとりの個性や能力を最大限伸ばし、社会や地域で自立して生きる力を付けられるよう就学相談の充実に努めます。	事業の継続
2-2-1-5	障害福祉相談員による相談 【障害者福祉課】	市から委嘱を受けた相談員が、地域での社会福祉の増進と障害者の安定した地域生活を支えるための各種相談を行います。	事業の継続

② 早期発見・発達支援体制の充実

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
2-2-2-1	5歳児すこやか相談 【発達支援室】	特別な支援が必要な子どもの早期発見と支援を目的とする「5歳児すこやか相談」を実施します。	事業の継続
2-2-2-2	発達支援指導 【発達支援室】	言語機能、運動発達、知的発達などに支援が必要な子どもに対する言語指導、リハビリ指導、発達指導の充実に努めます。	事業の継続
2-2-2-3	発達支援システムネットワークの推進 【発達支援室】 【教育指導課】	関係各課及び機関を横断的に組織化し、市内に居住する特別な支援を必要とする子どもとその家族に対し、ライフステージに対応する一貫した継続的支援を実施します。	事業の継続
2-2-2-4	要保護幼児へのきめ細かな対応 【私立幼稚園】	言語・行動・知能等の未発達な園児が増加しています。このような園児の早期発見、早期対応の必要に応じてカウンセラーの拡充事業を行います。	事業の継続

③ 療育支援体制の整備

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
2-2-3-1	統合保育の推進 【発達支援室】	特別な支援を必要とする子どもの発達の状態に応じて幼稚園及び保育所での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながらともに育っていけるよう、関係機関と連携し統合保育の推進に努めます。また、幼稚園での受け入れに対する補助金を交付したり、保育所等訪問支援を行ったりして受入れ体制を支援します。	事業の継続
2-2-3-2	保育所等での統合保育 【保育課】	障害のある子どもの発達の状態に応じて、保育所等での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながらともに育っていけるよう、統合保育の推進に努めます。	事業の継続
2-2-3-3	統合保育 【私立幼稚園】	障害のある子どもを受け入れてサポートを行うとともに障害に対する認識と理解を深めます。	事業の継続
2-2-3-4	特別支援教育 【教育指導課】	特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、個々のニーズに応じた教育の充実に努めます。	事業の継続
2-2-3-5	障害のある児童の子どもの家の受入れ 【青少年課】	ノーマライゼーション*の観点から、障害のある児童の子どもの家への受入れについて環境を整えます。	事業の継続
2-2-3-6	障害児放課後・余暇支援 【発達支援室】	障害のある子どもがいる家族の一時的介護負担軽減と、障害のある子どもが放課後等の活動を行う事業の充実に努めます。 指定管理による事業運営委託を行います。	放課後等デイサービス事業対象外の児童等への支援を継続します。また、未整備地域での実施を検討します。
2-2-3-7	療育関係の施設の整備 【発達支援室】 【こどもみらい課】	改修計画を含めた施設の在り方を検討しつつ、施設の老朽化対策を行います。	事業の継続
2-2-3-8	市民啓発 【発達支援室】	子どもの発達・育児に対する理解と意識の向上を図るため、研修会や講演会の開催などを通し、市民への理解・啓発に努めます。	事業の継続

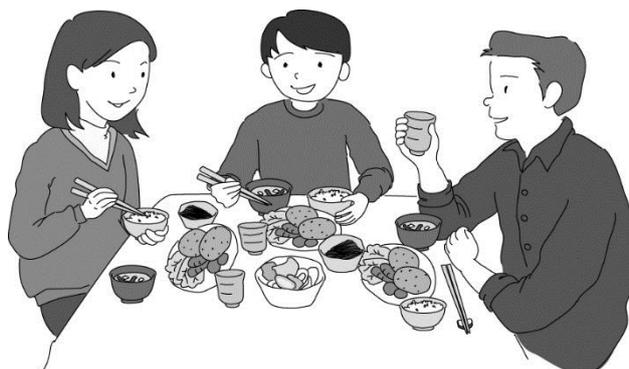
④ 障害のある子どもと家族に対する取組等

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
2-2-4-1	あおぞら園児童発達支援 【発達支援室】	特別な支援を必要とする、概ね2歳からの幼児を対象に、集団生活や遊びを通して、基本的な生活習慣や情緒、社会性等の発達を援助するとともに、保護者に対しても必要な支援を行います。	事業の継続
2-2-4-2	施設見学 【鎌倉市手をつなぐ育成会】	障害児者の保護者を対象に、障害児施設の見学を年1回行います。	事業の継続
2-2-4-3	鎌倉市手をつなぐ育成会による療育支援事業 【鎌倉市手をつなぐ育成会】	障害児者の療育支援を目的に、音楽療法や作業療法を実施します。見学や体験も受け入れています。	事業の継続
2-2-4-4	鎌倉市手をつなぐ育成会による余暇支援行事 【鎌倉市手をつなぐ育成会】	障害児者の余暇支援を目的に、工作、プール遊び、太鼓練習、ハイキングなどを行います。見学や体験も受け入れています。	事業の継続
2-2-4-5	障害福祉勉強会 【かまくら福祉・教育ネット】	福祉の現状と課題を知るために、行政との勉強会を行います。	事業の継続
2-2-4-6	特別支援教育勉強会 【かまくら福祉・教育ネット】	特別支援教育の現状と課題を知るために、行政や特別支援学校との勉強会を行っています。	事業の継続

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
2-2-4-7	障害児者の保護者のための勉強会 【かまくら福祉・教育ネット】	福祉制度や療育などの講師を招いての勉強会や、障害者の通所施設や就労の場等の見学会を実施します。	事業の継続
2-2-4-8	ママ達のリフレッシュタイム 【かまくら福祉・教育ネット】	あわただしい日常を少し離れて、お母さん方がホッとできる時間を提供します。	事業の継続
2-2-4-9	かまくら福祉・教育ネット実施行事 【かまくら福祉・教育ネット】	障害児者の自立や余暇支援などを目的に、料理教室やボウリング、カラオケなど様々な行事を行います。	事業の継続

⑤ 経済的支援

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
2-2-5-1	障害者医療費助成 【保険年金課】 (重複掲載 1-4-3-1) (重複掲載 1-4-4-3) (重複掲載 1-5-4-3)	一定程度以上の障害がある障害者の入通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	事業の継続
2-2-5-2	特別児童扶養手当 【こども相談課】 (重複掲載 1-4-3-2)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、一定の障害のある児童(20歳未満)の父又は母若しくは養育者に手当を支給します。	事業の継続
2-2-5-3	障害児福祉手当 【障害者福祉課】 (重複掲載 1-4-3-3)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、在宅の重度障害児(20歳未満)に手当を支給します。	事業の継続
2-2-5-4	障害者福祉手当 【障害者福祉課】 (重複掲載 1-4-3-4)	在宅の重度障害児者と一部の中度障害児者に対し手当を支給します。	事業の継続
2-2-5-5	地域生活支援給付費、介護給付費、障害児通所給付費 【障害者福祉課】 (重複掲載 1-4-3-5)	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、福祉サービス(居宅介護、短期入所、移動支援、児童発達支援、放課後等デイサービス等)を必要とする障害のある子ども(18歳未満)がサービスを利用した場合に、その費用を給付します。(利用者負担あり。ただし上限額あり。)	事業の継続
2-2-5-6	障害児者へのタクシー利用料、福祉有償運送料金、自動車燃料費助成 【障害者福祉課】 (重複掲載 1-4-3-6)	在宅の重度障害児者に対し、障害者福祉タクシー利用券又は福祉有償運送料金助成券、障害者福祉自動車燃料費助成券を交付します。	事業の継続
2-2-5-7	補装具・日常生活用具の交付 【障害者福祉課】 (重複掲載 1-4-3-7)	障害児者の身体の機能を補い、日常生活を容易にするため、補装具・日常生活用具を交付します。	事業の継続

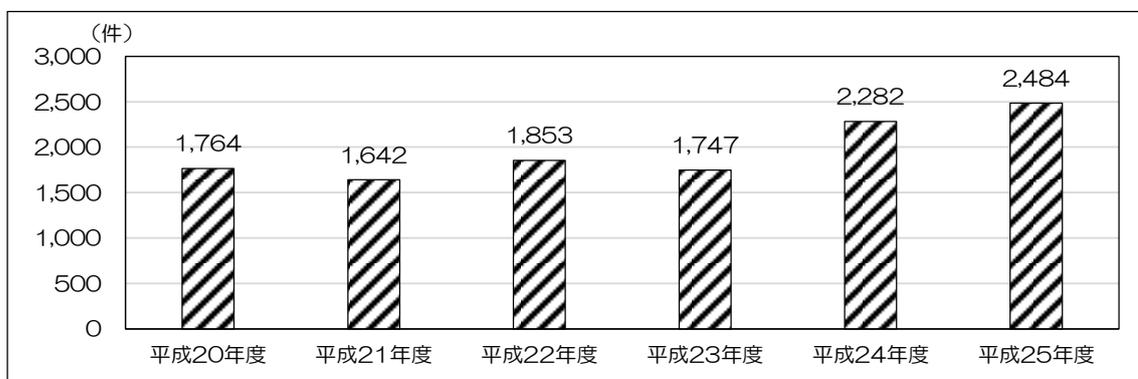


主要施策（3）児童虐待防止体制の充実

子育てを取り巻く環境の変化を背景に、様々な不安や悩みを抱え、これに生活上のストレス等の要因が複雑に絡み合い、わが子を虐待してしまう親の増加が問題となっています。

虐待の相談件数は年々増加しています。国は、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法を改正し、平成 17(2005)年4月1日から市町村でも児童相談を受け付けることとなりましたが、平成 24(2012)年度には、全国の児童相談所における相談件数は6万件を突破しました。県内でも増加傾向がみられ、平成 24(2012)年度は、前年度と比べて約 30.6%増加し、児童相談所における相談件数は 2,282 件となっています。

■ 図 県内児童相談所虐待相談受付件数（政令市・相談所設置市を除く） ■



※資料：神奈川県

【寄せられた意見】

- ・ 幼稚園前の子どもがいる親はみな育児で疲れている。
- ・ 子どもの将来に安心できない。孤立していくような気分にもなる。
- ・ 虐待はいろいろな要因が絡んでいる場合が多いので、子育て相談支援のチームを作り、市からアプローチしてはどうか。
- ・ 虐待などの早期発見・解決のためには家庭ごとに見極めが必要になる。
- ・ 虐待まではいかなくても、何らかの対処を早急にしなければかわいそうな子どもたちがたくさんいると感じている。

課題

- 子育てに対する孤立感や不安感などから虐待につながることもあるため、それらを防ぐ取組が重要です。
- 子どもを虐待から守るために関係機関の連携、地域での見守り体制による早期発見・早期対策に努める必要があります。
- 虐待を未然に防ぐ取組が必要です。

施策の方向性

① 虐待防止に向けた支援の推進

① 虐待防止に向けた支援の推進

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
2-3-1-1	児童虐待防止の啓発 【こども相談課】 【文化人権推進課】 【教育指導課】	児童虐待の早期発見や未然防止を図るため、関係機関の連携を強化し、啓発活動に努めます。また、小・中学校の児童生徒に「子どもの人権 SOS ミニレター」及び「相談窓口カード」を配付し、児童虐待防止を啓発します。	事業の継続
2-3-1-2	虐待の早期発見と予防 【市民健康課】	健康相談、健康診査、家庭訪問等、親と子に接する場面において、育児不安の軽減、虐待予防に向けた支援を行い、親自身の育児力の向上を図ります。	事業の継続
2-3-1-3	「こどもと家庭の相談室」の実施 【こども相談課】 (重複掲載 1-1-1-2)	子どもと家庭の福祉及び児童虐待に関する一義的相談窓口として幅広い相談の受付を行います。 相談・通告への対応に当たっては、児童相談所を始めとする関係機関との連携のもとに取り組みます。 また、相談員が子育て支援センター等に出向いて、保護者から直接育児などの相談が受けられるような出張相談に取り組みます。	事業の継続
2-3-1-4	児童虐待防止ネットワーク組織 【こども相談課】	児童虐待問題に対応するため、福祉・保健・医療・教育・警察など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図ります。	事業の継続
2-3-1-5	養育支援訪問 【市民健康課】 【こども相談課】	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に、訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を目指します。	事業の継続 ※詳細は第5章(89頁)参照



3 基本目標3 子どもの権利や安全の確保

主要施策（1）子どもの権利と主体性の尊重

我が国では『児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）』が平成6（1994）年4月に批准されました。この条約では、従来は受身的な保護の対象として捉えられていた子どもに、権利の主体として社会に能動的・積極的に参加する権利があることが謳われており、子どもに影響を及ぼすすべての事項について意見を表明する権利を保障しています。

子どもがいきいきと日常生活を送るためには、何よりも、子どもを一人の人間と認め、子どもの権利を尊重していくことが重要です。

【児童の権利に関する条約とは】

18歳未満のすべての子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元（1989）年秋の国連総会において全会一致で採択されたものです。我が国は、平成2（1990）年9月21日にこの条約に署名し、平成6（1994）年4月22日に批准を行い、同年5月22日に効力が発生しました。

この国際条約は、世界のすべての子どもの幸せを保障し、子どもが社会の積極的で責任ある構成員に育つことを助けるための国際的な基準です。18歳未満の子どもの最善の利益を考慮し、保護の対象ではなく権利の主体としてとらえ、生命に対する権利・意見を表明する権利・表現の自由・思想の自由・宗教の自由・集会の自由・プライバシーの保護などの市民的権利を認めるものとなっています。

【寄せられた意見】

- ・ 行政は短期的な整備（ハコモノ、制度）だけでなく、子どもがもっと自分を大切に思えるように、また、社会の子どもに対する理解が深まるように、啓発していくことが大事だと思う。

課題

- 人格を持った個人として、子どもを尊重する意識の醸成が求められています。
- 子どもの権利を家庭や地域など、生活する場ごとに保障することが必要です。

施策の方向性

- ① 子どもの権利の尊重
- ② 子どもの意思表明権の尊重

① 子どもの権利の尊重

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
3-1-1-1	「子どもの権利条約」の尊重 【文化人権推進課】	子どもの権利条約の批准国であることを踏まえ、子どもの権利の尊重の重要性を認識したうえで施策を実施します。	年2回人権メッセージ展で啓発冊子配布

② 子どもの意見表明権の尊重

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
3-1-2-1	かまくら子ども議会の開催 【教育指導課】	子どもたちが、市議会の模擬体験を通じて、市民生活と行政との関わりや、鎌倉市が直面するさまざまな課題について考えるとともに、自らの言葉で市長等と質疑応答を行うことにより、議会制民主主義への理解を深めながら地方自治の仕組みについて学習することを目的として開催します。	事業の継続
3-1-2-2	「わたしの提案(子ども版)」の設置 【市民相談課】 【こどもみらい課】 【教育指導課】 【青少年課】	子どもの夢や希望を市政に生かすことを目的に、「わたしの提案(子ども版)」を全市立小・中学校、全子ども会館・子どもの家及び青少年会館に設置します。	事業の継続



主要施策（２）子どもの安全性の確保

子どもが日常生活の中で危険な目に遭わず、安心して生活できることが重要ですが、近年、子どもが被害者として巻き込まれる事件が目につくようになっていきます。

子どもを危険から保護し、安全・安心な生活を送ることができるよう、環境を整備していくことが求められています。

【鎌倉市内発生の不審者事案件数】

年度	内容	鎌倉	腰越	深沢	大船	玉縄	合計
平成 23 年度	不審者・声かけ	6	3	2	5	5	21
	露出等変質者	0	1	0	3	0	04
	合計	6	4	2	8	5	25
平成 24 年度	不審者・声かけ	9	3	4	3	2	21
	露出等変質者	3	0	0	3	0	06
	合計	12	3	4	6	2	27
平成 25 年度	不審者・声かけ	4	4	4	9	2	23
	露出等変質者	1	0	0	0	0	01
	合計	5	4	4	9	2	24

※資料：市民安全課 各年1月1日～12月31日

【寄せられた意見】

- ・ 幼稚園、小学校等の通学路の安全性の確保が不十分だと感じる場所があるので、対応してほしい。
- ・ 不審者対策としてパトロールするなど、子どもたちが親の見えていないところでも安全・安心に暮らせるようにしてもらいたい。
- ・ 毎朝、夕に、子どもの登下校時の見守り活動をして下さっている人がいる。そのおかげか、その時間に不審者を見かけない。安全面でとてもプラスになっていると思う。
- ・ 放射性物質検査を、継続してほしい。

課題

- 未然に事故や犯罪から子どもを守るための対策に地域ぐるみで取り組むことが必要です。
- 自転車や車を使用する人のマナーの向上に取り組む必要があります。

施策の方向性

- ① 交通被害からの保護
- ② 犯罪被害からの保護
- ③ 放射能からの保護

① 交通被害からの保護

事業名、【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
3-2-1-1 交通安全教室の開催 【市民安全課】 【教育指導課】 【保育課】	子どもを交通事故から守るために、交通安全に関する講話、道路の正しい歩き方教室、自転車の安全な乗り方等の交通安全教育を実施し、基本的なルールの習得を図ります。	交通安全教育の充実・拡大
3-2-1-2 スクールゾーンの安全対策 【市民安全課】	スクールゾーンにおける交通安全対策を図るため、スクールゾーン等交通安全対策協議会を設置し、スクールゾーン・通学路の交通安全対策を実施します。	交通事故発生件数・死傷者数の減少

② 犯罪被害からの保護

事業名、【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
3-2-2-1 防犯灯管理費補助金の交付 【市民安全課】	市内の自治・町内会等が設置及び維持管理している防犯灯に要する経費に対して補助金を交付します。	事業の継続
3-2-2-2 防犯対策の充実 【公園課】	都市公園、児童遊園に公園灯を設置し、管理を行います。	事業の継続
3-2-2-3 自主防犯パトロール活動の推進 【市民安全課】	地域と関係機関が連携したパトロール活動の推進を図ります。	自治会・町内会の自主的な防犯活動の普及・促進
3-2-2-4 保護者と地域の連携による防犯活動の推進 【市民安全課】 【教育指導課】	保護者や市民、学校、警察などが連携し、「子ども110番の家の設置」や「パトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。	子どもの安全対策の普及、啓発の強化
3-2-2-5 関係機関、団体との協議会の開催 【市民安全課】	定期的な情報の共有化、防犯対策の協議等を行うため、市民、防犯関係団体、企業、学校、幼稚園、PTAなどで構成する協議会を開催します。	市民・企業・警察・行政の連携強化
3-2-2-6 防犯体制の充実 【市民安全課】	防犯アドバイザーを3名配置し、防犯講習会、立ち寄り警戒、子どもの見守り活動及び防犯パトロール等を行います。また、子ども関連施設や住宅地等の防犯パトロールを実施します。	防犯教室、訓練、施設警戒、地域パトロールの拡大・充実
3-2-2-7 幼稚園の安全対策 【私立幼稚園】	幼稚園において園児が安心して教育を受けることができるよう、各幼稚園で安全管理システムを整備するとともに、家庭や地域の関係機関・団体と連携し安全な施設の整備事業を行います。	事業の継続
3-2-2-8 幼稚園におけるメールシステムの活用 【私立幼稚園】	幼稚園の安全対策及び健康管理のため、幼稚園同士の横の連携を深め、事件や事故、感染症情報などについてメールシステムを使って迅速に連絡を取り合います。	事業の継続
3-2-2-9 学校と警察の連携の強化 【教育指導課】	各学校と警察の連携により、学校・警察連絡協議会を設置し、不審者・変質者等の情報の連絡体制を整え、児童生徒・学生の健全育成に努め、子どもを犯罪等の被害から守ります。	事業の継続
3-2-2-10 児童安全指導の開催 【教育指導課】	市立小学校1年生に対し、児童安全指導を実施します。	事業の継続
3-2-2-11 防犯教室の開催 【市民安全課】 【保育課】 【青少年課】 【教育指導課】	子ども関連施設において、警察等と連携し不審者侵入対策訓練、誘拐連れ去り防止教室、非行防止教室、薬物乱用防止教室及び防犯講話などを実施します。	子どもの安全教育支援や関連施設の安全強化

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
3-2-2-12	学校警備員の配置 【学校施設課】	児童の登下校時の安全確保と校内への不審者の侵入を未然に防ぐため、市立小学校 16 校に学校警備員を配置します。	事業の継続を検討
3-2-2-13	防犯に関する普及啓発活動の実施 【市民安全課】	市民、企業、関係団体等との連携、協力の下、防犯に関する普及・啓発活動を行います。	市民の防犯意識の普及、啓発を目的とした防犯関連情報の充実・拡大
3-2-2-14	事件・事故等緊急対応のポイントの作成・配付 【教育指導課】	学校の安全管理を図るため、事件・事故等緊急対応のポイントを作成し、小・中学校に配付します。 各学校でも危機管理マニュアルを作成し、事故防止に努めます。	事業の継続

③ 放射能からの保護

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
3-2-3-1	子ども関連施設等における放射線量等の測定 【関係各課】	子どもたちの安全・安心に配慮し、子ども関連施設等において放射線量等の測定を実施します。	事業の継続



主要施策（3）子どもの生活環境の整備

外出時に安全で利便性に富んだ住みよいまち、バリアフリー*やユニバーサルデザイン*の理念にもとづいたまちを創り上げていくことは、子どもや子育て期の親だけではなく、高齢者や障害者を含めたすべての人にとって不可欠であることは言うまでもありません。公共性の高い乗り物、道路、建築物等のバリアフリー*化を進めるために「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー*新法）」が平成18（2006）年12月に施行されており、今後も整備を促進していく必要があります。

また、子育て家庭にとっては、子どもをのびのびと自由に遊ばせることができる広場やさまざまな遊具がある公園の整備、日常生活で利用する道路の安全性の向上が求められます。

さらに、子育てを担う世代が安心して生活を送れるような住環境を整備していくことが必要です。

【寄せられた意見】

- ・ ガードレールや十分な歩道のない道があり、危険。
- ・ 子どもが2人以上いると、どうしても車での移動が多くなるが、鎌倉は公共施設の駐車場スペースが少なく、外出時に困る事が多い。
- ・ モノレールの駅にエレベーターを設置してほしい。
- ・ サッカーや野球等、のびのび運動できる場所がほしい。
- ・ 公園の整備や遊具の設置にも、もっと気を使ってほしい。
- ・ 鎌倉は自然が多く残り、子育てには良い環境だと思う。子ども達が自然の中でのびのび育つのは何より大切なので、いつまでもこの自然を残してほしい。

課題

- 子どもとその家族が利用しやすい安全な道路を整備するとともに、公共施設や交通機関などのバリアフリー*化を促進し、子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくりを進めることが必要です。
- 安心して生活を送れるような住宅の整備や、のびのびと遊ぶことができ、遊具等が充実している広場や公園の整備が求められています。

施策の方向性

- ① 住みやすいまちづくり
- ② 交通環境の整備
- ③ 施設環境の整備
- ④ 緑地環境の整備
- ⑤ 住環境の整備

① 住みやすいまちづくり

事業名、【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
3-3-1-1 まちづくり活動の支援 【まちづくり政策課】	市民参画のまちづくりを進めるため、まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画の策定などを支援し、幅広い世代が住みやすいまちづくりを推進します。	自主まちづくり計画を策定している団体数の拡大

② 交通環境の整備

事業名、【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
3-3-2-1 歩道の整備 【道路課】	子どもや高齢者など、すべての歩行者の安全性向上のため、歩道の段差解消、点字ブロックの敷設などの整備をします。また、岩瀬今泉周辺の交通対策として、砂押川沿い道路歩道整備工事を平成 26 年度から平成 28 年度までの予定で事業を進めており、安全で安心な歩行空間を確保します。	事業の継続
3-3-2-2 生活道路の整備促進 【道路課】	歩行空間の確保等による歩行者等に対する交通安全対策を実施します。また、傷んだ道路の補修等を行います。	一定期間ごとに計画の見直しを行い、舗装の維持管理を継続
3-3-2-3 交通環境の検討 【交通計画課】	平成 24 年に設置した「鎌倉市交通計画検討委員会」において、鎌倉地域交通計画研究会（平成 13 年に解散）から出された 20 の施策や新たな施策の検討を行います。	事業の継続

③ 施設環境の整備

事業名、【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
3-3-3-1 駅施設の整備 【交通計画課】	公共交通事業者と連携して、駅施設のバリアフリー化を推進します。	事業の継続

④ 緑地環境の整備

事業名、【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
3-3-4-1 公園・緑地の整備促進 【公園課】 (重複掲載 4-5-1-8)	地域の特性や利用者の利便性、多様化するニーズに対応した公園等の整備に努めます。	緑の基本計画中間年次(平成 32 年)に向け推進
3-3-4-2 緑地の確保 【みどり課】	緑の基本計画に基づき、身近な生活空間での緑の充実を図るため、特別緑地保全地区の指定を行うなどにより、良好な都市環境を支える緑地を確保します。	事業の継続

⑤ 住環境の整備

事業名、【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
3-3-5-1 住宅施策の推進 【建築住宅課】	若年ファミリー層を中心とした若年世代の定住促進のための住宅施策について、調査・研究します。	事業の継続
3-3-5-2 市営住宅の整備促進 【建築住宅課】	市営住宅の総合的整備計画の策定に向けた市営住宅建替え計画の中で、子育て世代に配慮した保育施設等との併設について検討します。	事業の継続

4 基本目標 4 子どもの社会的成長の促進

主要施策（１）家庭教育の充実

子どもが、基本的な生活習慣や倫理観・自制心・自立心等の人格の基礎を形成する上で、もっとも基本となるのが家庭における教育です。ところが、少子化・核家族化の進行につれて、家庭教育についての知識と経験を持ち合わせている家庭が少なくなり、家庭の教育力が低下してきていると言われています。また、都市化が進み、地域のつながりが希薄になるなかで、地域で家庭教育について相談できる相手も少なくなってきました。地域や学校等の豊かなつながりのなかでの家庭教育が求められます。

【寄せられた意見】

- ・ 親自身も知識を広げ子どもたちと向き合って共に成長していくことが必要。
- ・ 図書館が狭いので小学生がテーブルに座れず、小さい子が本を読むスペースですわって勉強していた。子どもが過ごしやすい環境をつくることも大事だと思う。
- ・ 育児教室の回数を増やしてほしい。

課題

- 学習機会の充実など、家庭教育に資する各種情報を積極的に提供していくことが必要です。
- 地域との連携による家庭教育支援の強化が求められています。

施策の方向性

① 家庭教育環境の充実

① 家庭教育環境の充実

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
4-1-1-1	育児教室 【市民健康課】	離乳食のお話や親子遊び、育児相談等を通して、乳幼児の健やかな心をはぐくむ支援を行います。	事業の継続
4-1-1-2	学習情報の収集と提供 【教育総務課】	子どもや保護者等の多様な学習ニーズに対応するため、幅広い学習情報の収集と提供を行います。	事業の継続
4-1-1-3	生涯学習施設の提供 【教育総務課】	子どもや親子の学習機会の支援のため、住居に近い施設で学習できるよう、学校学習施設を含む生涯学習施設の管理・運営に努めます。	事業の継続
4-1-1-4	ブックスタート事業の推進 【中央図書館】	6か月育児教室において、絵本の入ったブックスタートパックを贈呈し、絵本の読み聞かせの仕方などのアドバイスを行います。	市内全 6 か月児へブックスタートパック配布
4-1-1-5	家庭と地域の教育力活性化セミナー 【教育総務課】	家庭と地域の教育力をより高めるために、様々なテーマ（青少年の心理、生命の大切さ、食育*、安全・安心等）で講演会や講習会を開催します。	事業の継続

主要施策（２）幼児教育・学校教育の充実

子どもにとって小学校入学前は、自我が芽生え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期として、また、小学校時代は、一人ひとりの可能性を伸ばし人格を形成していく時期として非常に重要です。

このため、幼児教育の向上のための取組や、子どもの発達や学びの連続性を確保するために必要な幼児教育と小学校教育の相互の連携を図ることが求められます。

現代社会は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であるといわれています。また、異なる文化や文明との共存や国際協力が求められており、この時期に、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことが重要です。

【寄せられた意見】

- ・ 家族以外の大人と接する機会を増やす。地域の高齢者と子どもと一緒に遊べる施設があるといい。ボランティアでおり紙やこま遊びを教えてもらうなどして、昔ながらの遊びの体験をさせてみたい。
- ・ 小学校高学年位から、男の子にも将来父親になるための教育をしていくなど、イクメンを育てる環境を整えてほしいと思う。
- ・ 文化都市鎌倉らしく、日本の文化を子どもに学ばせる場や機会を提供してほしい。
- ・ 小学校で放課後、塾のように英会話や算数などをみてもらえる寺子屋みたいなものがあればいい。

課題

- 子育てに対する理解を深め、母性や父性を育成するため、小学生や中学生のうちから、乳幼児との交流や将来の子育てに対する教育を行うことが必要です。
- 多世代との交流機会の確保や、歴史や自然に恵まれた鎌倉の特性を生かした体験学習の充実等が求められています。
- 社会に対応する能力を育てるため、環境教育や情報教育、国際理解教育などを進めていく必要があります。
- 学校教育環境を充実するため、計画的な施設整備や、職員の増員、質の改善などを行っていく必要があります。

施策の方向性

- ① 幼児教育の推進
- ② 学校教育の充実
- ③ 学校教育環境の整備
- ④ 経済的負担の軽減
- ⑤ 教育相談の充実

① 幼児教育の推進

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
4-2-1-1	幼児教育に関する研究・研修 【教育センター】	幼児教育に理解を深め、幼稚園・保育所・認定こども園*と小学校との間で円滑な接続を図る観点に立って、相互理解と連携を深めるよう、その研究・研修活動支援の一層の充実を図り、質の高い幼児期の学校教育・保育を推進します。	事業の継続
4-2-1-2	教育・保育の一体的提供及び 推進体制の確保 【関係課】	幼稚園及び認可*保育所が認定こども園*への移行を希望する場合に必要な支援を行うほか、市民に対して認定こども園*の特色等について周知を行います。	事業の継続
4-2-1-3	幼児教育の振興 【私立幼稚園】	幼児教育の振興及び充実のため、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深める事業を行います。	事業の継続
4-2-1-4	幼稚園教諭の資質の向上 【私立幼稚園】	幼児教育の質の向上のため、園内研修や、定期的に行う園外教員研修に加え、免許更新制度導入に伴い、公的に認められた免許更新講習会を受講します。	事業の継続

② 学校教育の充実

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
4-2-2-1	小学生と園児の交流 【教育センター】 【教育指導課】 【保育課】	生活科の授業、総合的な学習の時間や行事等（運動会、各学校で行われる子どもまつり等）を通して、小学生と園児の交流を推進します。 また、就学を控えた園児と同じ地域の児童が、一緒に活動し交流を行います。	事業の継続
4-2-2-2	中学生と園児の交流 【教育指導課】 【保育課】	市立中学校の生徒が、保育所や幼稚園等で総合的な学習の時間で「職場体験学習」、技術・家庭科の家庭分野等の学習の中で「保育体験」を行います。	事業の継続
4-2-2-3	世代間交流 【教育指導課】 【保育課】 (重複掲載 4-4-3-1)	小・中学校では、総合的な学習の時間等で、地域の保育所、幼稚園、障害者施設、老人ホーム等を訪問し交流を深めます。また、地域の高齢者を学校に講師として招いて知識、経験を子どもたちに伝えていきます。 保育所では近隣の小学校、障害児者施設や老人ホームなどを訪問し、交流を深めます。また、地域の高齢者を招いて交流を図ります。	事業の継続
4-2-2-4	環境教育の推進 【環境政策課】	環境と人間とのかかわりを学び、恵み豊かな環境やいのちを大切にすることを育む環境教育の充実に努めます。	事業の継続
4-2-2-5	心の教育の推進・道徳教育の 充実 【教育センター】	生命を大切にし、他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心を育てる教育を推進するため、道徳教育の充実に努めます。	事業の継続
4-2-2-6	国際社会への対応 【教育指導課】	外国人英語講師（ALT）を小学校にも派遣することにより、国際理解教育の充実を図ります。	事業の継続
4-2-2-7	情報化社会への対応 【教育指導課】 【教育センター】	各教室でインターネット等が利用できるよう、校内LANの整備を進めるとともに、ITを活用した施策の充実に努めます。	事業の継続

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
4-2-2-8	各種育成行事 【教育指導課】	子どもの健康維持・増進を図るため、各種の大会や教室を開催します。また、子どもたちの文化・芸術活動を活性化するため、活動成果を発表する場の提供に努めます。	事業の継続
4-2-2-9	体験学習の推進 【教育指導課】	福祉や環境問題などについて、実際の体験を通じて学習するため、総合的な学習の時間等を使って、校外活動等を実施します。	事業の継続
4-2-2-10	読書活動の推進 【教育指導課】	朝のホームルームの時間等を活用して読書活動に取り組みます。 また、「学校図書館専門員」「読書活動推進員」を小・中学校へ派遣するなど、児童生徒が読書に親しむ環境づくりを進めます。	事業の継続
4-2-2-11	ごみの発生抑制及び減量化、資源化啓発 【資源循環課】	市内保育所、幼稚園や小・中学校の児童生徒を対象にごみの発生抑制及び減量化、資源化のための啓発を行い、児童生徒はもとより、父母、家族までその意識を広める事業を行います。	事業の継続
4-2-2-12	里山体験学習 【NPO法人山崎・谷戸の会】	小・中学校の総合的な学習として受け入れ、年間を通して農作業、谷戸保全作業、自然観察を指導します。また、単発的な谷戸保全作業体験をグループ・クラス・学年単位などで受け入れます。	事業の継続
4-2-2-13	高校生のための国際理解事業 【秘書広報課】	市内在住、在学の高校生を対象に、国際NGOなど現場の活動家などを招き、国際協力の意義、実情などを理解する事業を行います。	年1回開催
4-2-2-14	景観セミナー等の開催 【都市景観課】	将来の鎌倉のまちづくり、景観づくりの担い手となる子どもたちに対して、体験学習や講習会等を実施し、鎌倉らしい景観形成の普及啓発に取り組みます。	親子景観セミナー：年1回開催 景観出前講座：随時実施
4-2-2-15	ようこそ先達事業 【文化人権推進課】	鎌倉ゆかりの文化人や芸術家に協力を仰ぎ、小中学生に講演や演奏等をおとして思いや感動を伝える事業を行います。	年3回実施
4-2-2-16	児童・生徒理解研修会の実施 【教育センター】	教員として必要な児童生徒の理解、教育相談の理論や技法を習得し、教育活動に生かせる実践力の向上を図ります。	事業の継続
4-2-2-17	郷土学習・地域学習 【教育センター】	教育センター発行の「かまくら」、「私たちの鎌倉」、「鎌倉の自然」、「かまくら子ども風土記」などを活用し、各教科や総合的な学習の時間などで鎌倉市における地理、社会事象、歴史・文化等の学習を行います。	事業の継続

③ 学校教育環境の整備

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
4-2-3-1	学校評議員制度 【教育指導課】	各学校が保護者や地域の方々の意見を広く聴き、地域に開かれた、信頼される学校づくりを推進します。	事業の継続
4-2-3-2	個に応じた指導の充実 【教育指導課】	少人数指導やチーム・ティーチングなどを実施し、児童生徒一人ひとりの興味・関心、学習の状況等に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。	事業の継続
4-2-3-3	各種補助員・介助員の派遣 【教育指導課】	水泳、運動部活動、日本語指導等専門性の高い分野や、特別支援学級・通常級に在籍する児童生徒の介助など、児童生徒の教育活動が円滑に進められるための各種補助員・介助員を派遣します。	事業の継続
4-2-3-4	安全で快適な学校教育環境の整備 【学校施設課】	老朽化が進行している学校施設の整備を計画的に推進するとともに、防災対策及びトイレ等衛生設備の整備を行います。	事業の継続

④ 経済的負担の軽減

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
4-2-4-1	私立幼稚園等就園奨励費補助金の交付 【こどもみらい課】 (重複掲載 1-4-5-1)	私学助成の私立幼稚園等へ子どもを通園させている保護者に対して、補助金を交付します。	国の方向性を考慮しながら交付を継続
4-2-4-2	就学援助 【学務課】 (重複掲載 1-4-5-2)	経済的な理由により就学困難な市立小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品、学校給食費等の一部を援助します。 また、市立小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者に対して学用品、学校給食費等を援助します。	事業の継続 基準を維持
4-2-4-3	実費徴収に係る補給給付事業 【保育課】 (重複掲載 1-4-5-3)	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が日用品、文具等の購入に要する費用の実費徴収を行った場合、低所得世帯を対象に費用の一部を補助します。	適切な支援の実施

⑤ 教育相談の充実

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
4-2-5-1	教育相談事業の充実 【教育センター】	教育センター相談室において、幼児から青少年の相談及びいじめ・不登校等の教育相談を行います。不登校児童生徒のために、教育支援教室等を設置し、自立に向けた支援を行います。	教育相談機能のさらなる充実と質の向上

主要施策（3）子どもの健全な成長への支援

家族にとっても、社会にとっても、可能性を秘めたかけがえのない存在である子どもが、彼らを取り巻く社会環境のなかで、すこやかに成長し、それぞれの可能性を最大限に発揮することが望まれます。そのためには、子どもがすこやかに育ち、ひとを思いやる心を持ち、挑戦と試行錯誤の過程を経て自己を確立し、自立した個人として成長して地域とともに生きていくことができるよう、見守ることが必要です。

しかしながら、子どもを取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、性や薬物、暴力等に関する有害な情報が子どもでも簡単に入手でき、子どもに関わる様々な犯罪を起こす引き金としても懸念されています。この傾向は、スマートフォン等の普及とともに、ますます助長されています。

一生のなかでもっとも心身が発達する時期にあたる思春期に、このような状況を放置すると、健全な父性・母性が育ちにくく、将来の子育てに様々な悪影響を及ぼすことが懸念されます。そこで、学童期・思春期における保健対策の充実が求められています。

【寄せられた意見】

- ・ 子どもにとって早い時期から健全な成長に対する意識づくりが必要であり、そのためには親の意識やモラルが大事だと思う。
- ・ 就学前の親子が共にモラル教育を受けられるとよい。
- ・ 小学校の担任以外で相談できる場所がほしい。

課題

- 子どもを社会の悪影響から守るために時代に適応した対策を講じる必要があります。
- 子どもは大人を見て育つため、身近な大人のモラルある行動が求められます。
- 思春期相談体制の充実については、複雑、多様化する課題に対応するため、スクールソーシャルワーカー*等の配置時間の増加や、諸機関との連携による支援体制の充実が求められています。

施策の方向性

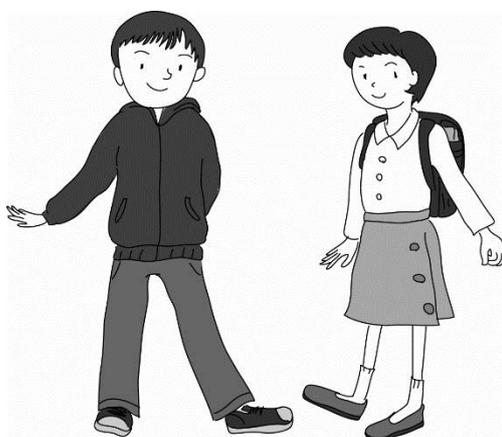
- ① 青少年の健全な育成
- ② 学童期・思春期における保健対策

① 青少年の健全な育成

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
4-3-1-1	青少年健全育成に関する啓発 【青少年課】	青少年の健全な育成に向け、各団体・生徒などによる街頭キャンペーンを年2回実施します。	事業の継続
4-3-1-2	街頭指導活動の推進 【青少年課】	街頭指導活動等による青少年の問題行動の早期発見と未然防止に努めます。	事業の継続
4-3-1-3	社会環境実態調査 【青少年課】	カラオケボックス、インターネットカフェ、まんが喫茶、書店等の社会環境実態調査を行います。結果を神奈川県で集約し、関係業界団体に改善を要請します。	事業の継続

② 学童期・思春期における保健対策

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
4-3-2-1	学校における思春期教育の充実 【教育指導課】 【市民健康課】	小学校では、体育の保健分野で思春期の体の変化の学習、道徳の時間における指導等、中学校では保健体育の保健分野で思春期の体の発達、道徳の時間における指導や特別活動での適応と成長及び健康安全にかかる指導等を家庭等と連携をとりながら行います。 また、喫煙・飲酒・薬物乱用が心身に及ぼす影響などについて学習を通し防止教育を行います。 さらに、小・中学生を対象に、助産師・保健師による学校保健と連携した「いのちの教室」を開催します。	事業の継続 学校保健と連携した「いのちの教室」の拡充
4-3-2-2	思春期相談体制の充実 【教育センター】	学童期・思春期における心の問題について、子どもと保護者の相談に的確に対応できるよう、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。また、市立中学校全校にスクールカウンセラーを、市立小学校全校に心のふれあい相談員を配置します。その他に、不登校状態等で自宅にひきこもりがちな児童生徒に対して、メンタルフレンド*を派遣します。（要事前面接） また、関連機関との連携推進のため平成22年度からはスクールソーシャルワーカー*（県事業）を導入しました。さらに平成24年度からは市独自にスクールソーシャルワーカー*を配置しました。 加えて、いじめの早期発見、早期対応のため平成24年度に「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」を設置しました。	教育相談機能のさらなる充実と質の向上



主要施策（４）子どもの交流機会の確保

少子化・核家族化が進み、兄弟姉妹とのふれあいや世代間の交流が少なくなり、子どもの地域社会との接触の機会も少なくなっています。その結果、子どもが社会の一員としての自覚と責任感を持ち、自立に向けての一步を踏み出すことが難しくなっています。そこで、子どもが社会性を身につけるため、子ども同士や異世代との交流の場の提供が求められています。

【寄せられた意見】

- ・さまざまな年齢の子どもの集団ができれば、親では教えられないこともお兄さんやお姉さんから教えてもらえる。
- ・「地域で育てる」という観点から、もっと高齢者などとの関わりがあった方が良い。

課題

- さまざまな年齢の子ども同士の交流が求められています。
- 子どもが高齢者などとふれあう機会づくりが求められています。

施策の方向性

- ① 青少年団体への活動支援
- ② 子どもの地域活動の支援
- ③ 世代間交流の推進

① 青少年団体への活動支援

事業名、【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
4-4-1-1 青少年指導者の活動支援【青少年課】	子どもの地域活動を支える青少年指導者の活動を支援します。	事業の継続
4-4-1-2 総合型地域スポーツクラブの育成【スポーツ課】	地域で多種目、多世代、多様な技能レベルに応じたスポーツを楽しむことのできるクラブの支援を図ります。	設立団体の支援

② 子どもの地域活動の支援

事業名、【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
4-4-2-1 地域での子どもの参画活動【青少年課】	各種団体等の活動を通して、子ども同士や子どもと地域の人々の交流が図られるよう、各種の活動に対する支援に努めます。また、出張講座を実施するなど、新たなニーズへの対応を検討します。	事業の継続
4-4-2-2 子ども会館・子どもの家における健全育成【青少年課】	地域社会の中で、児童の遊び場の拠点として、異年齢集団での遊びや仲間づくりのための居場所づくりに努めます。	事業の継続
4-4-2-3 ジュニアリーダー等の育成【青少年課】	集団活動や野外活動における基本的な知識と技術を身に付け、地域における青少年活動のリーダーとなる人材を育成します。	事業の継続
4-4-2-4 若者たちが育ち合う場の創設【青少年課】	若者たちが気軽に相談でき、育ち合い、自主運営を目指す場づくりに努めます。	事業の検討

③ 世代間交流の推進

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
4-4-3-1	世代間交流 【教育指導課】 【保育課】 (重複掲載 4-2-2-3)	小・中学校では、総合的な学習の時間等で、地域の保育所、幼稚園、障害者施設、老人ホーム等へ訪問し交流を深めます。また、地域の高齢者を学校に講師として招いて知識、経験を子どもたちに伝えていきます。 保育所では近隣の小学校、障害児者施設や老人ホームなどを訪問し、交流を深めます。また、地域の高齢者を招いての交流を図ります。	事業の継続
4-4-3-2	三世代交流事業 【鎌倉市老人クラブ連合会 (みらいふる鎌倉)】 【鎌倉漁業協同組合】 (重複掲載 4-6-1-15)	子どもや若い世代の保護者、高齢者等各世代の交流により地域の子育てネットワークが広がることを目的として、鎌倉の海や山を使ったイベントを行います。	事業の継続



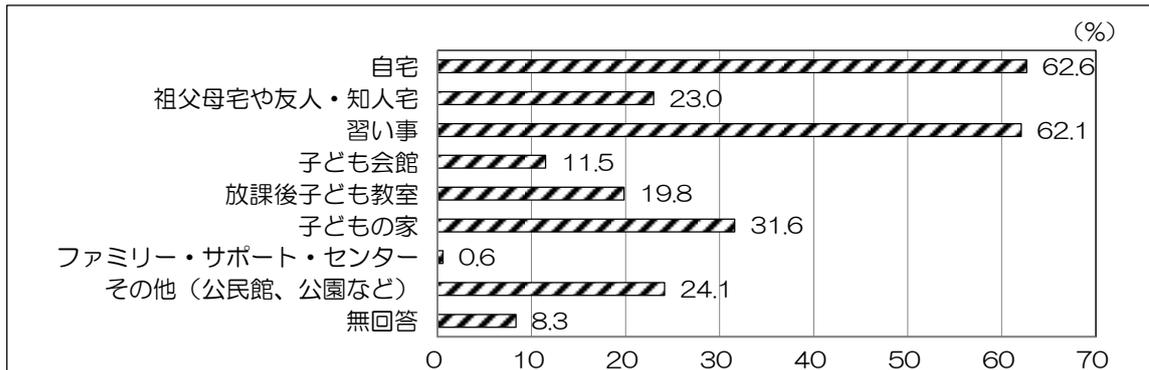
写真



主要施策（5）子どもの遊びや学びの場の整備

少子化・核家族化が進み、家庭内でのテレビ・ゲームや携帯電話でのメールのやりとり等が子どもの主要な関心事となっている現在、家庭外での遊びや学びを通じた他人との交わりの機会が減少し、子どもの社会性を身につける機会が失われてきています。身近な場所に、子どもにとって魅力的な遊びや学びの場を提供することが、子どもが社会性を身につけるうえで特に必要です。

■ 図 小学校低学年での希望する放課後の過ごし方 ■



※資料：平成25年度実施 ニーズ調査

【寄せられた意見】

- ・ 家族で楽しめるイベントが少ないように思える。一緒にゲームをしたり、そこに行けば友達と遊べるような場所があれば楽しい。
- ・ 雨の日など、幼児や小学生が室内で遊べる施設があるとうれしい。
- ・ 子ども達の交流の場や機会を増やしてほしい。
- ・ 子ども会館をもっと未就園児のために活用してほしい。
- ・ 2～3才の子（未就学児）が自然に集え遊べる場がほしい。
- ・ 中高生の居場所の整備についても考えてほしい。
- ・ 小学校の下校後に校庭を開放してくれるのはありがたい。
- ・ 小学生が放課後に過ごせる環境を早急に整えてほしい。

課題

- 子どもたちがのびのびと遊ぶことを通じて、成長できるような環境を整備する必要があります。
- 親子でともに集える機会の提供が求められています。

施策の方向性

- ① 遊びや学びの場の整備

① 遊びや学びの場の整備

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
4-5-1-1	子ども会館 【青少年課】 (重複掲載 1-3-1-6)	地域の子どもに健全な遊び場を提供し、心身の健やかな育成を図ります。	事業の継続
4-5-1-2	子育て支援行事等の開催 【こどもみらい課】	子育て中の親子が共に集える遊び場や「親子で楽しめるもの」、「親自身のリフレッシュとなるもの」、「子育てに役立つもの」の講座等を開催します。	事業の継続
4-5-1-3	学校開放の推進 【スポーツ課】	子どもの地域活動の場として、校庭、体育館等、学校体育施設の開放を進めていきます。	学校施設の新築や改築に伴い、幅広く市民が利用できるよう利用の拡大を図る
4-5-1-4	放課後子ども総合プラン 【教育総務課】 【青少年課】 (重複掲載 1-3-1-1)	放課後の安全で健やかな居場所づくりを行う事業で、放課後児童クラブ(子どもの家)(1-3-1-2参照)、放課後子ども教室(1-3-1-3参照)、子どもの家の利用時間延長(1-3-1-4参照)を推進します。 また、市長部局と教育委員会が連携し、同一の小学校内等で一体型※1又は連携型※2による「放課後児童クラブ(子どもの家)」と「放課後子ども教室」の実施を検討します。 ※1 一体型とは、活動場所が同一の小学校内等にあり、共通のプログラムに参加するもの ※2 連携型とは、活動場所が同一の小学校内等にはないが、共通のプログラムに参加するもの	一体型の放課児童クラブ(子どもの家)と放課後子ども教室を1箇所以上整備することを目指す
4-5-1-5	保育所のホール等を活用した地域での子育て支援 【保育課】	保育所の地域における子育て支援事業の一つとして、深沢こどもセンター内のほいくえんホールを、市内の子育て支援グループに無料で開放します。 なお、大船保育園の多目的室についても、同様に開放します。	事業の継続 平成27年7月(予定)に岡本保育園が新園舎に移転するにあたり、ほいくえんホールを新設し、開放する予定
4-5-1-6	保育所の地域子育て支援 【保育課】	全公立保育所に於いて園庭開放、行事参加や子育て相談など地域の子育てを支援する活動を進めます。	事業の継続
4-5-1-7	地域開放 【私立幼稚園】	幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進することや各種の子育て支援サービスを行います。	事業の継続
4-5-1-8	公園・緑地の整備促進 【公園課】 (重複掲載 3-3-4-1)	地域の特性や利用者の利便性、多様化するニーズに対応した公園等の整備に努めます。	緑の基本計画平成32年中間年次に向け推進

主要施策（6）多様な体験機会の確保

子どもが、その成長にとって不可欠な豊かな感性・創造性をはぐくみ、健康な心と体で生活するために、また、子どもたちの個性を磨き、社会性や自立性をはぐくむために、歴史が香り立ち、海に面し緑あふれる鎌倉の特性を生かした多様な体験機会の提供が求められています。

核家族化の進行により孤立しがちな子育て家庭にとって、地域での取組があたたかい見守りにつながり、子育てに安心感を与えます。

【寄せられた意見】

- ・ 多くの人とふれ合い、遊べる様な環境を望む。
- ・ 地域との関わりをもってみんなで育てていく環境があるとよい。
- ・ 子どもが地元で愛着を持てる取組を進めてほしい。
- ・ 海や山で遊ぶという選択肢をもっと取り入れていってはどうか。

課題

- 多様な体験ができる機会が求められています。
- 身近な場所で地域の人と関われる取組が求められています。

施策の方向性

① 多様な体験機会の確保

① 多様な体験機会の確保

事業名、【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
4-6-1-1 子育て親子講座 【青少年課】	主に乳幼児を持つ子育て中の親子を対象として、しつけ、遊びや食育など子育てに役立つ講座等を開催します。	事業の継続
4-6-1-2 各種育成事業 【青少年課】 【中央図書館】 【スポーツ課】 【教育総務課】	子どもたちの心豊かな育成に向けて、地域社会全体が協働して取り組む活動を支えます。	事業の継続
4-6-1-3 子どものスポーツの育成 【スポーツ課】	子どものスポーツを通じた体力の向上と仲間づくりのため、企業や関連団体と連携をとり、子どもが遊びを通してスポーツを体験できる環境づくりを推進します。	幼児、児童が積極的に取り組める環境づくりの推進
4-6-1-4 スポーツ活動の促進 【スポーツ課】	子どもたちに様々なスポーツを紹介し体験することにより、自分にあった運動を見つけられるよう生涯スポーツの推進を図ります。 また、スポーツ活動を通して体力向上を図り、健やかに成長することを目的に、スポーツイベントなどの開催時に子どもの体力調査を実施します。 自分の体力がわかる体力測定の実施、自分にあった運動を見つけるために様々なスポーツ体験ができる環境づくりを進めます。	事業の継続

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
4-6-1-5	競技スポーツ活性化のための啓発 【スポーツ課】	オリンピックや世界大会で活躍しているトップアスリートの演技を観戦したり、指導を受けることで、何事にも目標を持ってチャレンジしていく気持ちを育みます。また、ジュニア期から競技スポーツの向上を図り鎌倉から未来のオリンピック選手の育成を目指します。	元トップアスリートや現役プロ選手などによる指導体制の拡充 スポーツ関連団体と連携を図り指導者を確保
4-6-1-6	青少年健全育成活動 【鎌倉市青少年指導員連絡協議会】	県・市の委託を受け、青少年の健全育成・非行防止及び社会環境健全化などの活動を行います。 主な活動は鎌倉の自然や食材などを使い鎌倉を知ってもらう活動や、子どもキャンプやレクリエーションなどの体験活動により年齢を超えた交流、地域間での交流を行います。 また、ジュニアリーダーのサポートなど青少年団体の育成・支援や、青少年に関する情報の提供、各地域のお祭りや関係団体などとの協力推進活動を通して青少年に望ましい地域づくりを行います。	事業の継続
4-6-1-7	子育て支援グループの連携と交流 一日冒険遊び場・講座等の子育て支援行事の開催等 【かまくら子育て支援グループ懇談会】 【こどもみらい課】	子育て中の母親のリフレッシュや交流を図り、自分を見つめ直す機会としての講座を企画・運営しています。0歳児からの託児付き講座を開催することにより、母親の仲間づくりのきっかけとなるように工夫しています。子育てをする上で、こんなサービスがほしいなどの生の声を行政に橋渡しする役目を果たします。「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、日頃触れる機会のない工具や火などを使って遊ぶ一日冒険遊び場を開催。常設化を目指しています。	事業の継続 託児付講座の回数増 一日冒険遊び場の常設化 プレーリーダーの育成やスタッフの技術向上。
4-6-1-8	父と子の里山体験 【NPO法人山崎・谷戸の会】	父(母)と子の親子参加型で、谷戸の雑木林の管理に親しんでもらうため、木の伐採や下草刈り、薪割り、かまどの火おこしなどを体験します。	年3回実施
4-6-1-9	こども里山一日体験 【NPO法人山崎・谷戸の会】	年齢制限なく、子どもを中心とした親子参加など一緒になって里山体験をしながら、自然に親しんでもらいます。 谷戸の散歩、農作業の手伝い、どろんこ遊び、生き物とのふれあい、草木染め、紙漉きなど。	年4回実施
4-6-1-10	里山探検隊 【NPO法人山崎・谷戸の会】	対象を小学生の子どもとし、定員制で総合的に谷戸を体験するプログラムを企画します。谷戸・谷戸周辺の散策、自然観察、農体験、昔遊びを通して、里山全体を理解し、子ども同士が交流する場を提供します。	年6回実施
4-6-1-11	子どもお泊り里山体験 【公益財団法人鎌倉市公園協会とNPO法人山崎・谷戸の会の共催】	昔ながらの農作業、自炊など里山体験をします。谷戸の収穫物を味わい、山崎地区の昔の暮らしの話を聞きながら里山の暮らしを体験します。	事業の継続 年1回実施
4-6-1-12	鎌倉てらこや事業 【NPO法人鎌倉てらこや】	地域の子どもたちが主体的に生き、活動できる拠点をつくり、成熟した地域社会を創造します。 子どもたちの魂を輝かせるために、自然、歴史、伝統、文化などに恵まれた環境の下で、遊び、学び合い、感動体験を培います。 親たちは、子どもとともに学び、自らを育み、自立した大人になることを目指します。	参加者人数の拡充 活動をより魅力的なものとしていくため、スタッフ間での意識共有・現場対応力を高める

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
4-6-1-13	てらハウス事業 【NPO法人鎌倉てらこや】	商業ビルの空き店舗に、子ども・保護者・学生ボランティア・地域ボランティアが集い、“本気”で学び、遊び、語り合う居場所をつくります。そのようにして過ごす時間から子ども自身が「やりたい」と思うことを発見し、スタッフの力添えを得ながら自らの力で実現することを目指します。	参加者人数の拡充 活動をより魅力的なものとしていくため、スタッフ間での意識共有・現場対応力を高める
4-6-1-14	青空自主保育 【にこにこ会】 【やんちゃお】 【なかよし会】 【かぜのこ会】 【でんでんむし】 【あおぞら】 【なないろ】	特定の園舎を持たず、鎌倉の豊かな自然の中で、子どもがのびのびと遊ぶことを目的に、保育者や当番制の親とともに活動しています。	事業の継続
4-6-1-15	三世代交流事業 【鎌倉市老人クラブ連合会 (みらいふる鎌倉)】 【鎌倉漁業協同組合】 (重複掲載 4-4-3-2)	子どもや若い世代の保護者、高齢者等各世代の交流により地域の子育てネットワークが広がることを目的として、鎌倉の海や山を使ったイベントを行います。	事業の継続



写真：一日冒険遊び場



写真：一日冒険遊び場

5 基本目標5

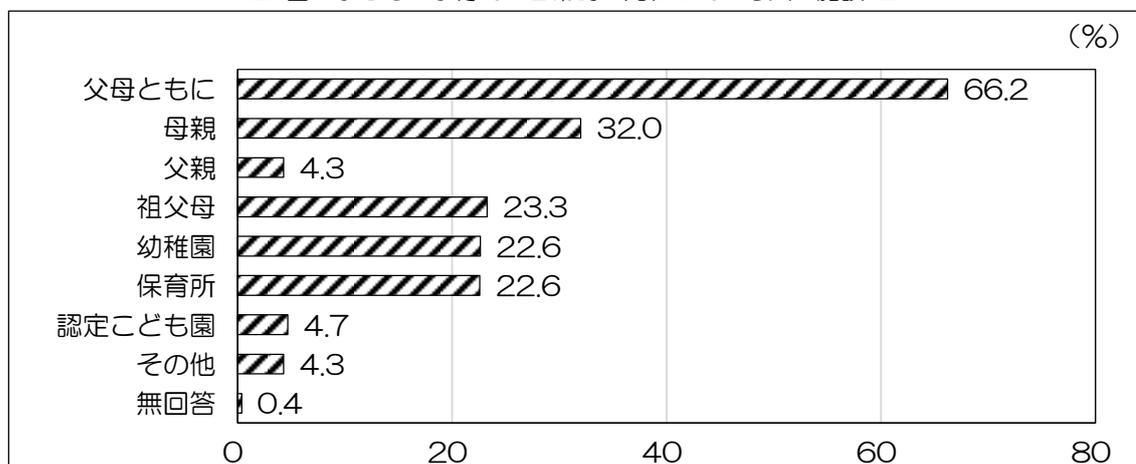
仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス*社会）の実現

主要施策（1）男女がともに支えあう仕組みづくり

近年父親の子育てへの参画は増加しているものの、母親の負担が大きいのは変わらないというのが実態です。この結果、母親に多大な肉体的・精神的負担がかかっており、父親には子育ての喜びや楽しさを体験する貴重な機会が損なわれるという事態が生じています。

父親の子育てへの参加を促し、子育てに関して、父親・母親が「ともに支え、ともに育てる」子育てを促進していきます。

■ 図 子どもの子育てに日常的に関わっている人・施設 ■



※資料：平成25年度実施 ニーズ調査

【寄せられた意見】

- ・ 家事・育児は、仕事を持っていても母親がやって当たり前という父親の考え方に問題があると思う。イクメンも増えているらしいが、まだまだ全く何もしない父親も多い。
- ・ 父親の子育てに対する意識を高めていけたら、幸せにおだやかに子育てが充実するのではと思う。
- ・ 子育て支援事業が平日に多く、父親が参加しにくい。
- ・ 小学生や中学生のうちから、将来の子育てに対する教育を行うことで、子育てに対する理解が深まり、母性や父性の育成につながる。

課題

- 母親の負担を軽減し、父親が子育ての喜びや楽しさを理解するために、夫婦がともに子育てをすることが求められています。
- 子育てに不慣れな父親が、子育ての知識や技術を身につける機会が必要です。
- 子どもの頃からの母性や父性の育成が求められています。

施策の方向性

① 男女がともに支えあう仕組みづくり

① 男女がともに支えあう仕組みづくり

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
5-1-1-1	男女共同参画社会づくり 【文化人権推進課】	男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現のため、「かまくら21 男女共同参画プラン」に基づき、施策の展開を図ります。	事業の継続
5-1-1-2	父親への育児支援 【市民健康課】	父親が育児の知識や技術を身に付ける機会を提供するため、各種教室、講座を開催します。 また、父親が参加しやすい環境づくりに努めます。	事業の継続
5-1-1-3	両親学級 【市民健康課】 (重複掲載 1-5-1-2)	妊娠及び出産後の母体の保護・日常生活での注意点・育児の楽しさを一緒に学習します。	事業の継続
5-1-1-4	父子健康手帳 【市民健康課】	父親に対し、妊娠・出産・育児に関する知識の周知や情報提供を行い、育児支援を図ります。	交付数の拡充
5-1-1-5	道徳教育での啓発 【教育指導課】	主として他の人とのかかわりに関することの中で、「男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する」ことについて、教科書や机上の学習だけでなく、体験を通して学ぶことに努めます。	事業の継続
5-1-1-6	特別活動での啓発 【教育指導課】	学級活動の中で、「男女相互の理解と協力」について、教科書や机上の学習だけでなく、体験を通して学ぶことに努めます。	事業の継続

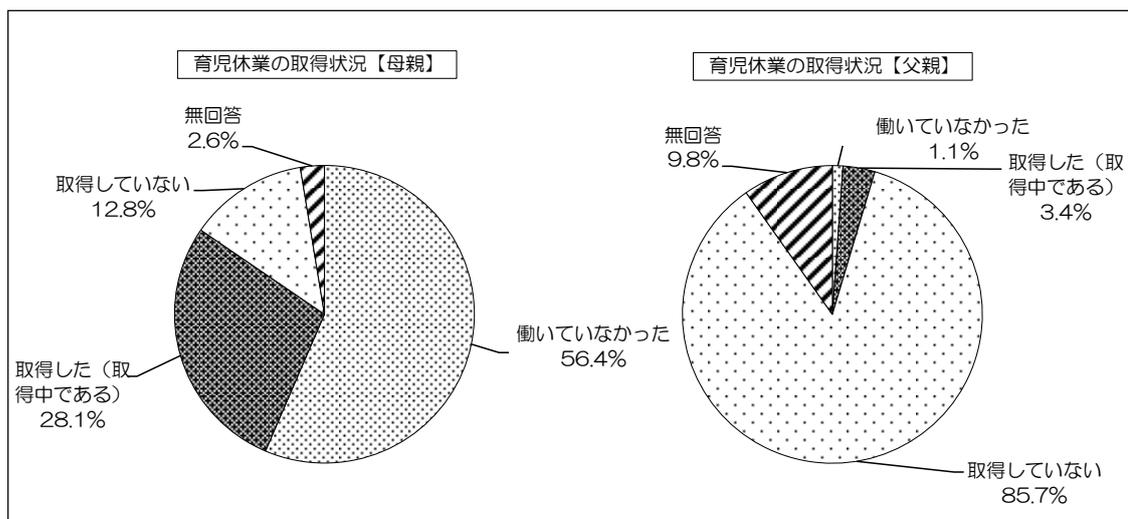


主要施策（２）子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり

共働き家庭が一般化してきており、また、ひとり親家庭も多数に上ります。この結果、子育てと仕事の両立に悩む家庭が増加しており、子育てと仕事の両立を支援する施策が求められています。

産前産後休業・育児休業・短時間勤務・育児時間・母性健康管理などの制度が、労働基準法や育児・介護休業法、男女雇用機会均等法などで定められており、これらの制度に基づく支援が必要です。

■ 図 育児休業の取得状況 ■



※資料：平成25年度実施 ニーズ調査

【寄せられた意見】

- 子育てと仕事の両立には、育休期間の延長ではなく、短時間勤務の充実と社会全体での理解・受け入れが必須である。
- 一度離職しても復職しやすい取組をお願いしたい。
- 仕事のしすぎで子どもに関わる時間がとれない。子育てと仕事のバランスが取れていると子育て生活の満足度につながると思う。

課題

- 育児休業や短時間勤務の充実等、男女が共に子育てと仕事を両立できるよう、広く社会全体の意識改革を進めることが必要です。
- ワーク・ライフ・バランス*を実現し、子育て生活の満足度を向上させることが求められています。

施策の方向性

- ① 子育てと仕事の両立の支援

① 子育てと仕事の両立の支援

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
5-2-1-1	育児休業制度の普及・啓発活動 【文化人権推進課】	育児休業制度の普及・啓発を図り、男女共に育児休業制度を活用できる環境づくりに努めます。	事業の継続
5-2-1-2	就労環境改善への支援 【産業振興課】	就労環境の改善を図るため、雇用機会の拡大、労働条件の向上、育児休業制度の普及などについて、啓発活動を行います。	勤労市民ニュースを年2回各300部発行
5-2-1-3	就労情報の提供 【産業振興課】	公共職業安定所などの関係機関と連携を図りながら、就労情報の提供に努めます。	鎌倉市に特化した求人情報の提供と毎月2回の更新を継続
5-2-1-4	育児休業対策に要する費用への資金融資環境の整備 【産業振興課】	育児休業に必要となる資金について、鎌倉市と金融機関が提携して行う生活資金融資の対象とすることにより経済面での支援を行います。	事業の継続
5-2-1-5	「鎌倉市職員子育てサポートプラン」の推進 【職員課】	鎌倉市に勤務する職員が安心して子育てできるように、職員生活と家庭生活を両立できる環境づくりや、職員の意識啓発を図ります。 平成22年6月に鎌倉市職員の育児休業等に関する条例を改正し妻の産後休暇中に夫の育児休業取得が可能になるなど、職員が安心して子育てできる環境整備に努めてきました。今後とも仕事と育児が両立できる環境整備に努めていきます。	男性職員の育児休業取得を推進

主要施策（3）多様な保育・預かりサービスの充実

基本目標1 主要施策（2）参照（24頁）

主要施策（4）放課後児童対策の充実

基本目標1 主要施策（3）参照（28頁）



第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の見込み* (事業のニーズ量)と確保方策* (事業の提供体制)

1 記載事項

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業計画に「教育・保育を提供する区域」を定め、区域ごとに「量の見込み* (事業のニーズ量)」、「量の見込み*に対する確保方策* (事業の提供体制)」、「実施時期」を記載するよう定めています。

2 提供区域

(1) 幼児期の教育・保育事業

ア 教育・保育提供区域

行政区域である、鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄の5地域を「教育・保育を提供する区域」として決めました。



イ 教育・保育提供区域を定める事業

教育・保育提供区域を定めた事業は以下のとおりです。

教育事業	施設	幼稚園	幼稚園教育要領に基づいた幼児期の教育を行う施設
		認定こども園*	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設
	利用対象者	1号認定児（子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望）※	
保育事業	施設・事業	保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わり保育所保育指針に基づいた保育や教育を行う施設
		認定こども園*	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設
		地域型保育事業	少人数の単位で0～2歳の子どもの預かる事業（小規模保育事業、家庭的保育事業など）
	利用対象者	2号認定児（子どもが満3歳以上で保護者の就労状況等により、施設等での保育が必要） 3号認定児（子どもが満3歳未満で保護者の就労状況等により、施設等での保育が必要）	

※ 教育事業を行う施設のうち、幼稚園については、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費*の支給対象施設として確認*を受ける幼稚園と、確認*を受けず私学助成の幼稚園として運営する幼稚園の2種類があります。私学助成の幼稚園を利用する場合、認定は不要です。

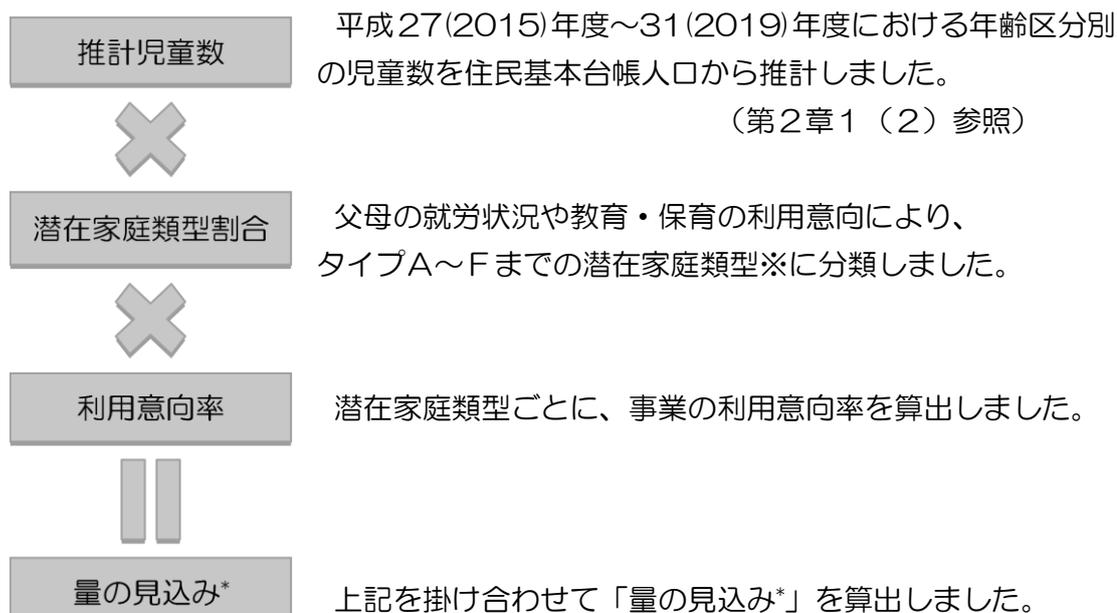
(2) 地域子ども・子育て支援事業提供区域

全市的に行う事業であることなどから、基本的に区域分けは行わず、1区域として設定しました。ただし、放課後児童クラブ（子どもの家）については、児童が学校から施設まで自力で行く必要があり、各学区内での体制整備が求められるため、提供区域を小学校区域である16区域に設定しました。



3 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み*の考え方

平成 25 年 10 月から 11 月にかけて行った、ニーズ調査をもとに、各事業の量の見込み*を算出しました。なお、各事業の量の見込み*は、国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み*」の算出等のための手引き』（平成 26（2014）年 1 月 20 日付 事務連絡 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室）を基本としましたが、算出されたニーズと実際の利用状況に乖離があった事業については補正を行いました。



【※潜在家庭類型の種類】

タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム(就労時間:月 120 時間以上と 64 時間～120 時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(就労時間:月 64 時間未満+64 時間～120 時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム(就労時間:双方が月 120 時間以上+64 時間～120 時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム(就労時間:いずれかが月 64 時間未満+64 時間～120 時間の一部)
タイプF	無業×無業

4 幼児期の教育・保育事業の量の見込み*と確保方策*

(1) 幼稚園、認可*保育所の利用状況（平成 25 年度）

幼稚園と、認可*保育所の平成 25 年度の利用者数と利用率（対象年齢の児童人口全体に対する利用者の割合）は以下のとおりです。

区域	児童人口（人）		利用者数（人）			利用率（％）		
	3-5 歳	0-2 歳	幼稚園	認可保育所		幼稚園	認可保育所	
				3-5 歳	0-2 歳		3-5 歳	0-2 歳
市全域	4,265	3,797	2,684	1,271	997	62.9%	29.8%	26.3%
鎌倉	1,142	995	769	282	219	67.3%	24.7%	22.0%
腰越	512	426	351	153	92	68.5%	29.9%	21.6%
深沢	897	808	527	293	234	58.8%	32.7%	29.0%
大船	1,039	1,000	587	374	317	56.5%	36.0%	31.7%
玉縄	675	568	450	169	135	66.7%	25.0%	23.8%

※ 児童人口及び、保育利用者数は 4 月 1 日時点、幼稚園利用者数は就園奨励費補助金支払実績より算出

(2) 待機児童の状況（平成 26 年度）

本市の待機児童数は、平成 26 年 4 月に 55 人となっています。年齢別、地域別の内訳でみると、0～2 歳、鎌倉地域で待機児童が多く発生していることが分かります。

(人)

区域	子どもの年齢		合計
	0-2 歳	3-5 歳	
市全域	47	8	55
鎌倉	19	4	23
腰越	7	2	9
深沢	7	0	7
大船	9	2	11
玉縄	5	0	5

(3) 量の見込み*（事業のニーズ量）

幼児期の教育・保育の現在の利用状況、利用希望を把握し、計画期間における幼児期の教育・保育の量の見込み*を設定しました。なお、平成 29 年度までに待機児童をゼロとする計画を立てる必要があるため、下記表には平成 29 年度における量の見込み*を記載しました。

区域	児童人口（人）		利用者数（人）			利用率（％）		
	3-5 歳	0-2 歳	教育事業	保育事業		教育事業	保育事業	
				3-5 歳	0-2 歳		3-5 歳	0-2 歳
市全域	3,945	3,286	2,495	1,264	1,147	63.2%	32.0%	34.9%
鎌倉	1,052	813	681	305	285	64.7%	29.0%	35.1%
腰越	527	361	329	150	96	62.4%	28.5%	26.6%
深沢	789	687	484	270	254	61.3%	34.2%	37.0%
大船	1,047	954	646	383	366	61.7%	36.6%	38.4%
玉縄	530	471	355	156	146	67.0%	29.4%	31.0%

(4) 0-2歳の保育利用率

本市では満3歳未満の子どもに待機児童が多いことから、満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定の利用定員数の割合について、計画期間内における目標値を設定しました。

区域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市全域	27.9%	29.9%	35.5%	36.8%	38.1%
鎌倉	26.5%	29.3%	36.2%	38.1%	40.1%
腰越	19.2%	21.7%	26.9%	28.0%	28.8%
深沢	28.1%	29.3%	37.0%	38.4%	40.1%
大船	34.1%	35.3%	39.2%	39.7%	40.3%
玉縄	25.3%	27.2%	31.0%	32.6%	34.2%

(5) 確保方策*（事業の提供体制）及び実施時期

ア 教育事業における量の見込み*と確保方策*

「幼稚園教育要領」に基づき、認定こども園*及び幼稚園で幼児期の学校教育を行います。（対象は満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児）

教育事業においては、量の見込み*に対して既存の供給量で確保できる見込みです。
(人)

市全域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1号認定	2,320	2,306	2,229	2,187	2,067
	2号認定(教育)※	279	276	266	261	244
	合計①	2,599	2,582	2,495	2,448	2,311
確保方策	特定教育・保育施設	213	366	859	1,033	1,031
	私学助成の幼稚園※	3,616	3,406	2,900	2,690	2,690
	合計②	3,829	3,772	3,759	3,723	3,721
過不足(②-①)		1,230	1,190	1,264	1,275	1,410

※ 「2号認定(教育)」とは、通常保育の必要性がある「2号認定」を受けられる者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者のことです。

※ 「特定教育・保育施設」とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費*の支給対象施設として確認*を受けた施設のことです。教育事業における確保方策*としては「認定こども園*」と「幼稚園」が該当します。

※ 「私学助成の幼稚園」とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費*の支給対象施設として確認*を受けない幼稚園のことです。なおこの幼稚園に通う幼児は認定を受ける必要はありませんが量の見込み*の1号認定と2号認定(教育)に含んで記載しました。

※ 確保方策*に記載している人数は、定員による記載を行うこととされています。

(人)

鎌倉地域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1号認定	603	605	584	570	518
	2号認定(教育)	101	101	97	95	86
	合計①	704	706	681	665	604
確保方策	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	私学助成の幼稚園	975	975	975	975	975
	合計②	975	975	975	975	975
他地域との調整(流出数)③※		72	69	68	67	67
過不足 (②+③-①)		343	338	362	377	438

※ 他地域との調整とは、表に記載している地域以外の他地域との流出数から算出しました。

(人)

腰越地域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1号認定	290	311	304	302	276
	2号認定(教育)	24	25	25	25	22
	合計①	314	336	329	327	298
確保方策	特定教育・保育施設	0	0	296	296	296
	私学助成の幼稚園	776	776	480	480	480
	合計②	776	776	776	776	776
他地域との調整(流出数)③		△248	△249	△250	△250	△250
過不足 (②+③-①)		214	191	197	199	228

(人)

深沢地域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の 見込み	1号認定	459	446	420	406	394
	2号認定(教育)	70	68	64	62	60
	合計①	529	514	484	468	454
確保 方策	特定教育・保育施設	168	321	308	302	300
	私学助成の幼稚園	330	120	120	120	120
	合計②	498	441	428	422	420
他地域との調整(流出数)③		239	248	249	248	248
過不足 (②+③-①)		208	175	193	202	214

(人)

大船地域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の 見込み	1号認定	605	604	598	592	585
	2号認定(教育)	48	48	48	47	47
	合計①	653	652	646	639	632
確保 方策	特定教育・保育施設	15	15	15	195	195
	私学助成の幼稚園	945	945	945	735	735
	合計②	960	960	960	930	930
他地域との調整(流出数)③		△64	△69	△69	△65	△65
過不足 (②+③-①)		243	239	245	226	233

(人)

玉縄地域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の 見込み	1号認定	363	340	323	317	294
	2号認定(教育)	36	34	32	32	29
	合計①	399	374	355	349	323
確保 方策	特定教育・保育施設	30	30	240	240	240
	私学助成の幼稚園	590	590	380	380	380
	合計②	620	620	620	620	620
他地域との調整(流出数)③		1	1	2	0	0
過不足 (②+③-①)		222	247	267	271	297

イ 保育事業における量の見込み*と確保方策*

「保育所保育指針」に基づき、「保育を必要とする」乳児又は幼児に対し、認定こども園*、認可*保育所及び地域型保育事業で保育及び教育を行います。

平成 29 年度に、待機児童が解消されるよう施設等の整備を進めます。

なお、共働き家庭やひとり親家庭の増加に伴い、仕事と子育ての両立を考慮して交通の利便性の高い地域での施設整備のニーズが高まるなど、社会情勢に変化が生じた場合は柔軟に対応します。

(人)

市全域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
量の見込み ①	2号認定(3歳以上児)	1,318	1,310	1,264	1,241	1,174	
	3号認定	1・2歳児	1,008	947	913	881	850
		0歳児	252	242	234	225	217
確保方策②	特定教育・ 保育施設※	3歳以上児	1,345	1,365	1,444	1,474	1,474
		1・2歳児	742	750	879	879	879
		0歳児	218	220	239	239	239
	特定地域型 保育事業※	1・2歳児	32	34	34	34	34
		0歳児	12	13	13	13	13
過不足(②-①)	3歳以上児	27	55	180	233	300	
	1・2歳児	△234	△163	0	32	63	
	0歳児	△22	△9	18	27	35	

※ 「特定教育・保育施設*」とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費*の支給対象施設として確認*を受けた施設のことです。保育事業における確保方策*としては「認定こども園*」と「認可*保育所」が該当します。

※ 「特定地域型保育事業*」とは、子ども・子育て支援法に基づく地域型保育給付費*の支給対象施設として確認*を受けた地域型保育事業のことで、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」等があります。

※ 確保方策*に記載している人数は、定員による記載を行うこととされていますが、実際には保育所等では基準の範囲内で定員を超えた受け入れを行っています。

(人)

鎌倉地域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
量の見込み ①	2号認定(3歳以上児)	315	316	305	298	270	
	3号認定	1・2歳児	257	230	219	209	199
		0歳児	72	68	66	62	59
確保方策②	特定教育・ 保育施設	3歳以上児	218	218	267	267	267
		1・2歳児	122	122	180	180	180
		0歳児	31	31	50	50	50
	特定地域型保 育事業	1・2歳児	4	4	4	4	4
		0歳児	1	1	1	1	1
他地域との調整 (流出数) ③	3歳以上児	89	91	91	93	93	
	1・2歳児	66	66	35	35	35	
	0歳児	25	26	24	24	24	
過不足(②+③-①)	3歳以上児	△8	△7	53	62	90	
	1・2歳児	△65	△38	0	10	20	
	0歳児	△15	△10	9	13	16	

※ 他地域との調整とは、表に記載している地域以外の他地域との流出入数から算出しました。

(人)

腰越地域			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の 見込み ①	2号認定(3歳以上児)		143	154	150	149	136	
	3号認定	1・2歳児	96	86	81	78	75	
		0歳児	16	16	15	15	14	
確保 方策②	特定教育・ 保育施設	3歳以上児	62	62	92	92	92	
		1・2歳児	22	22	40	40	40	
		0歳児	6	6	6	6	6	
	特定地域型 保育事業	1・2歳児	12	12	12	12	12	
		0歳児	4	4	4	4	4	
他地域との調整 (流出数)③			3歳以上児	67	69	68	70	70
			1・2歳児	32	33	29	29	29
			0歳児	4	5	6	6	6
過不足(②+③-①)			3歳以上児	△14	△23	10	13	26
			1・2歳児	△30	△19	0	3	6
			0歳児	△2	△1	1	1	2

(人)

深沢地域			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の 見込み ①	2号認定(3歳以上児)		295	287	270	261	253	
	3号認定	1・2歳児	225	217	209	201	193	
		0歳児	49	47	45	43	42	
確保 方策②	特定教育・ 保育施設	3歳以上児	383	403	403	403	403	
		1・2歳児	212	212	230	230	230	
		0歳児	65	65	65	65	65	
	特定地域型 保育事業	1・2歳児	10	12	12	12	12	
		0歳児	5	6	6	6	6	
他地域との調整 (流出数)③			3歳以上児	△118	△125	△124	△123	△123
			1・2歳児	△59	△59	△33	△33	△33
			0歳児	△26	△27	△26	△26	△26
過不足(②+③-①)			3歳以上児	△30	△9	9	19	27
			1・2歳児	△62	△52	0	8	16
			0歳児	△5	△3	0	2	3

(人)

大船地域			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み ①	2号認定(3歳以上児)		389	388	383	379	373
	3号認定	1・2歳児	306	299	294	289	283
		0歳児	76	74	72	71	69
確保 方策②	特定教育・ 保育施設	3歳以上児	461	461	461	491	491
		1・2歳児	284	292	310	310	310
		0歳児	85	87	87	87	87
	特定地域型 保育事業	1・2歳児	6	6	6	6	6
		0歳児	2	2	2	2	2
他地域との調整 (流出数)③	3歳以上児		△57	△56	△56	△63	△63
	1・2歳児		△40	△41	△22	△22	△22
	0歳児		△3	△4	△9	△9	△9
過不足(②+③-①)	3歳以上児		15	17	22	49	55
	1・2歳児		△56	△42	0	5	11
	0歳児		8	11	8	9	11

(人)

玉縄地域			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み ①	2号認定(3歳以上児)		176	165	156	154	142
	3号認定	1・2歳児	124	115	110	104	100
		0歳児	39	37	36	34	33
確保 方策②	特定教育・ 保育施設	3歳以上児	221	221	221	221	221
		1・2歳児	102	102	119	119	119
		0歳児	31	31	31	31	31
	特定地域型 保育事業	1・2歳児	0	0	0	0	0
		0歳児	0	0	0	0	0
他地域との調整 (流出数)③	3歳以上児		19	21	21	23	23
	1・2歳児		1	1	△9	△9	△9
	0歳児		0	0	5	5	5
過不足(②+③-①)	3歳以上児		64	77	86	90	102
	1・2歳児		△21	△12	0	6	10
	0歳児		△8	△6	0	2	3

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み*と確保方策

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の量の見込み*（事業のニーズ量）を設定し、各年度における確保方策*（事業の提供体制）の内容と実施時期を定めました。なお、地域子ども・子育て支援事業は、計画最終年度の平成31年度までに全ての量の見込み*に対する確保方策*を整備する必要があります。

（1）地域子育て支援拠点事業

事業の概要	地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みの相談、情報を収集することができる場を提供する事業です。
平成31年度の目標値	年間延べ38,016人の提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	市内5地域に1箇所ずつ子育て支援センターを設置するものとし、子育て支援センターがない地域については、つどいの広場を2箇所設置しています。平成27年度当初の子育て支援センター設置地域は鎌倉、深沢、大船の3地域で、つどいの広場を2箇所ずつ設置する地域が2地域（腰越、玉縄）ありますが、平成27年度途中で玉縄地域に新たな子育て支援センターを開設し、つどいの広場を閉所するため、平成27年度の途中からは子育て支援センターが4箇所と、腰越地域のつどいの広場が2箇所になります。箇所数としては減りますが、子育て支援センターは、平日5日間開所や夏休み期間開所があるため、つどいの広場と比べて内容が充実します。

（年間：延べ人数・箇所）

市全域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①		44,748	42,324	40,836	39,396	38,016
確保 方策	延べ人数②	44,748	42,324	40,836	39,396	38,016
	箇所数	6	6	6	6	6
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(2) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

事業の概要	幼稚園の在園児を対象に、幼稚園の標準的な利用時間外に保育を行う事業です。平成26年7月現在、本市では21園の幼稚園で事業を実施しています。
平成31年度の目標値	年間で延べ49,262人の提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	鎌倉市では、現在私立幼稚園23園中21園で一時預かりを行っています。今後も事業者の意向を踏まえながら、一時預かり事業の円滑な実施体制の確保に努めていきます。

(年間：延べ人数 実施園数)

市全域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み①	1号認定	15,300	15,218	14,700	14,420	13,638
	2号認定(教育)	40,734	40,296	38,836	38,106	35,624
	合計	56,034	55,514	53,536	52,526	49,262
確保方策	延べ人数②	46,180	47,048	47,480	48,150	49,262
	実施園	21	21	21	21	21
過不足(②-①)		△9,854	△8,466	△6,056	△4,376	0

※ 2号認定(教育)とは、通常保育の必要性がある「2号認定」を受けられる者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者のことです。

※ 確保方策*には、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費*の支給対象施設として確認*を受けない幼稚園数の園児数を含みます。また、この幼稚園に通う幼児は認定を受ける必要はありませんが、量の見込み*の1号認定と2号認定(教育)に含んで記載しました。

(3) 一時預かり事業（保育所等）

事業の概要	保護者の不定期の就労、疾病、冠婚葬祭、リフレッシュ等の理由で、子どもを保育所等で一時的に預かる事業です。量の見込み*は0~2歳児を対象として、設定しています。
平成31年度の目標値	年間で延べ8,902人の提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	保育所における一時預かり事業については、認可*保育所等の整備とともに拡充していきます。また、ファミリーサポートセンター事業の支援会員による支援活動を継続して実施するとともに、トワイライトステイについても、事業のニーズを見極めながら実施の検討を行います。

(年間：延べ人数)

市全域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①		10,540	9,951	9,588	9,238	8,902
確保方策②	一時預かり事業（保育所等）	9,337	11,181	13,393	13,393	13,393
	ファミリーサポートセンター事業	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
	トワイライトステイ事業	-	-	-	-	-
過不足(②-①)		242	2,675	5,250	5,600	5,936

(4) ファミリーサポートセンター事業（就学児対象）

事業の概要	子育てや家事で手助けがほしい人（依頼会員）を、近隣地域に住み支援を行う人（支援会員）が、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする事業です。平成 26 年 3 月末時点で、依頼会員 1,996 人、支援会員 553 人、そのほか依頼会員と支援会員を兼ねる会員 141 人が登録しています。
平成 31 年度の目標値	年間で延べ 1,319 人の提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	依頼会員と支援会員のコーディネート等の支援を引き続き実施していくとともに、支援会員の増員や既存支援会員の活動率の向上を図ります。

(年間：延べ人数)

市全域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み①	982	1,062	1,158	1,230	1,319
確保方策②	978	1,056	1,140	1,231	1,329
過不足(②-①)	△4	△6	△18	1	10

(5) 病児・病後児保育事業

事業の概要	病気または病気回復期にあるため、集団保育が困難な児童を、医療機関等に併設する専用の保育室で看護師・保育士が一時的に預かる事業です。平成 26 年度現在、市内 1 か所で病後児保育を実施しています。
平成 31 年度の目標値	年間で延べ 559 人の提供体制の確保を目標とします（病後児保育のみで確保）。
今後の方向性	病児保育の実施は、開所中の医療体制の確保が必要であり医療機関内での実施や緊密な連携の構築など体制の整備が課題となっています。国・県の動向や他市の状況等を見極めながら実施について検討します。

(年間：延べ人数)

市全域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み①	641	623	601	585	559
確保方策②	968	968	976	976	972
過不足(②-①)	327	345	375	391	413

(6) 延長保育事業

事業の概要	保育所の在園児を対象に、保護者の就労時間、通勤時間等の状況により、通常の保育時間を越え、時間を延長して保育を行う事業です。
平成31年度の目標値	年間延べ53,499人の提供体制を目標とします。
今後の方向性	引続き、全認可*保育所等での実施を目標とします。

(年間：延べ人数)

市全域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①		61,526	59,624	57,582	56,005	53,499
確保方策	延べ人数②	61,526	59,624	57,582	56,005	53,499
	実施園	全認可*保育所等での実施				
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(7) 放課後児童クラブ(子どもの家)

事業の概要	居宅内労働を含む就労などの理由により、保護者が昼間家庭にいない子ども(小学生)に対し、放課後の遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。平成26年度現在、各小学校区で1施設ずつ運営しています。
平成31年度の目標値	全市で1,666人分の提供体制の確保を目指します。
今後の方向性	<p>指導員の確保とともに、学校から遠い小学校区の子どもの家の実施場所の見直しや、既存施設の増床の検討などを行うほか、小学校の余裕教室等の活用や、増加するニーズに対応できるよう多様な運営主体による放課後児童クラブの運営についても検討を進めます。</p> <p>また、「放課後子ども教室」との一体型または、連携型の実施に向けた検討を行います。</p> <p>※「放課後児童クラブ(子どもの家)」と「放課後子ども教室」は「放課後子ども総合プラン」に基づき実施する事業です。</p>

(登録児童数)

市全域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①		1,691	1,673	1,686	1,666	1,666
確保方策②		1,521	1,609	1,764	1,772	1,772
過不足(②-①)		△170	△64	78	106	106

第一小学校区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み①	165	164	165	163	163
確保方策②	123	123	163	163	163
過不足(②-①)	△42	△41	△2	0	0

第二小学校区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み①	72	71	72	71	71
確保方策②	60	71	71	71	71
過不足(②-①)	△12	0	△1	0	0

御成小学校区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み①	134	133	134	132	132
確保方策②	116	132	132	132	132
過不足(②-①)	△18	△1	△2	0	0

稲村力崎小学校区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み①	30	30	30	30	30
確保方策②	61	61	61	61	61
過不足(②-①)	31	31	31	31	31

七里力浜小学校区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み①	60	59	60	59	59
確保方策②	92	92	92	92	92
過不足(②-①)	32	33	32	33	33

腰越小学校区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み①	100	99	100	99	99
確保方策②	108	108	108	108	108
過不足(②-①)	8	9	8	9	9

西鎌倉小学校区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み①	108	107	108	107	107
確保方策②	59	107	107	107	107
過不足(②-①)	△49	0	△1	0	0

深沢小学校区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み①	155	153	154	152	152
確保方策②	160	160	160	160	160
過不足(②-①)	5	7	6	8	8

富士塚小学校区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み①	77	77	77	76	76
確保方策②	81	81	81	81	81
過不足(②-①)	4	4	4	5	5

山崎小学校区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み①	123	122	122	121	121
確保方策②	140	140	140	140	140
過不足(②-①)	17	18	18	19	19

小坂小学校区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み①	173	171	172	170	170
確保方策②	119	119	170	170	170
過不足(②-①)	△54	△52	△2	0	0

今泉小学校区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み①	97	96	97	96	96
確保方策②	83	96	96	96	96
過不足(②-①)	△14	0	△1	0	0

大船小学校区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み①	119	117	118	117	117
確保方策②	119	119	119	119	119
過不足(②-①)	0	2	1	2	2

玉縄小学校区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み①	151	149	150	148	148
確保方策②	84	84	148	148	148
過不足(②-①)	△67	△65	△2	0	0

植木小学校区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み①	62	61	62	61	61
確保方策②	60	60	60	60	60
過不足(②-①)	△2	△1	△2	△1	△1

関谷小学校区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み①	65	64	65	64	64
確保方策②	56	56	56	64	64
過不足(②-①)	△9	△8	△9	0	0

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を支援する事業で、赤ちゃんが生まれた家庭を助産師・保健師が全戸訪問し、発育や育児に関する相談や情報提供などをします。
平成31年度の目標値	937人を目標値として設定します。
今後の方向性	対象となる全数の訪問実施を目指します。

(人)

市全域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	1,084	1,047	1,009	973	937
確保方策②	1,084	1,047	1,009	973	937
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業の概要	保護者が病気等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合などに、児童養護施設等で一時的に養育・保護する事業です。
平成31年度の目標値	年間延べ16人の児童に対する提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	引き続き提供体制が確保できるよう努めます。

(年間：延べ人数・箇所)

市全域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	18	18	17	17	16
確保方策	延べ人数②	22	22	22	22
	箇所数	3	3	3	3
過不足(②-①)	4	4	5	5	6

(10) 養育支援訪問事業

事業の概要	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導・助言等を行い適切な養育の実施を確保します。
平成 31 年度の目標値	年間延べ 110 人の要支援・要保護児童に対する提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	引き続き児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前に、訪問による支援を継続していきます。

(年間：延べ人数)

市全域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み①	114	114	113	112	110
確保方策②	114	114	113	112	110
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査

事業の概要	妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な出産に資するために適切な健診を行う事業です。
平成 31 年度の目標値	1,033 人を対象に 14,462 回の妊婦健康診査を実施する提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	本市では、鎌倉市妊産婦健康診査補助券を交付し、妊婦健診 14 回、産後 1 か月児健診 1 回の助成を行なっています。今後も補助券交付を継続し、安全・安心な出産に向けて受診の勧奨に努めます。

(年間：延べ対象者数・健診回数)

市全域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	対象者数	1,190	1,147	1,106	1,066	1,033
	健診回数①	16,660	16,058	15,484	14,924	14,462
確保方策②		16,660	16,058	15,484	14,924	14,462
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(12) 利用者支援事業

事業の概要	子どもや保護者の身近な場所で、利用者のニーズに応じた子ども・子育て支援に関する情報提供や、保育所等の利用申し込み等に関する利用相談を行う事業で、子ども・子育て支援法に定める新規事業です。
平成31年度の目標値	市内1か所の設置を目指します。
今後の方向性	利用者の個別のニーズに対して、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域の利用者が相談しやすい利用者支援事業の実施に向けて検討を行います。

市全域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策	市内1箇所の設置を目指します。				

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要	新制度においては、各施設・事業者が日用品、文具等の購入に要する費用等について実費徴収を行うことができるとされていますが、この実費徴収について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。なお、この事業は、子ども・子育て支援法に定める新規事業です。
今後の方向性	低所得世帯に対し適切な支援を行います。

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業の概要	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。
今後の方向性	地域ネットワーク調整機関職員の専門性向上を図るため、子育て支援専門家等からの助言や指導を受けるほか、地域住民に対する児童虐待未然防止の周知・啓発や子育て応援講座等を行うなど、地域における子どもを守るネットワーク機能の強化を図ります。

新制度に基づき提供を行う「地域子ども・子育て支援事業」は上記に示す(1)～(14)の事業に区分されます。なお、「地域子ども・子育て支援事業」のうち「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、今後国の動向等を踏まえ事業実施について検討していきます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制、進行管理

- 子ども・子育て支援事業は、こどもみらい部が中心となって推進していきます。推進に当たっては、庁内関係各課と連携するとともに、幼稚園や保育所、認定こども園*などをはじめとする子ども・子育て支援事業者、学校、地域の関係者や関係機関などと連携・協働して取り組みます。
- 計画の進行管理は、毎年度こどもみらい部が行い、「鎌倉市子ども・子育て会議」で内容を審議していきます。

2 個別事業の点検・評価

- この計画は、PDCA サイクル（計画、実施、点検、改善）による「継続的改善」の考え方を基本とします。
- 量の見込み*と確保方策*の進捗状況を中心として、課題の整理や改善に努めます。

3 情報公開

毎年度、計画の推進状況をまとめた白書を市内の公共施設等に配架するとともに、市のホームページなどを利用して公表します。

第7章 資料

1 鎌倉市子ども・子育て会議条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、鎌倉市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会議は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者又は労働者を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とし、その満了の日は、市長が委嘱を行った日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市子ども・子育て会議条例（平成25年6月条例第2号）第4条の規定に基づき、鎌倉市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第2条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないときと認めるときは、これを公開しないことができる。

(意見の聴取)

第5条 子ども・子育て会議は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第6条 子ども・子育て会議に幹事20人以内を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、子ども・子育て会議の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て会議の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

付 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

3 鎌倉市子ども・子育て会議委員名簿

(任期：平成25年8月27日～平成27年3月31日、◎会長 ○副会長、敬称略)

選出団体等	役職等	氏名
◎明治学院大学	教授	松原 康雄
○神奈川県立保健福祉大学	教授	新保 幸男
三浦半島地域連合	執行委員長	岡崎 俊博
鎌倉市社会福祉協議会	常務理事	金川 剛文
鎌倉保健福祉事務所	技幹 保健福祉課長	杉山 直美 (H25.8.27.~H26.3.31) 重松 美智子 (H26.4.1~H27.3.31)
鎌倉市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	菊池 順子
かまくら子育て支援グループ懇談会	代表	阪口 泉
かまくら福祉・教育ネット	-	藤井 博子
鎌倉市青少年指導員連絡協議会	副会長・会長	下山 浩子
鎌倉市保育会	会長	富田 英雄
鎌倉市保育園保護者連絡会	副会長	青柳 玲子 (H25.8.27.~H26.6.16) 松尾 里奈 (H26.6.17~H27.3.31)
まんまる保育室	室長	福田 弘美
鎌倉私立幼稚園協会	振興部長	中村 邦彦 (H25.8.27.~H26.6.16) 石井 秀卓 (H26.6.17~H27.3.31)
鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	役員	佐藤 まゆ子
認定こども園鎌倉みどり学園	学園長	高 方子 (H25.8.27.~H26.3.31) 石戸 ナナ子 (H26.4.1~H27.3.31)
鎌倉市子どもの家保護者連絡協議会	-	富田 美幸 (H25.8.27.~H26.6.16) 林 みさき (H26.6.17~H27.3.31)
鎌倉市PTA連絡協議会	副会長	大鐘 亜子 (H25.8.27.~H26.6.16) 久保田 薫子 (H26.6.17~H27.3.31)
鎌倉市立小学校長会	校長	鎌倉市立小坂小学校校長 中澤 純二 (H25.8.27.~H26.6.16) 鎌倉市立今泉小学校校長 三島 久司 (H26.6.17~H27.3.31)
鎌倉市立中学校長会	校長	鎌倉市立深沢中学校校長 秋山 定明
市民公募委員	-	堀田 絵里
市民公募委員	-	寺沢 桜

4 計画策定の経過

年月日	会議・委員会等審議内容等								
平成 25 年 8 月 12 日	平成 25 年度第 1 回鎌倉市子ども・子育て会議庁内推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市子ども・子育て会議の設置について ・鎌倉きらきら白書について ・子ども・子育て支援新制度について ・（仮称）鎌倉市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・ニーズ調査について 								
平成 25 年 8 月 27 日	平成 25 年度第 1 回鎌倉市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市子ども・子育て会議の設置について ・鎌倉きらきら白書について ・子ども・子育て支援新制度について ・（仮称）鎌倉市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・ニーズ調査について 								
平成 25 年 10 月 8 日 ～11 月 30 日	（仮称）鎌倉市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための実態調査 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>調査対象</th> <th>配布数</th> <th>有効回収数</th> <th>有効回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鎌倉市在住で 0 歳児から 5 歳児までを子育て中の家庭</td> <td>4,200 件</td> <td>2,553 件</td> <td>60.8%</td> </tr> </tbody> </table>	調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率	鎌倉市在住で 0 歳児から 5 歳児までを子育て中の家庭	4,200 件	2,553 件	60.8%
調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率						
鎌倉市在住で 0 歳児から 5 歳児までを子育て中の家庭	4,200 件	2,553 件	60.8%						
平成 25 年 12 月 16 日	平成 25 年度第 2 回鎌倉市子ども・子育て会議庁内推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・利用ニーズ把握のための調査について ・条例等の制定について ・放課後児童クラブ（学童保育）について ・待機児童解消加速化プランについて 								
平成 25 年 12 月 24 日	平成 25 年度第 2 回鎌倉市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・利用ニーズ把握のための調査について ・条例等の制定について ・放課後児童クラブ（学童保育）について ・待機児童解消加速化プランについて ・次世代育成支援対策推進法の延長等の検討について 								

年月日	会議・委員会等審議内容等
平成 26 年 3 月 5 日	平成 25 年度第 3 回鎌倉市子ども・子育て会議庁内推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画について ・条例等の制定について ・ニーズ調査の単純集計結果について ・次世代育成きらきらプラン後期計画について
平成 26 年 3 月 19 日	平成 25 年度第 3 回鎌倉市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画について ・条例等の制定について ・ニーズ調査の単純集計結果について ・次世代育成きらきらプラン後期計画について
平成 26 年 5 月 28 日	平成 26 年度第 1 回鎌倉市子ども・子育て会議庁内推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市子ども・子育て会議について ・きらきらプランについて ・子ども・子育て支援新制度について ・子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項と量の見込みについて ・条例の制定について
平成 26 年 6 月 17 日	平成 26 年度第 1 回鎌倉市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市子ども・子育て会議について ・きらきらプランについて ・子ども・子育て支援新制度について ・子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項と量の見込みについて ・条例の制定について
平成 26 年 6 月 26 日 ～7 月 25 日	パブリックコメントの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業等の地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について ・教育・保育給付の支給認定に関する基準について ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

年月日	会議・委員会等審議内容等
平成 26 年 7 月 14 日	平成 26 年度第 2 回鎌倉市子ども・子育て会議庁内推進委員会 ・きらきら白書について ・子ども・子育て支援事業計画について ・市民への新制度の周知及び市民懇談会・団体別懇談会開催について ・パブリックコメントの進捗状況について ・確保方策の進捗状況について
平成 26 年 7 月 30 日	平成 26 年度第 2 回鎌倉市子ども・子育て会議 ・きらきら白書について ・きらきらプラン後期計画の評価について ・子ども・子育て支援事業計画について ・市民への新制度の周知及び市民懇談会・団体別懇談会開催について ・条例制定の進捗状況について ・確保方策の進捗状況について ・子どもの家利用料について
平成 26 年 8 月 14 日	平成 26 年度第 3 回鎌倉市子ども・子育て会議庁内推進委員会 ・子ども・子育て支援事業計画の骨子について ・確保方策について ・利用者負担の考え方について
平成 26 年 8 月 14 日 ～8 月 27 日	子ども・子育て支援新制度市民懇談会 （玉縄、深沢、鎌倉、腰越、大船地域） ・子ども・子育て支援新制度についての説明 ・子ども・子育て支援事業計画策定に向けた意見交換
平成 26 年 8 月 26 日	平成 26 年度第 3 回鎌倉市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画の骨子について ・確保方策について ・利用者負担の考え方について
平成 26 年 9 月 17 日 ～9 月 30 日	子ども・子育て支援新制度団体別懇談会 かまくら子育て支援グループ懇談会 鎌倉私立幼稚園父母の会連合会 梶原の森たんぽぽ保育園保護者会 かまくら福祉教育ネット 鎌倉市保育園保護者連絡会 ピヨピヨ保育園保護者会 たんぽぽ共同保育園保護者会

年月日	会議・委員会等審議内容等
平成 26 年 10 月 27 日	平成 26 年度第 4 回鎌倉市子ども・子育て会議庁内推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民・団体別懇談会の結果について ・ 子ども・子育て支援事業計画の素案について ・ 教育・保育施設等の新制度への移行の状況について ・ 新制度に向けての事務の進捗状況について
平成 26 年 11 月 13 日	平成 26 年度第 4 回鎌倉市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民・団体別懇談会の結果について ・ 子ども・子育て支援事業計画の素案について ・ 計画の名称及びパブリックコメントについて ・ 教育・保育施設等の新制度への移行の状況について ・ 新制度に向けての事務の進捗状況について
平成 26 年 11 月 27 日 ～12 月 26 日	パブリックコメントの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鎌倉市子ども・子育て支援事業計画について
平成 27 年 2 月 6 日	平成 26 年度第 5 回鎌倉市子ども・子育て会議庁内推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果について ・ 計画案について ・ 平成 27 年度施設整備計画等について ・ 教育・保育施設の利用定員について
平成 27 年 3 月 3 日	平成 26 年度第 5 回鎌倉市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果について ・ 計画案について ・ 計画策定に係る今後のスケジュールについて ・ 平成 27 年度施設整備計画等について ・ 教育・保育施設の利用定員について ・ 子どもの家の基準条例について

5 用語説明（50音順）

【あ行】

NPO 法人	NPO は、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。「NPO 法人」という場合には、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人。
--------	--

【か行】

確認	認可*を受けた施設・事業等を、その申請に基づき、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認すること。
確保方策	子ども・子育て支援事業が適切に進むよう、量の見込みをもとに策定した、必要な施設や事業の整備計画。
共食	家族や仲間などと一緒に食事をとること。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子どもの数。
コーホート変化率法	年齢別・男女別の人口について、出生・死亡や転入・転出などの要因を分けずにそれぞれ5年間の人口増減率をもとに将来の人口を推計する方法。

【さ行】

施設型給付	新制度における保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付費として、県が認可し市町村が確認した施設に支払う。
主任児童委員	児童福祉の活動を専任で行う民生委員・児童委員*。関係機関と連携し、子育てに関する悩みの相談や、子育てに不安のある家庭の支援、子育てに関する情報提供等を行い、地域の子どもと子育て家庭を見守っている。また、主任児童委員が中心に運営する「子育てサロン」は、親子で気軽に参加することができ、子育て中の親の仲間づくりや息抜き、相談の場となっている。
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

スクールソーシャルワーカー	家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもたちが日々の生活の中で出会ういろいろな困難を、子どもの側に立って解決するためのサポートシステム。スクールソーシャルワーカーはいじめや暴力行為、不登校などの課題解決を図るため、教育の分野をはじめ社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する。
---------------	--

【た行】

地域型保育給付	小規模な保育施設に対する財政措置。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の四つの保育事業について市町村が認可・確認した事業に対して支払う。給付費は国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額。
特定教育・保育施設	県が認可し、市町村による確認を受け施設型給付*の対象となった施設。
特定地域型保育事業	市町村による認可・確認を受け地域型保育給付*の対象となった事業。

【な行】

認可	行政が各事業について基準に当てはまっていると認めること。
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つほか、認定こども園法に基づく地域の子育て支援を行う。認定こども園は保護者の就労状況に関わらず利用できる。
ノーマライゼーション	障害のある人も、ない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそがあたりまえの社会であるという考え方。

【は行】

発達障害	主に比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、対人関係の問題を主とする障害。
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。もともとは建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いで用いられていたが、現在では、より広く 障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障害の除去という意味でも用いられている。

【ま行】

<p>民生委員・児童委員</p>	<p>民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けた福祉のボランティア。様々な支援を必要とする住民の相談に応じて、福祉の制度やサービスについて情報提供を行い、住民と関係機関とをつなぐパイプ役を担うとともに、関係機関と連携し、地域福祉の増進に努めている。また、すべての民生委員は児童委員を兼ねており、主任児童委員*と連携し、子育て支援等の児童福祉の向上にも努めている。</p>
<p>メンタルフレンド</p>	<p>不登校状態等で自宅にひきこもりがちな児童生徒に対して、兄や姉に相当する世代の大学生・大学院生が家庭等に訪問し、対人関係の芽を育めるよう、話し相手・遊び相手として支援するもの。</p>

【や行】

<p>ユニバーサルデザイン</p>	<p>年齢や能力のいかんに関わらず、できる限り最大限すべての人々が利用可能であるように、製品・建物・空間をデザインする理念のこと。ユニバーサルデザインの考えは、はじめから障壁(バリア)をなくしておこうとするもの。</p>
-------------------	--

【ら行】

<p>量の見込み</p>	<p>ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。</p>
--------------	---

【わ行】

<p>ワーク・ライフ・バランス</p>	<p>国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。</p>
---------------------	---

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～

発行年月：平成27年3月

編集・発行：鎌倉市こどもみらい部 子ども・子育て支援新制度担当

連絡先：鎌倉市こどもみらい部 こどもみらい課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

電話 0467-23-3000（内線 2651）